

我孫子市クリーンセンター整備事業
に係る事業計画概要書

平成 29 年 2 月

我孫子市

【目次】

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1-1 事業者の名称	1-1
1-2 代表者の氏名	1-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2-1 対象事業の名称	2-1
2-2 対象事業の目的	2-1
2-3 対象事業の内容	2-2
2-3-1 対象事業の種類の詳細	2-2
2-3-2 対象事業の実施されるべき区域の位置	2-2
2-3-3 対象事業の規模	2-6
2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項	2-7
2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	2-10
2-3-6 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの	2-11
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3-1 自然的状況	3-1
3-1-1 大気質の状況	3-1
3-1-2 気象の状況	3-9
3-1-3 水質の状況	3-14
3-1-4 水象の状況	3-24
3-1-5 水底の底質	3-26
3-1-6 騒音及び低周波音の状況	3-27
3-1-7 振動の状況	3-32
3-1-8 悪臭の状況	3-33
3-1-9 地形及び地質等の状況	3-34
3-1-10 地盤の状況	3-38
3-1-11 土壌の状況	3-40
3-1-12 植物の生育及び植生の状況	3-44
3-1-13 動物の生息の状況	3-65
3-1-14 生態系の状況	3-82
3-1-15 景観の状況	3-85
3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-92

3-2 社会的状況.....	3-96
3-2-1 人口の状況.....	3-96
3-2-2 産業の状況.....	3-97
3-2-3 土地利用の状況.....	3-100
3-2-4 河川等の利用及び地下水の利用の状況.....	3-103
3-2-5 交通の状況.....	3-106
3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況.....	3-109
3-2-7 下水道の整備の状況.....	3-115
3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	3-116
3-2-9 その他の事項.....	3-148

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1-1 事業者の名称

我孫子市

1-2 代表者の氏名

我孫子市長 星野 順一郎

1-3 主たる事務所の所在地

千葉県我孫子市 我孫子 1858 番地

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

我孫子市クリーンセンター整備事業（以下、「本事業」という。）

2-2 対象事業の目的

昭和48年に稼働した我孫子市クリーンセンター（ストーカ方式、処理能力1号炉日量90t、2号炉日量105t）は、年間約29,000tの可燃ごみ等（可燃ごみ、可燃残渣、脱水ケーキ）を処理する市内で唯一の焼却施設であり、これまで炉の増設や基幹的施設整備事業による機能回復工事、ダイオキシン類対策工事を実施してきた。しかし、稼働から40年以上が経過し、老朽化による故障リスク、維持管理費用が増大しており、本市の安定的なごみ処理の維持が難しい状況にある。また、昭和52年稼働の破碎処理施設と昭和57年稼働の資源価値向上施設も老朽化が進んでおり、いずれも新たな施設の整備が必要である。

以上の状況を踏まえ、本事業は、本市において新廃棄物処理施設及びリサイクルセンター（破碎処理施設及び資源化施設）を整備し、環境に配慮し、安全で安定的なごみ処理を実現させることを目的とする。

2-3 対象事業の内容

本事業は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの整備とそれに伴う既存建物等の撤去、付帯設備の整備等を行うものである。

なお、本市では第1次事業として新廃棄物処理施設を整備し、その後第2次事業としてリサイクルセンターを整備する予定である。

このうち、千葉県環境影響評価条例（以下、「県条例」という。）の対象事業となるのは第1次事業の新廃棄物処理施設の整備である。しかしながら、第2次事業のリサイクルセンターについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その設置手続きにおいて生活環境影響調査の実施が定められており、また、「我孫子市廃棄物処理施設整備基本計画」（平成28年3月、我孫子市）では、新たな我孫子市クリーンセンターの施設として新廃棄物処理施設とともに一体的に整備計画を公表している。以上を踏まえ、本事業は第1次事業及び第2次事業を併せたものとし、環境影響評価を実施する。

2-3-1 対象事業の種類の詳細

廃棄物焼却施設の設置

2-3-2 対象事業の実施されるべき区域の位置

対象事業の実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は、図2-3-1～図2-3-3に示すとおりであり、我孫子市の北東部に位置する。

所在地：千葉県我孫子市中峠2264、2274

区域の面積：約29,300m²

対象事業実施区域は、現在我孫子市クリーンセンターとして利用されている地域であり、昭和46年に「ごみ焼却場」として都市計画決定がなされている（図2-3-3参照）。



凡例

-  県界
-  市町界



1:750,000

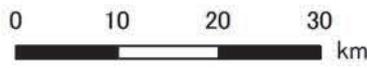


図 2-3-1 対象事業実施区域位置図 (案内図)



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 県界

 : 市町界



1:50,000



图 2-3-2 対象事業実施区域 (広域)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 都市計画決定の範囲



1:5,000



図 2-3-3 対象事業実施区域（詳細）

2-3-3 対象事業の規模

本事業において設置する新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの規模は、以下のとおりである。

- 新廃棄物処理施設：処理能力約 120t/日（約 60t/日×2 炉）
（可燃ごみ等の焼却処理）
- リサイクルセンター：処理能力約 27t/日
（不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別、容器包装プラスチック、ペットボトルの選別・圧縮梱包、ビン類、缶類・金属類の選別）

2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項

1. 土地利用計画

本事業の土地利用計画は、表 2-3-1、図 2-3-4 及び図 2-3-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、現在我孫子市クリーンセンターとして利用されている区域であることから、本事業は、現在の我孫子市クリーンセンターの稼働を継続しながら、段階を踏んで実施する計画である。

まず、新廃棄物処理施設は、現在の我孫子市クリーンセンターの敷地を分断する市道を廃止して一団の土地とした後、敷地の南側に約 8,000m² の整形地を確保し、一部建屋等を移設、撤去し（第一段階）、整備する（第二段階）。次に、現在の焼却施設等を移設、撤去し（第三段階）、その跡地にリサイクルセンターを整備する（第四段階）。

表 2-3-1 対象事業実施区域内の土地利用計画（予定）

土地利用区分		面積 (m ²)	構成比 (%)
建築物等	新廃棄物処理施設	約 4,500	約 15
	リサイクルセンター（ストックヤード含む）	約 3,250	約 11
	計量棟	約 250	約 1
構内道路、駐車場等		約 18,100	約 62
緑地		約 3,200	約 11
合計		約 29,300	100

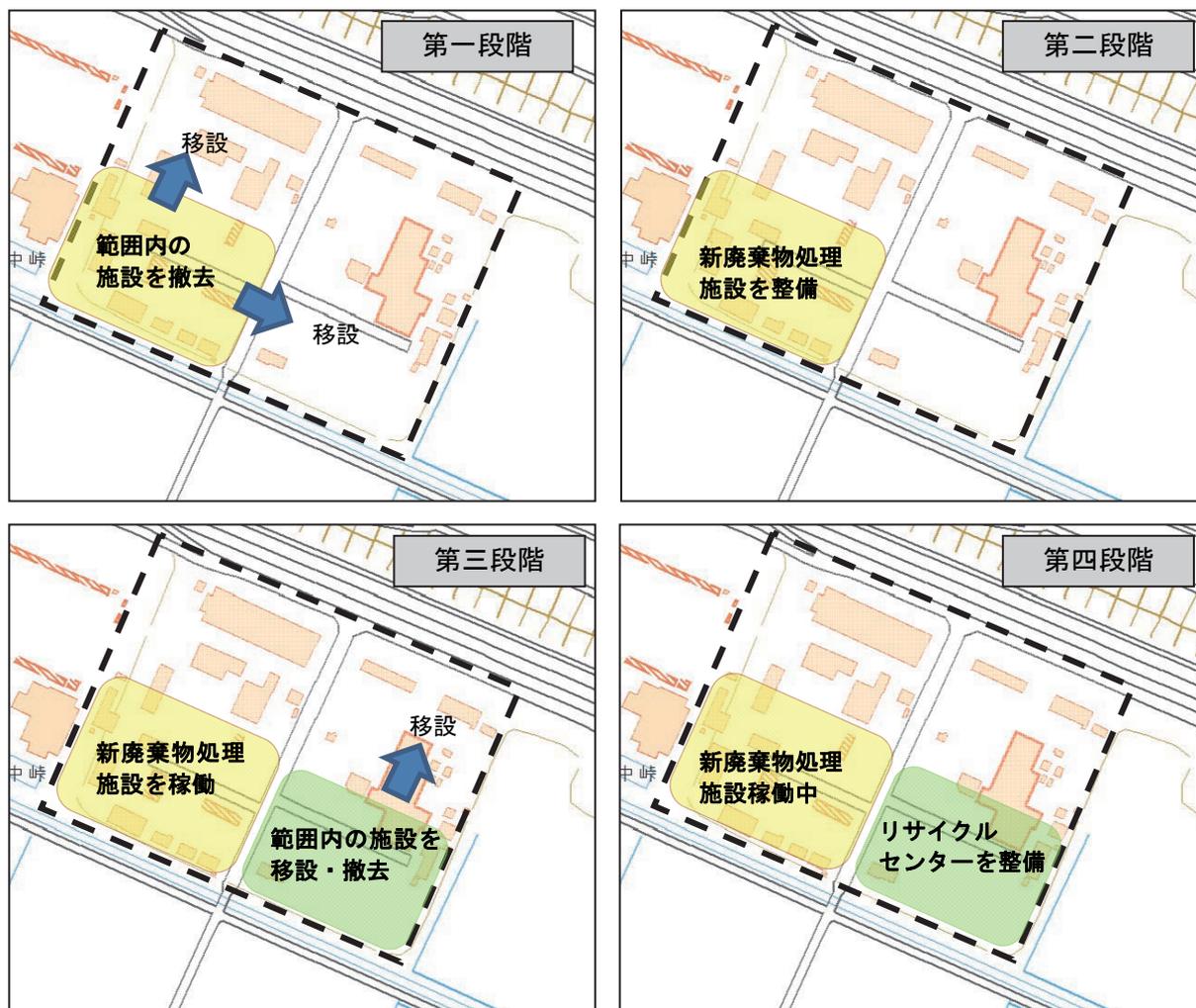


図 2-3-4 各事業段階における土地利用計画

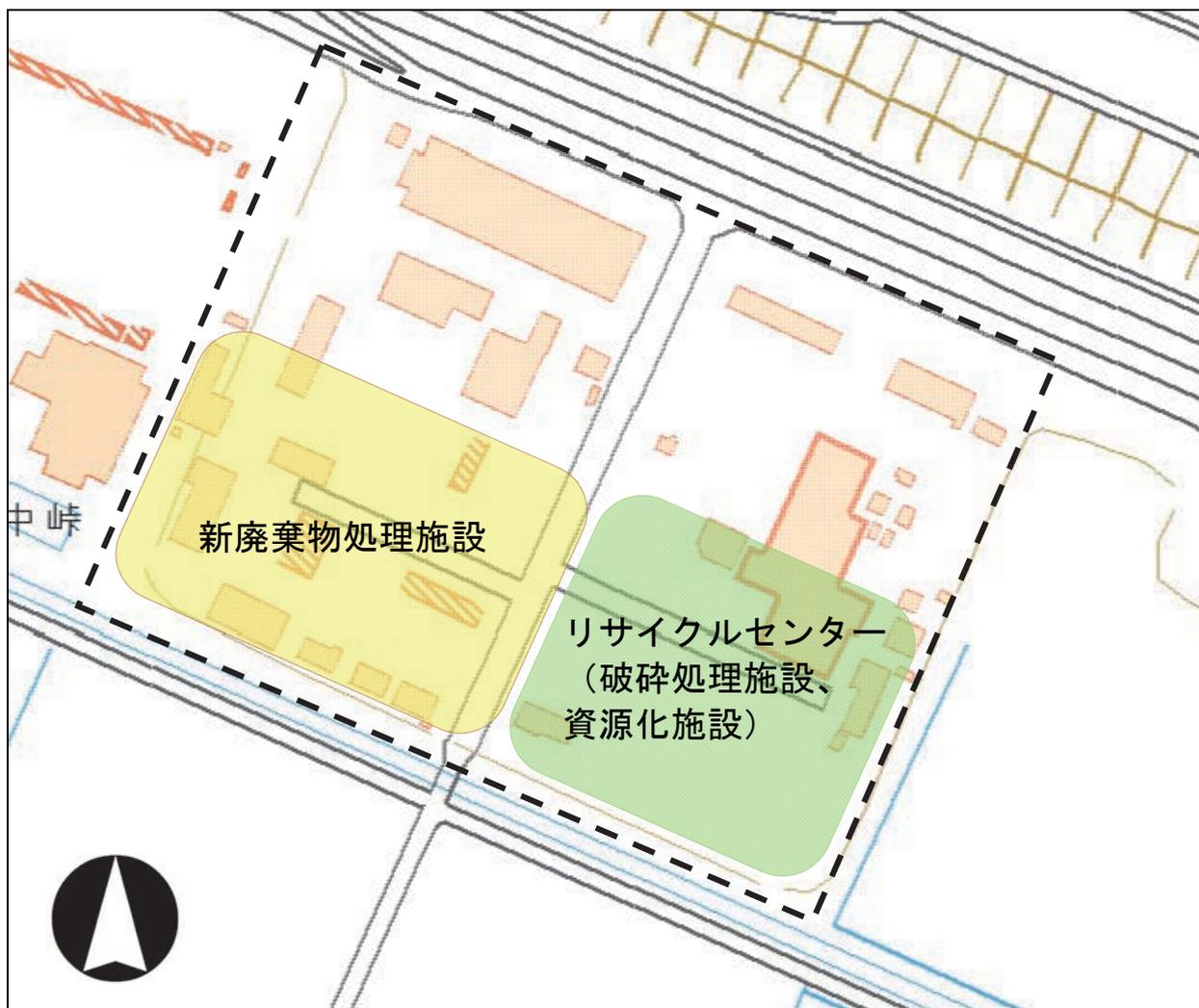


図 2-3-5 土地利用計画（平成 38 年度時点）

2. 廃棄物焼却等施設の概要

(1) 対象ごみの種類

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターで扱う対象ごみ（処理物）の種類は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの対象ごみ（処理物）の種類

施設	対象ごみ（処理物）
新廃棄物処理施設	可燃ごみ、可燃残渣 ^{注1)} 、脱水ケーキ ^{注2)}
リサイクルセンター	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ペットボトル、びん、金属類、空き缶）

注 1) リサイクルセンター（破砕処理施設、資源化施設）での処理過程で生じる残渣のうち、可燃性の残渣である。

注 2) し尿処理施設からの処理残渣。し渣を含む。

(2) 新廃棄物処理施設の計画処理量

新廃棄物処理施設で扱う対象ごみ（処理物）の計画処理量は、表 2-3-3 に示すとおりである。本施設は、平成 33 年度より稼働を開始する予定であり、平成 33 年度に最大となると推計している。

表 2-3-3 計画処理量

区分	平成 27 年度 （実績値）	平成 33 年度 （推計値）
可燃ごみ	24,495t	25,355t
可燃残渣	1,712t	1,540t
脱水ケーキ	583t	597t
燃やせないごみの一部	2,574t	-
計	29,364t	27,492t

注) 小数点以下の端数処理の関係上必ずしも内訳と合計が一致しない場合がある。

(3) 計画ごみ質

新廃棄物処理施設で扱う対象ごみ（処理物）の計画ごみ質は、表 2-3-4 に示すとおりである。

表 2-3-4 計画ごみ質

区分	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	58.2	45.1	35.2
灰分 (%)	6.1	6.7	7.2
可燃分 (%)	35.7	48.2	60.6
低位発熱量 (kcal/kg)	1,274	1,919	2,558
低位発熱量 (kJ/kg)	5,330	8,031	10,703
単位体積重量 (t/m ³)	0.16	0.15	0.14

注) 基準ごみは、平成 22 年度～平成 28 年度 10 月のごみ分析結果データ（異常値を除く）の平均値、低質ごみ質（下限値）、高質ごみ（上限値）は、過年度のごみ分析結果データの正規分布より、95%の信頼区間の両端をもって設定した。（算定根拠：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人全国都市清掃会議））

(4) 粗大ごみ、不燃ごみ、資源の計画処理量

リサイクルセンターで扱う対象ごみ（処理物）の計画処理量は、表 2-3-5 に示すとおりである。本施設は、平成 38 年度より稼働を開始する予定であり、平成 38 年度に最大となると推計している。

表 2-3-5 粗大ごみ、不燃ごみ、資源の計画処理量

区分	平成 27 年度 (実績値)	平成 38 年度 (推計値)
粗大ごみ、不燃ごみ	1,963t	1,665t
容器包装プラスチック	1,380t	1,369t
ペットボトル	358t	355t
びん	900t	893t
空き缶、金属類	1,296t	1,285t
計	5,898t	5,567t

(5) 処理方式等

新廃棄物処理施設の処理方式は、「ストーカ方式」（焼却炉）とする。

2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業

対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業はない。

2-3-6 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの

1. 廃棄物処理計画

(1) 一般廃棄物対策基本計画

① 理念及び目標

ア. 理念

「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）（以下、「基本計画」という。）では、「さらなる循環型社会の形成を推進するため、市民、事業者と行政が協働してごみの削減に取り組むとともに地域社会の公衆衛生、資源の有効利用、地球温暖化防止対策の推進に貢献する。」という理念を掲げている。

イ. 目標

(ア) 一般廃棄物の排出削減

中間目標である平成 30 年度及び最終目標である平成 33 年度におけるごみ排出量の削減目標は、表 2-3-6 に示すとおりであり、最終的には平成 26 年度の総排出量に対して約 5%の削減を目標としている。

表 2-3-6 一般廃棄物の排出削減目標

(単位：g/人・日)

項目	平成 26 年度 (実績)	目標	
		平成 30 年度 (中間目標)	平成 33 年度 (最終目標)
総排出量 (資源含む)	852.9	826	808

出典：「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

(イ) 資源化率の向上

中間目標である平成 30 年度及び最終目標である平成 33 年度における資源化率の目標は、表 2-3-7 に示すとおりであり、最終的には平成 26 年度の資源化率に対して約 5%の向上を目標としている。

表 2-3-7 資源化率の目標

(単位：%)

項目	平成 26 年度 (実績)	目標	
		平成 30 年度 (中間目標)	平成 33 年度 (最終目標)
資源化率	25.3	27	30

出典：「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

(ウ) 焼却・破碎処理・最終処分体制の整備

一般廃棄物の中間処理・最終処分を継続的に実施するため、以下の施策を実施することとしている。

- 我孫子市クリーンセンターの施設の更新
- 最終処分先の安定的確保

(エ) 最終処分量の目標

最終処分量は、平成 26 年度比で 50%削減することを目標としている。

② 基本方針

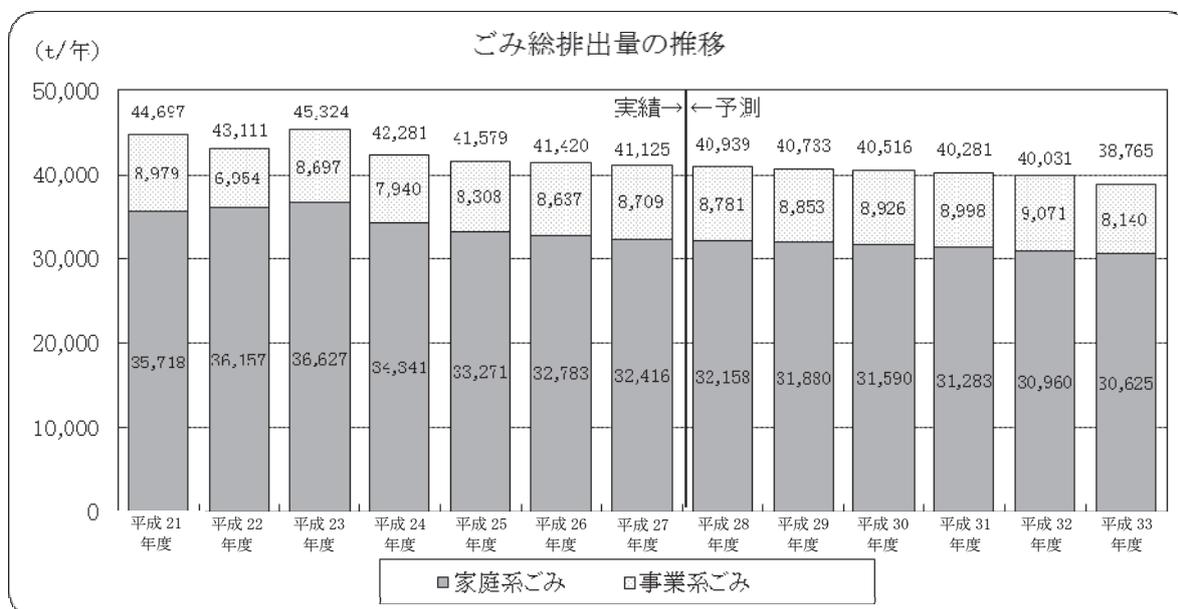
ごみ処理対策の基本方針は、次に示すとおりである。

- 市民、事業者との協働により循環型社会の形成に向け、さらなる推進を図る
- ごみ処理経費を削減する
- 普及啓発活動を通じ、市民へのごみ処理対策への理解とごみ削減への協力を啓発する
- 最終的に低コスト、低環境負荷、公衆衛生環境の改善、循環型社会の構築を目指す

③ ごみ処理量の推移

本市における種類別ごみ処理量の平成 27 年度までの実績値及び平成 33 年度までの推計値は、図 2-3-6 に示すとおりである。

ごみ処理量は平成 21 年度から平成 27 年度まで概ね横ばいで推移しており、平成 33 年度も同程度の数値になると予測されている。



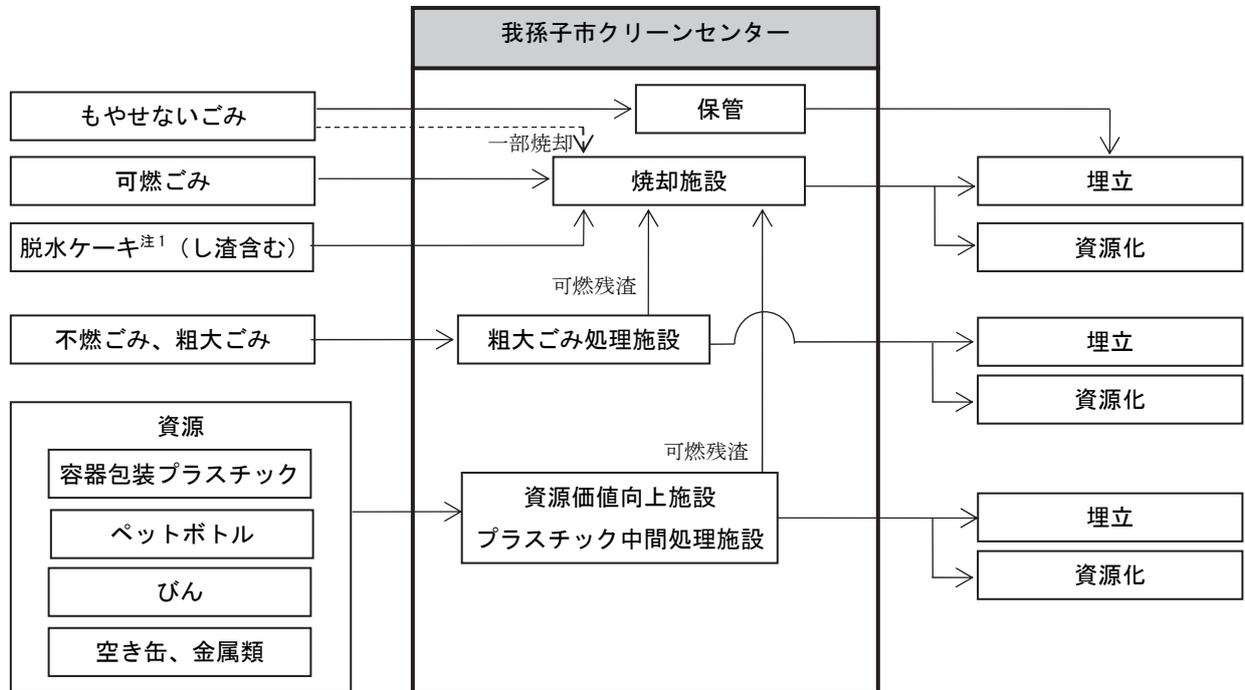
参考：「我孫子市循環型社会形成推進地域計画（第 1 次計画）」（平成 27 年 12 月、我孫子市）

図 2-3-6 種類別ごみ処理量の平成 27 年度までの実績と平成 33 年度までの予測値

(2) ごみ処理の流れ

① 現在のごみ処理の流れ

本市では、現在、我孫子市クリーンセンターでごみ処理を行っている。現在のごみ処理フローは、図 2-3-7 に示すとおりである。



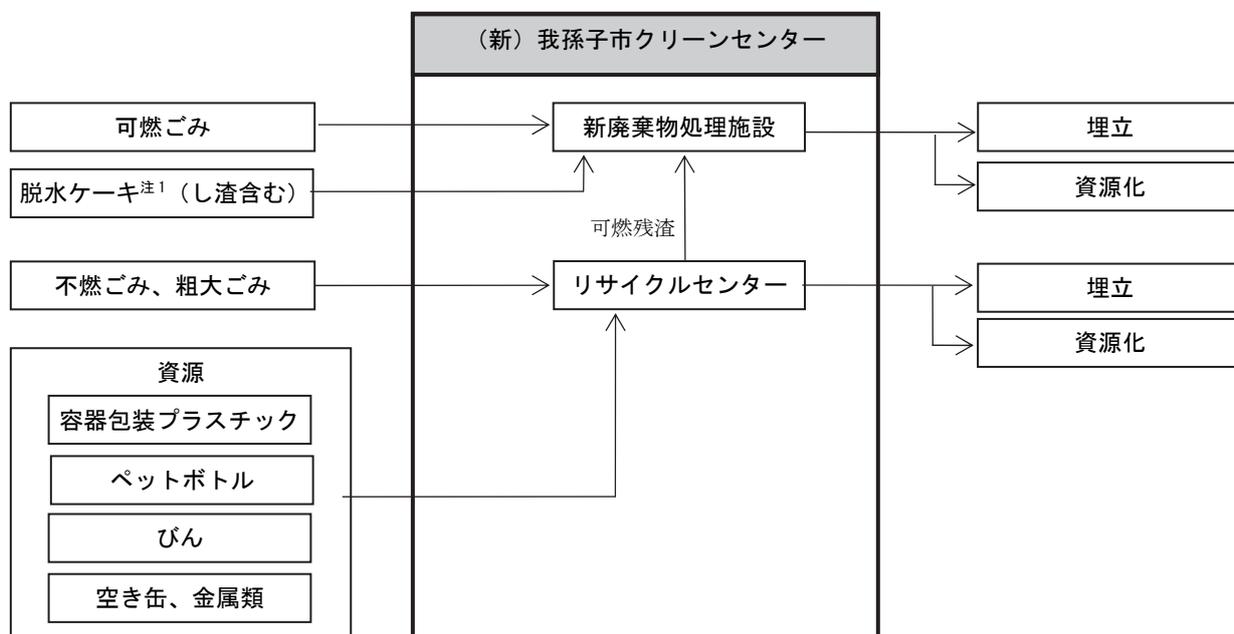
参考) 我孫子市における一般廃棄物対策基本計画 (平成 28 年 3 月、我孫子市)

注 1) し尿処理施設からの処理残渣。

図 2-3-7 現在のごみ処理フロー

② 将来のごみ処理の流れ

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの整備後のごみ処理フローは、図 2-3-8 に示すとおりであり、新廃棄物処理施設では、可燃ごみの他、不燃ごみ・粗大ごみ及び資源ごみの可燃残渣及び脱水ケーキを処理し、リサイクルセンターでは不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを処理する計画である。



参考) 我孫子市における一般廃棄物対策基本計画 (平成 28 年 3 月、我孫子市)
注) し尿処理施設からの処理残渣。

図 2-3-8 将来のごみ処理フロー

(3) 建築計画

計画建築物等の概要は、表 2-3-8 に示すとおりである。今後、建築計画の検討を進め、具体的な内容を示していく。

表 2-3-8 建築計画の概要

		建築面積 (m ²)	備考
建築物	新廃棄物処理施設	約 4,500	
	リサイクルセンター	約 3,250	
	計量棟	約 250	
煙突		-	59m

(4) 処理方式の概要及び処理の流れ

① 新廃棄物処理施設

ア. 処理方式の概要

本施設で採用する処理方式の概要は、表 2-3-9 に示すとおりである。

表 2-3-9 新廃棄物処理施設の処理方式の概要

処理方式	概要	概念図
ストーカ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカ式焼却方式は、階段状の火格子に分かれた炉で燃焼させる方式である。ごみは大きく分けて、乾燥・燃焼・後燃焼の順に3段階で効率よく完全燃焼される。なお、機種によって火格子の段数や形状、駆動方式などは様々であるが、基本的な機能は同じで、ごみを乾燥→燃焼→後燃焼のプロセスがとれる炉構造となっている。 ・燃焼温度は、約 850℃以上である。 ・補助燃料なしで処理できる低位発熱量の下限は、約 4,000kJ/kg 弱、処理可能な上限の低位発熱量は、15,000kJ/kg 弱である。 ・焼却灰発生量は、ごみあたり約 10% である。 ・セメント・キレートを含む搬出飛灰量は、ごみあたり約 3% である。 	

イ. 処理の流れ（例）

本施設のフローの一例は、図 2-3-9 に示すとおりである。また、各設備の概要は、次に示すとおりである。

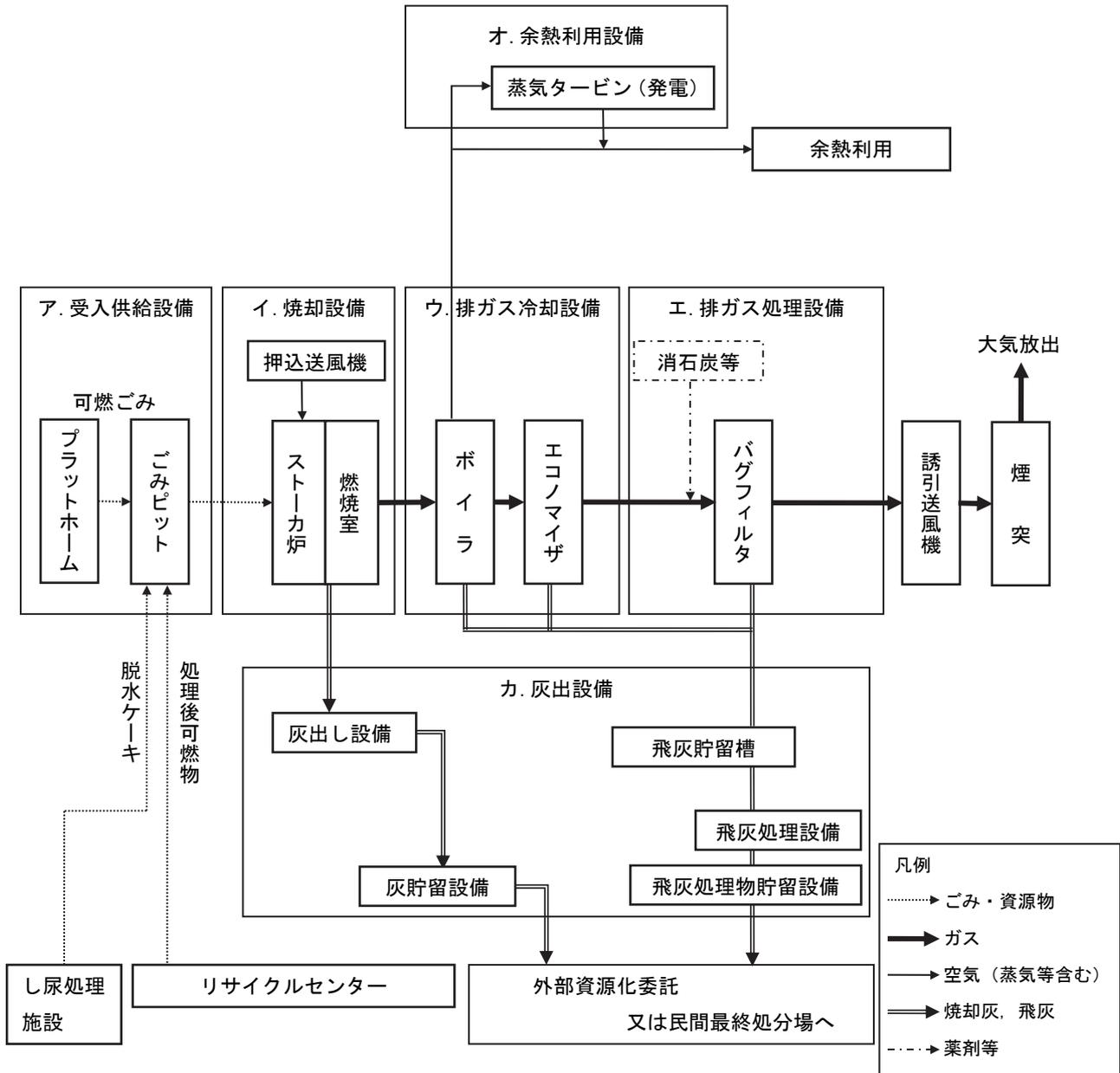


図 2-3-9 新廃棄物処理施設フロー図（例）

(ア) 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されるごみ量及び搬出される灰や資源物等を計量する計量機、ごみ収集車がごみピットにごみを投入するために設けるプラットホーム、ごみを一時貯えて焼却処理量やごみの均一化を調整するごみピット、ごみをホップに投入するごみクレーン等で構成される。

(イ) 焼却設備

ストーカ方式の燃焼設備は、ごみを熱分解し発生ガスを燃焼する方式であり、給じん装置、焼却炉、燃焼室等で構成される。ごみ供給装置により燃焼装置へ供給したごみは、燃焼温度 850℃以上、燃焼ガス滞留時間 2 秒以上で自動燃焼管理により焼却する。

(ウ) 排ガス冷却設備

排ガス冷却設備は、発生する燃焼ガスを所定の温度まで冷却する設備であり、熱回収するための廃熱ボイラやエコノマイザ等から構成される。

(エ) 排ガス処理設備

排ガス中の主な汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素等）を除去するために、バグフィルタ等の排ガス処理設備を設け、公害防止条件を遵守した運転管理を行う。

(オ) 余熱利用設備

回収した廃熱を用いて、発電等により熱エネルギー回収を行う。焼却炉出口に廃熱ボイラを設置して高温の排出ガスから廃熱回収を行い、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電する。

(カ) 灰出設備

灰出設備は、主灰及び各所で捕集された飛灰をとり集め、飛灰処理をした後に場外へ搬出するための設備であり、灰搬出装置、灰貯留装置、飛灰処理設備等から構成される。焼却炉より排出された焼却灰は、灰搬出装置で冷却後、灰貯留設備へ搬送・貯留する。また、バグフィルタ等で捕集された飛灰は、飛灰処理設備（薬剤処理等）により安定化を行い、飛灰処理物貯留設備へ搬送・貯留して、焼却灰、飛灰処理物は場外へ搬出する。

② リサイクルセンター

ア. 処理方式の概要

本施設では、搬入された粗大ごみ、不燃ごみを破砕処理設備で破砕した後、選別設備において、鉄・アルミ類、可燃残渣、不燃残渣に選別する。選別された鉄・アルミ類は資源化し、破砕後可燃残渣は、新廃棄物処理施設にて処理する。不燃残渣は、場外に搬出し処分する。

イ. 処理の流れ（例）

本施設の処理フローの一例は、図 2-3-10 に示すとおりである。また、各設備の概要は、次に示すとおりである。

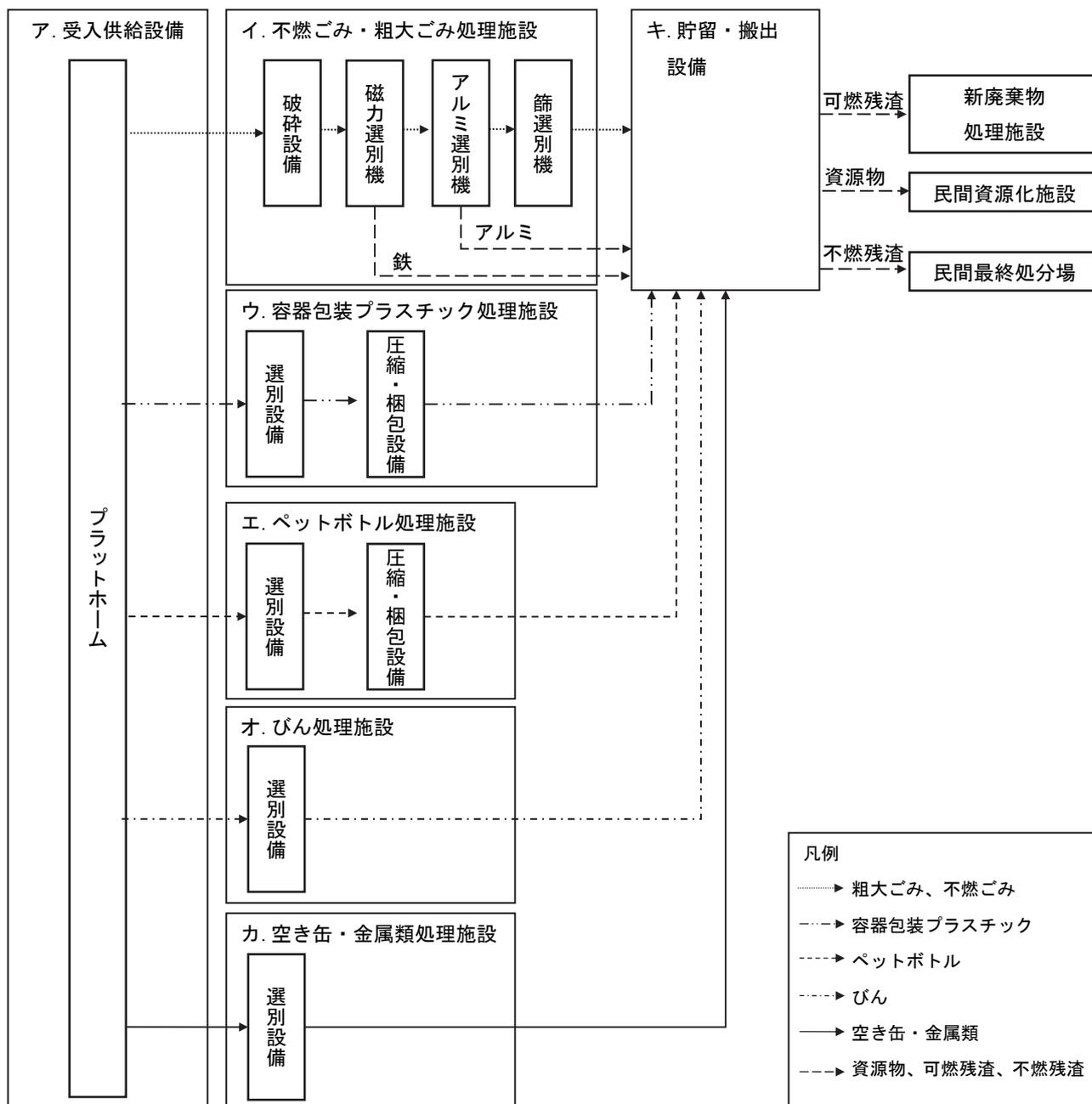


図 2-3-10 中間処理施設フロー図（例）

(ア) 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されるごみ量を計量する計量機、ごみ収集車両がごみピットにごみを投入するために設けるプラットホーム、ごみを一時貯えるごみピット、ごみをホッパに投入するごみクレーン等で構成される。なお、ごみ計量機については、新廃棄物処理施設と共用する。

(イ) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は、粗大ごみ及び不燃ごみを破碎する破碎設備、破碎されたごみを有価物、可燃物に選別する選別設備（磁力選別機、アルミ選別機、篩選別機等）で構成される。破碎処理設備には、切断式破碎機、低速回転式破碎機、高速回転式破碎機があり、今後詳細に処理方式を検討したうえ、最適な設備を選定する予定である。

(ウ) 容器包装プラスチック処理施設

容器包装プラスチック処理施設は、ごみを容器包装プラスチックとそれ以外に分ける、選別設備と選別された容器包装プラスチックを圧縮梱包する、圧縮梱包設備で構成される。

(エ) ペットボトル処理施設

ペットボトルの処理は、キャップが除去され、かつ内部が洗浄されている状況を想定し、圧縮梱包のみを行う場合があるが、不適物が混入していることを想定し、選別設備を整備し、選別されたペットボトルは、圧縮梱包設備で圧縮梱包する。

(オ) びん処理施設

びん処理施設は、びんを色別（茶色、緑、白、その他）に分ける選別設備を整備する。びん選別設備には、色選別機と手選別コンベヤによる選別が想定され、今後詳細に検討したうえ、最適な設備を選定する予定である。

(カ) 空き缶、金属類処理施設

空き缶、金属類処理施設は、金属類とアルミ缶、スチール缶に分ける選別設備を整備する。選別設備には機械選別（磁力選別機、アルミ選別機）、手選別が想定され、今後詳細に検討したうえ、最適な設備を選定する予定である。

(キ) 貯留・搬出設備

処理されたごみを貯留し、搬出する、貯留・搬出設備は、ヤード方式、バンカ方式が想定され、今後詳細に検討したうえ、最適な設備を選定する予定である。

2. 公害防止計画

(1) 公害防止に係る基準値

① 排出ガス

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおける排出ガスの自主基準値は、表 2-3-10 に示すとおりである。

表 2-3-10 公害防止に係る基準値（煙突排出ガス）

項目	自主基準値	関係法令・条令等による規制値	適用される関係法令・条例
ばいじん	0.01g/m ³ _N	0.04g/m ³ _N	大気汚染防止法
硫黄酸化物 (SO _x)	40ppm	9.0 (K 値)	
塩化水素 (HCl)	100mg/m ³ _N	700mg/m ³ _N (約 430ppm)	
窒素酸化物 (NO _x)	150ppm	250ppm	
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ _N	0.1ng-TEQ/m ³ _N	ダイオキシン類対策特別措置法
水銀 (Hg)	30 μg/m ³ _N	30 μg/m ³ _N	大気汚染防止法の一部を改正する法律 ^{注2)}

注 1) 上記の基準値及び規制値は、酸素濃度 (O₂) 12%換算値である。

注 2) 施行期日は平成 30 年 4 月 1 日（水銀に関する水俣条約の発効が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合は、当該条約の発効日）である。

② 排水

新廃棄物処理施設のプラント排水については、クローズド方式とし、敷地外へは放流を行わない。生活排水は、合併処理浄化槽により処理後、公共用水域へ放流する。生活排水の自主基準値は、表 2-3-11 に示すとおりである。

表 2-3-11 公害防止に係る基準値（排水：環境項目）

項目	自主基準値	関係法令・条令等による規制値	適用される関係法令・条例	
水素イオン濃度 (pH)	5.7~8.6	5.7~8.6	水質汚濁防止法	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L	10mg/L		
浮遊物質 (SS)	20mg/L	20mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱物油	2mg/L		2mg/L
	動植物油脂	3mg/L		3mg/L
フェノール類	0.5mg/L	0.5mg/L		
銅 (Cu)	1mg/L	1mg/L		
亜鉛 (Zn)	1mg/L	1mg/L		
溶解性鉄 (Fe)	5mg/L	5mg/L		
溶解性マンガン (Mn)	5mg/L	5mg/L		
全クロム (Cr)	0.5mg/L	0.5mg/L		
大腸菌群数	3000 個/cm ³	3000 個/cm ³		

③ 騒音・振動

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおける騒音の自主基準値は表 2-3-12 に、振動の自主基準値は表 2-3-13 にそれぞれ示すとおりである。

表 2-3-12 公害防止に係る基準値（騒音）

自主規制値	関係法令・条令等による規制値	適用される関係法令・条令
昼間（8時～18時）：60 デシベル	昼間（8時～19時）：60 デシベル	我孫子市環境条例 （その他の地域（市条例））
夜間（18時～8時）：50 デシベル	夕（19時～22時）：55 デシベル	
	夜間（22時～6時）：50 デシベル	
	朝（6時～8時）：55 デシベル	

表 2-3-13 公害防止に係る基準値（振動）

自主規制値	関係法令・条令等による規制値	適用される関係法令・条令
昼間（8時～18時）：60 デシベル	昼間（8時～19時）：60 デシベル	我孫子市環境条例 （その他の地域（市条例））
夜間（18時～8時）：50 デシベル	夜間（19時～8時）：55 デシベル	

④ 悪臭

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおける悪臭の自主基準値は、表 2-3-14 に示すとおりである。

表 2-3-14 公害防止に係る基準値（悪臭）

項目	自主基準値	関係法令・条令等による規制値	適用される関係法令・条令
臭気指数（敷地境界）	13	13	我孫子市環境条例 （市街化調整区域（市条例））
臭気指数（排水水）	29	29	

(2) 大気汚染防止計画

① 排出ガス処理対策

排ガスの処理については、バグフィルタ等の公害防止装置を設置し、自主基準値を満足させる対策を講じる。

② モニタリング

煙突排出ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度等の監視を行う。

(3) 水質汚濁防止計画

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの排水処理計画の例を、表 2-3-15 に示す。

プラント排水についてはクローズド方式とし、排水処理後に再利用するシステムを構築する。また、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、約 70L/日、公共用水域へ放流する。

表 2-3-15 排水処理計画の概要（例）

項目	内容
プラント排水	凝集沈殿処理後、再利用
ごみピット排水	ろ過後に炉内噴霧処理
生活排水	合併処理浄化槽（嫌気ろ床接触ばっ気処理）で処理後、公共用水域へ放流
雨水排水	公共用水域へ放流

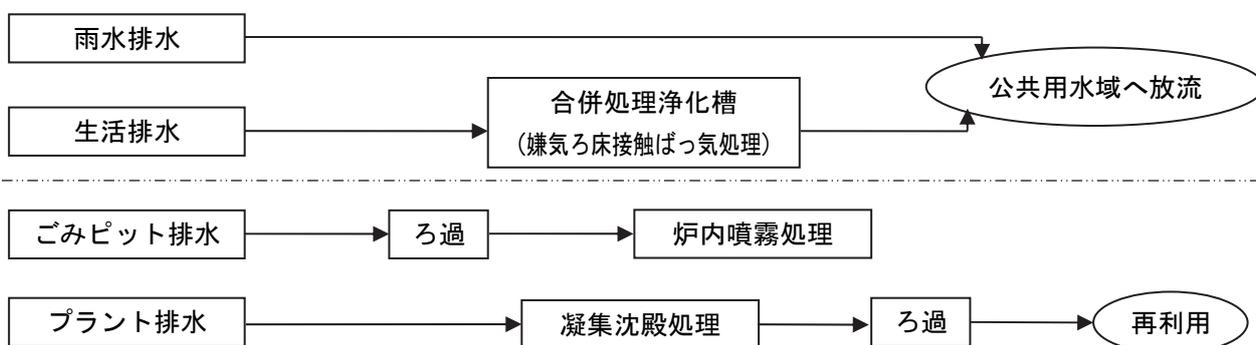


図 2-3-11 排水処理フロー図

(4) 騒音・振動防止計画

新規廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおいて想定される騒音・振動発生機器は、表 2-3-16 に示すとおりであり、次に示す対策を講じる計画である。

表 2-3-16 騒音・振動発生機器の概要

施設	騒音・振動発生機器
新規廃棄物処理施設	ごみクレーン、切断機、蒸気復水器、誘引送風機・押込送風機等の送風機、集じん機、空気圧縮機 等
リサイクルセンター	空気圧縮機、集じん機、破碎機、選別装置、圧縮梱包機、プレス機 等

① 騒音対策

- ・ごみ発生量に見合った適正規模の設備を導入し、処理能力に見合った適正運転を行い、過負荷運転を避ける。
- ・特定機器については、低騒音型機器の採用に努める。
- ・処理設備は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
- ・新規廃棄物処理施設、リサイクルセンター出入り口にシャッターを設け、外部への騒音の漏洩を防ぐため可能な限り閉鎖する。
- ・騒音の大きな機器については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。
- ・設備機器の整備、点検を徹底する。

② 振動対策

- ・特定機器については、低振動型機器の採用に努める。
- ・振動の著しい設備機器は、強固な独立基礎や防振架台に固定する等を施す。
- ・主要な振動発生機器については、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。
- ・設備機器の整備、点検を徹底する。

③ 低周波音対策

- ・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努めるとともに、設備の整備、点検を徹底することにより、低周波音が周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮する。

(5) 悪臭防止計画

ごみの貯留及び焼却処理に伴う悪臭防止対策は、以下のとおりとする。

① 臭気漏洩の防止

- ・廃棄物の保管場所、処理設備等を建屋内に配置し、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみ収集車が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・局所的に発生した臭気は吸引し、集じん装置、活性炭脱臭装置等で適切に処理したうえで外部へ放出する。

② 臭気の分解・脱臭等

- ・ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。休炉時は脱臭装置を用いる。
- ・プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。

(6) 土壌汚染防止計画

受入れる廃棄物から発生するごみ汚水の土壌への浸透や、ばいじん等の飛散による土壌汚染防止対策は、以下のとおりとする。

① 廃棄物受入時

廃棄物の受入場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピットとし、ごみから発生するごみ汚水は、ごみ汚水貯留槽（コンクリート構造物・不浸透性）で貯留したのち、炉内噴霧とする。ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。

② 灰搬出時

焼却灰は、冷却を行った後、焼却灰ピットに貯留する。また、飛灰は飛灰処理設備において、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化処理する。なお、これらの設備は全て建屋内に設置する。

また、搬出の際は、灰が飛散して土壌汚染の原因とならないようにシートカバーの使用や湿潤化等の措置を講じる計画である。

3. 環境保全計画

(1) 緑化計画

「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」の基準では、市街化区域の事業所等における、空地面積に対し緑化する割合は15%と定められている。対象事業実施区域は市街化区域ではなく市街化調整区域となるが、本事業においてはこの基準を踏まえ、敷地境界の高木を出来る限り残しながら、空地面積に対して15%以上の緑地を確保する計画である。

(2) 景観計画

我孫子市クリーンセンターは、我孫子市の「景観形成基本計画」で策定されている地区別景観形成方針（以下、「同方針」という。）において、湖北地区農村集落地景観形成エリアのシンボル景観拠点として位置づけられている。また、同方針において、対象事業実施区域周辺については、水と緑への架け橋づくりとして、水辺を意識した連続性のある沿道景観形成を図ることとされている。

このため、周辺環境と調和した施設の修景としては、我孫子市生涯学習センター「アビスタ」や他自治体の事例を参考に、壁面を自然や農業と調和する色彩とし、煙突や工作物をなるべく目立たなくするなどの工夫に努める計画である。

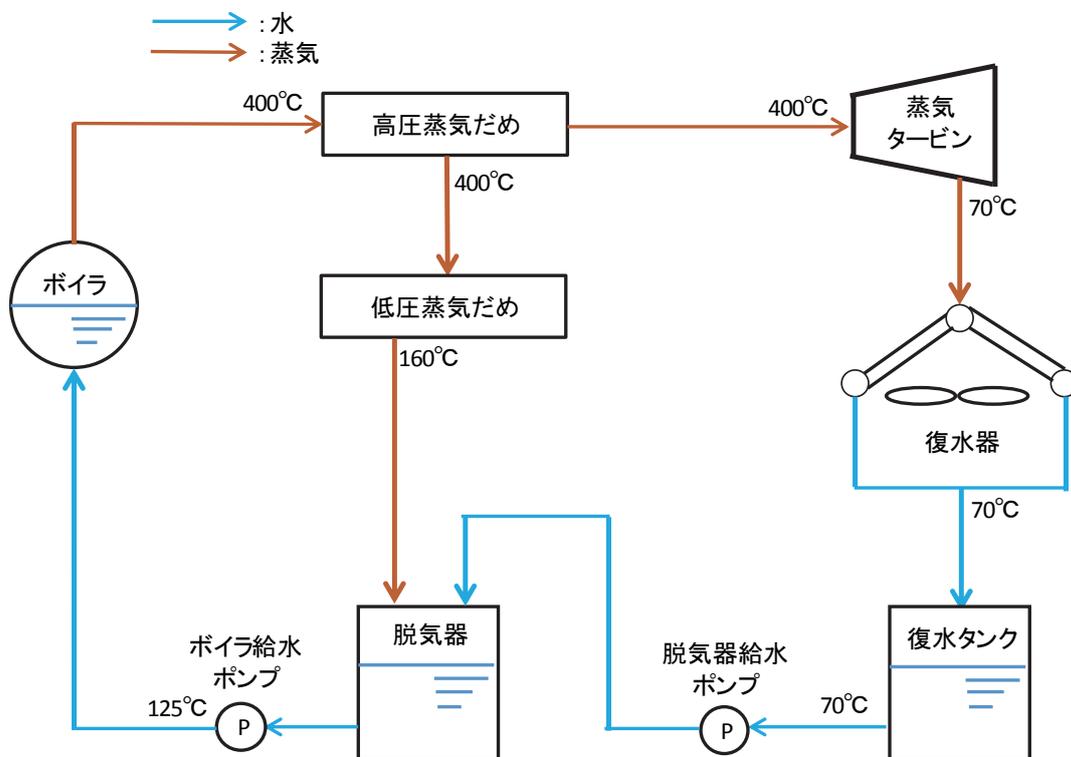
(3) 余熱利用計画

焼却施設では、発生する熱は本来有効なエネルギー源であるが、現在は利用されることなく放置されており、持続可能な社会の観点からは大きな損失といえる。これらのことを考慮し、新廃棄物処理施設は、回収率 12.5%以上の高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設として、場内で使用する電力と熱量を確保するとともに、余剰電力を売電する施設を目指す計画である。

ごみの焼却で発生するエネルギーを高効率で回収するために、蒸気条件の高温高压化によるタービン内部効率の向上や、低温エコマイザーの組合せを検討し、基準ごみ質において最も効率の良いエネルギー回収システムを選定する。

現視点の参考としてのエネルギー回収のフロー（案）は、図 2-3-12 に示すとおりである。

なお、場内外での余熱利用を行う場合、これらで消費する熱量による高圧蒸気使用量の低減を十分精査した上で、発電に利用可能な熱量を最大限確保する計画である。



出典：「我孫子市廃棄物処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

図 2-3-12 エネルギー回収フロー（例）

(4) 温室効果ガス削減計画

温室効果ガスの削減については、上記の余熱利用のほか、計画施設の設備機器、照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。

4. 廃棄物受入計画

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターへのごみ搬入車の受入時間等は、表 2-3-17 に示すとおりとする。

表 2-3-17 廃棄物受入計画

項目	内容
受入時間	月曜日～金曜日 8時30分～11時30分 13時～16時 祝日（土曜日、日曜日を除く） 8時30分～11時30分 13時～15時
施設稼働時間	24時間連続運転

(1) 収集対象地域

廃棄物の収集対象範囲は、本市全域である。

(2) 廃棄物運搬車両等台数

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターへの搬出入車両台数の想定は、表 2-3-18 に示すとおりである。

表 2-3-18 搬出入車両等台数（片道台数）

車両区分		車両台数
搬入車両	ごみ収集車両	約 40 台/日
	直接搬入車両	約 150 台/日
搬出車両	灰等搬出車両	約 2 台/日

(3) 廃棄物運搬車両等ルート

廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートは、図 2-3-13 に示すとおりである。

5. 防災対策

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターは、官庁施設の総合耐震計画基準に基づき地震発生時に倒壊、部分倒壊など大きな損傷を発生させないように、耐震性能に余裕を持たせた施設とする。リサイクルセンターでは、危険物（スプレー缶、ライター、電池等）の混入により、破碎処理過程で、爆発、火災が発生しやすいことから、破碎機前の仕分けを行うなど、爆発、火災防止対策を今後、詳細に検討する。

さらに、大規模災害時も安定的なごみ処理が可能となるよう、今後策定する災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、建築構造物の震災及び水害対策、自立起動・運転システムの構築、焼却能力やピット容量について具体的な検討を行う。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 廃棄物運搬車両等ルート



1:50,000



図 2-3-13 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

6. 工事計画

(1) 工事工程

本事業の工事工程は、表 2-3-19 に示すとおりである。

表 2-3-19 工事工程

項目		平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
新 廃 棄 物 処 理 施 設	設計	■							
	解体撤去工事	■							
	建設工事		■	■					
	試運転			■					
	供用開始			○					
リ サ イ ク ル セ ン タ ー	設計及び 建設工事				■	■	■		
	試運転						■		
	供用開始							○	

(2) 工事用車両ルート

工事用車両の対象事業実施区域の出入りは、原則として敷地北側から行うものとする。

(3) 工事中の環境保全対策

① 大気汚染対策

工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

② 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。

なお、場内に掘削土等を仮置きする場合は、シートなどで養生し、粉じんの飛散を防止する。また、工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出させる。

③ 騒音・振動対策

建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえで、不要なアイドリングや空ぶかしをしないようにするとともに、発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、計画地の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。

工事用車両は、整備、点検を徹底したうえで、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

④ 濁水対策

工事中における雨水による濁水を防止するため、工事作業範囲の雨水を沈砂池に集水し、濁水処理をしたうえで公共用水域へ放流する。

⑤ 土壌汚染対策

掘削土については、関係法令等に基づき適切な対応を行う。また、場外に搬出する場合には、土壌の性状等を考慮した適切な運搬容器の使用や、シートカバー等の使用により、土壌の飛散等が起こらないよう配慮する。

⑥ 廃棄物等対策

設計、施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、分別解体や資源化等の実施が容易となるよう工夫し、建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するよう努め、可能な限り最終処分量を低減する。また、工事中の廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し資源化を実施し、資源化等が困難な廃棄物については適正に処理する。

⑦ 温室効果ガス削減対策

建設工事においては、工事用車両のエコドライブの促進、建設機械、工事用車両の整備・点検の徹底、省エネルギー性に優れる工法、建設機械、工事用車両の採用の促進など、温室効果ガスの削減に配慮する。

【参考】

本事業において設置する新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の概要は、表 2-3-20 に示すとおりである。

表 2-3-20 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の設備概要等

項目		新廃棄物処理施設 リサイクルセンター	現施設			
			1号炉	2号炉		
焼却施設		処理能力	約 120t/日 (約 60t/日×2 炉)	90t/24 時間	105t/24 時間	
		炉形式	連続燃焼式 ストーカ炉	連続燃焼式 ストーカ炉	連続燃焼式 ストーカ炉	
公害防止に係る自主基準値	排出ガス	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ _N	5ng-TEQ/m ³ _N	1ng-TEQ/m ³ _N	
		ばいじん	0.01g/m ³ _N	0.05g/m ³ _N	0.05g/m ³ _N	
		硫黄酸化物	40ppm	K 値=9 以下	K 値=9 以下	
		窒素酸化物	150ppm	250ppm	150ppm	
		塩化水素	100mg/m ³ _N	700mg/m ³ _N	430mg/m ³ _N	
		水銀	30 μg/m ³ _N	-	-	
	騒音	昼間 (8 時～18 時)	60dB	60dB	60dB	
		夜間 (18 時～8 時)	50dB	50dB	50dB	
	振動	昼間 (8 時～18 時)	60dB	60dB	60dB	
		夜間 (18 時～8 時)	50dB	50dB	50dB	
	悪臭	臭気指数	敷地境界	13	-	-
			排水	29	-	-
		有害物質濃度 (敷地境界)	アンモニア	-	-	5ppm
			メチルメルカプタン	-	-	0.01ppm
硫化水素			-	-	0.20ppm	
硫化メチル			-	-	0.20ppm	
二硫化メチル			-	-	0.10ppm	
トリメチルアミン			-	-	0.07ppm	
アセトアルデヒド	-	-	0.50ppm			
スチレン	-	-	2ppm			
余熱利用設備	発電量・供給量	発電量	未定	-	-	
		熱供給量	未定	-	-	
	余熱利用用途	施設内電気利用	未定	-	-	
		施設内熱利用	未定	給湯	給湯	
	施設外利用	未定	-	-		
煙突高さ		59m	50m			
破碎処理施設、資源価値向上施設の概要		リサイクルセンター：約 27t/日 (不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別、容器包装プラスチック、ペットボトルの選別・圧縮梱包、ビン類、缶類・金属類の選別)	破碎処理施設：50t/5 時間 プラスチック中間処理施設：4.8t/日 資源価値向上施設：空き缶磁力選別機、プレス機を設置			

第3章 対象事業実施区域及び その周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況については、既存資料による調査結果を記載した。

3-1 自然的状況

3-1-1 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の大気環境常時監視測定局（以下、「測定局」という。）は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）である我孫子湖北台測定局が対象事業実施区域の南西側約 2.5km に、同じく一般局である取手市役所測定局が対象事業実施区域の北西側約 5.5km に位置している。また、対象事業実施区域及びその周囲には自動車排出ガス測定局は位置していない。

測定局の概要は表 3-1-1 に、測定局の位置は図 3-1-1 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-1 大気環境常時監視測定局の概要

区分	測定局	所在地	測定項目					
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
一般	我孫子湖北台	我孫子市湖北台 4-3-1 (湖北台東小学校)	-	○	○	○	○	-
一般	取手市役所	取手市寺田 5139 (取手市役所敷地内)	○	○	○	○	○	○

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）

「平成 26 年度大気環境測定結果について」（茨城県ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 大気環境常時監視測定局



1:50,000



出典：「平成 27 年度大気環境常時監視測定結果」
 (平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課)
 「平成 26 年度大気環境測定結果について」
 (茨城県ホームページ)

図 3-1-1 大気環境常時監視測定局位置図

1. 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定は、取手市役所測定局において行われている。

平成 27 年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3-1-2 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

平成 23 年度～平成 27 年度の年平均値の推移は、表 3-1-3 及び図 3-1-2 にそれぞれ示すとおりであり、経年で 0.001ppm と変化はない。

表 3-1-2 二酸化硫黄の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準との比較
一般	取手市役所	0.001	0.003	無	○

出典：「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-3 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (ppm)				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般	取手市役所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

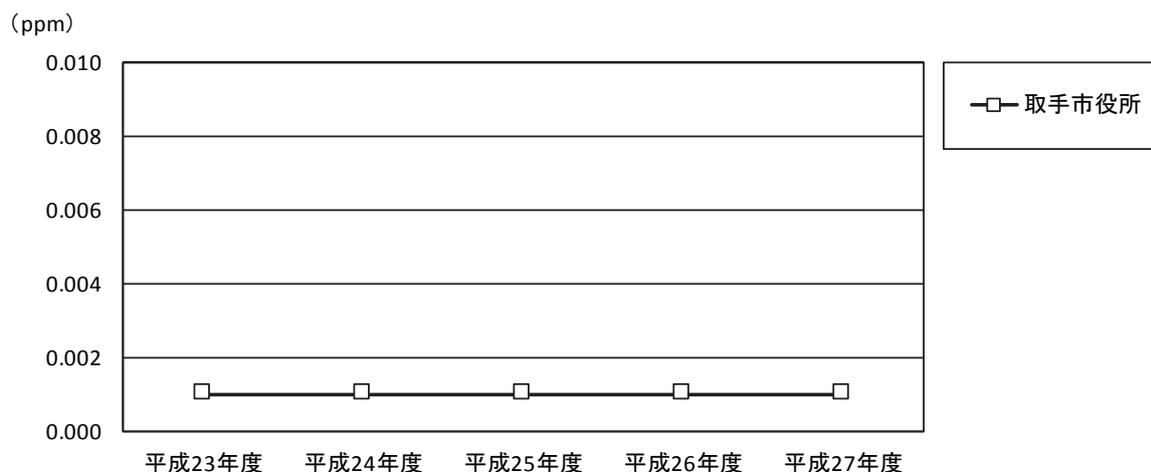


図 3-1-2 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

2. 二酸化窒素

二酸化窒素の測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 27 年度の二酸化窒素の測定結果は、表 3-1-4 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

千葉県においては二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下）が定められており、我孫子湖北台測定局は環境目標値を満足している。

平成 23 年度～平成 27 年度の年平均値の推移は、表 3-1-5 及び図 3-1-3 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は我孫子湖北台測定局で 0.009ppm～0.011ppm、取手市役所測定局で 0.012ppm～0.017ppm であり、概ね横ばい傾向を示している。

表 3-1-4 二酸化窒素の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	環境基準 との比較	県環境目標 との比較
一般	我孫子湖北台	0.009	0.025	○	○
一般	取手市役所	0.012	0.029	○	-

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-5 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (ppm)				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般	我孫子湖北台	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
一般	取手市役所	0.017	0.016	0.016	0.013	0.012

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

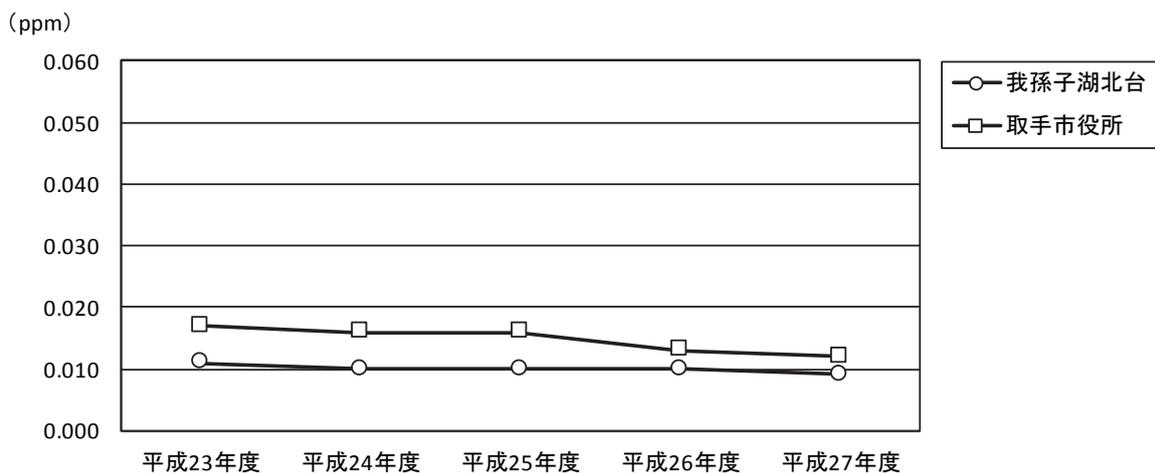


図 3-1-3 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

3. 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 27 年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりであり、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数が 66 日～103 日といずれの測定局も環境基準を満足していない。

平成 23 年度～平成 27 年度の昼間の 1 時間値の年平均値の推移と昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数の経年変化は、表 3-1-7 及び図 3-1-4 に示すとおりである。

昼間の 1 時間値の年平均値は我孫子湖北台測定局で 0.033ppm～0.037ppm、取手市役所測定局で 0.028ppm～0.034ppm であり、概ね横ばい傾向を示している。昼間の 1 時間値が 0.12ppm は光化学スモッグ注意報の発令基準レベルであるが、注意報はこの状態が継続すると判断されたときに発令され、昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数は、年間数日で推移している。

表 3-1-6 光化学オキシダントの測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	昼間の 1 時間値の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		環境基準との比較
			日	時間	
一般	我孫子湖北台	0.037	103	565	×
一般	取手市役所	0.032	66	297	×

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-7 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値と 0.12ppm 以上の日数）

区分	測定局	項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般	我孫子湖北台	年平均値 (ppm)	0.033	0.034	0.033	0.036	0.037
		0.12ppm 以上の日数	1	4	3	2	6
一般	取手市役所	年平均値 (ppm)	0.028	0.030	0.032	0.032	0.032
		0.12ppm 以上の日数	0	2	3	2	-

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「千葉県大気環境常時監視リアルタイム表示システム常時監視データ（過去データ）」（千葉県ホームページ）
「平成 23 年度大気環境測定結果」（茨城県ホームページ）
「平成 24 年度大気環境測定結果」（茨城県ホームページ）
「平成 25 年度大気環境測定結果」（茨城県ホームページ）
「平成 26 年度大気環境測定結果」（茨城県ホームページ）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

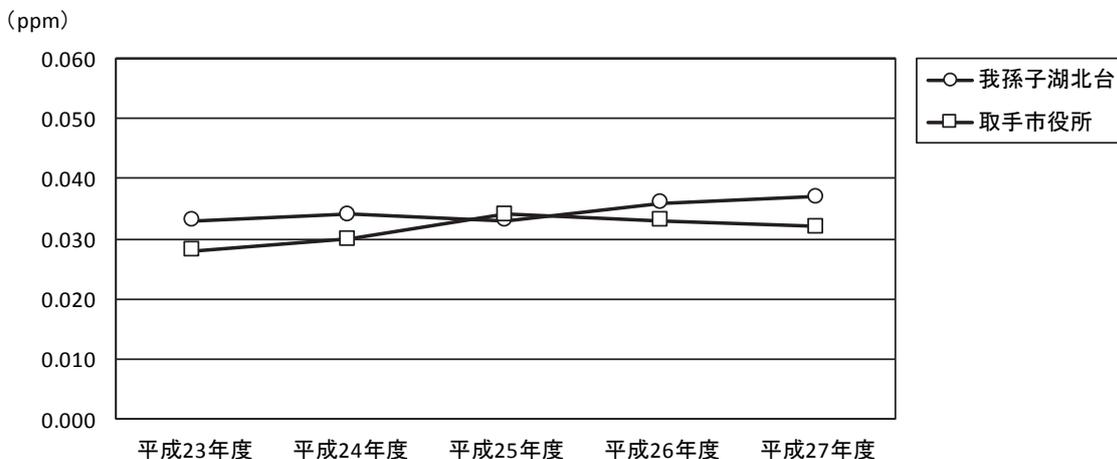


図 3-1-4 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値）

4. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 27 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3-1-8 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

平成 23 年度～平成 27 年度の年平均値の推移は、表 3-1-9 及び図 3-1-5 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は我孫子湖北台測定局で 0.020mg/m³～0.030mg/m³、取手市役所測定局で 0.018mg/m³～0.029mg/m³であり、いずれの測定局も減少傾向を示している。

表 3-1-8 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値 0.10 mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無	環境基準との比較
一般	我孫子湖北台	0.020	0.055	無	○
一般	取手市役所	0.018	0.041	無	○

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-9 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (mg/m ³)				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般	我孫子湖北台	0.030	0.030	0.027	0.021	0.020
一般	取手市役所	0.029	0.023	0.021	0.019	0.018

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

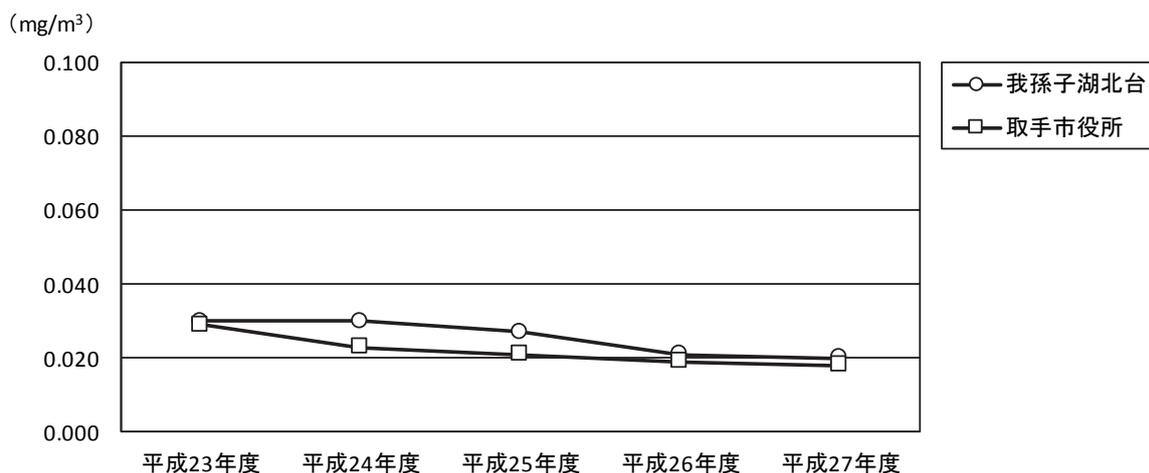


図 3-1-5 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

5. 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 27 年度の微小粒子状物質の測定結果は、表 3-1-10 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

平成 23 年度～平成 27 年度の年平均値の推移は、表 3-1-11 及び図 3-1-6 にそれぞれ示すとおりである。いずれの測定局も平成 25 年度からの測定であり、平成 25 年度は測定日数が 250 日未満の参考値である。

表 3-1-10 微小粒子状物質の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準との比較
一般	我孫子湖北台	12.8	29.7	○
一般	取手市役所	12.4	29.1	○

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-11 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般	我孫子湖北台	-	-	(16.7)	14.3	12.8
一般	取手市役所	-	-	(15.7)	13.9	12.4

注) () は測定日数が 250 日未満、-は未測定であることを示す。

出典：「平成 27 年度大気環境常時測定結果」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

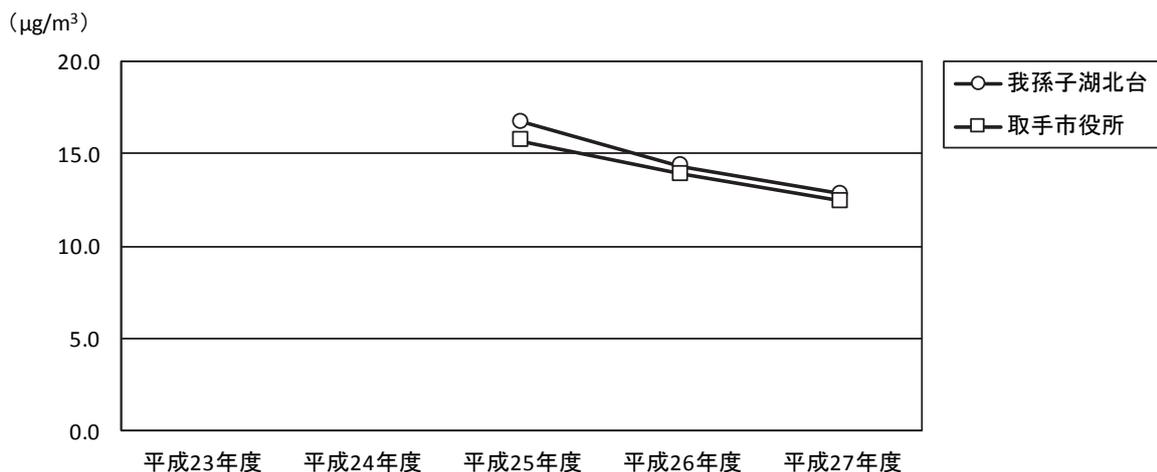


図 3-1-6 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

6. ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は、取手市役所測定局において行われている。

平成 27 年度のダイオキシン類の測定結果は、表 3-1-12 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

平成 23 年度～平成 27 年度の年平均値の推移は、表 3-1-13 及び図 3-1-7 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は 0.020pg-TEQ/m³～0.042pg-TEQ/m³であり、減少傾向を示している。

表 3-1-12 ダイオキシン類の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準との比較
一般	取手市役所	0.020	○

出典：「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-13 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (pg-TEQ/m ³)				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般局	取手市役所	0.042	0.035	0.031	0.030	0.020

出典：「平成 23 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 25 年 3 月、環境省）
 「平成 24 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 26 年 3 月、環境省）
 「平成 25 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 27 年 3 月、環境省）
 「平成 26 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 28 年 3 月、環境省）
 「平成 28 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

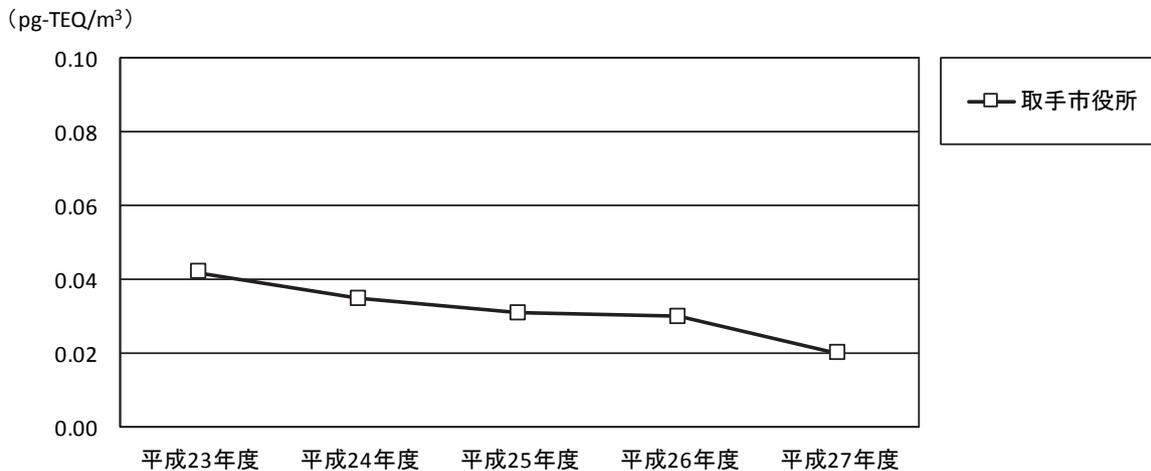


図 3-1-7 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

3-1-2 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における気象観測所は、気象庁の地域気象観測所である我孫子観測所が対象事業実施区域の南東約 2.1km に位置している。気象観測所の概要は表 3-1-14 に、位置は図 3-1-8 にそれぞれ示すとおりである。

我孫子観測所における平成 23 年～平成 27 年の測定結果は表 3-1-15～表 3-1-17 に、平成 27 年の季節別及び年間の風配図は図 3-1-9 にそれぞれ示すとおりである。

我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、平成 22 年以前のデータは扱わなかった。

年間降水量は 1,301.5mm～1,553.5mm、日最大降水量は 196.5mm、日平均気温は 14.0℃～14.9℃、最高気温は 39.2℃（平成 25 年 8 月 11 日）、最低気温は -6.9℃（平成 24 年 2 月 19 日）、日照時間は 2,139.2 時間～2,234.8 時間である。

平均風速は 1.9m/s～2.1m/s、平成 27 年の最多風向は東の風、次いで南南西の風であり、最大風速は 14.7m/s（平成 23 年 9 月 21 日）であり、5 年間を通じ最大風速発生時の出現風向は南南西である。

表 3-1-14 気象観測地点の概要

名称	所在地	観測開始 年月日	風向風速 計の高さ (m)	測定項目				
				降水量	気温	日照 時間	風向	風速
我孫子観測所	我孫子市新木野	平成 22 年 3 月 11 日	-	○	○	○	○	○

出典：「地域気象観測所一覧（平成 28 年 9 月 28 日）現在」（気象庁ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 気象観測所



1:50,000



図 3-1-8 気象観測所位置図

出典：「地域気象観測所一覧（平成 28 年 1 月 28 日）現在」
（気象庁ホームページ）

表 3-1-15 我孫子観測所の気象の概要（降水量）

観測年	項目	年間（月間） 降水量（mm）	日最大降水量		時間最大降水量	
			（mm）	起日	（mm）	起日
平成 23 年		1,376.5	126.5	9月21日	31.5	7月19日
平成 24 年		1,301.5	71.0	6月19日	23.5	6月19日
平成 25 年		1,447.5	196.5	10月16日	48.5	8月20日
平成 26 年		1,553.5	123.0	10月6日	29.5	10月6日
平成 27 年		1,458.5	115.0	9月10日	40.5	10月2日
	1月	99.0	40.5	15日	13.5	15日
	2月	66.0	18.0	18日	5.0	23日
	3月	88.0	24.5	9日	8.0	1日
	4月	153.5	36.5	17日	16.5	17日
	5月	65.0	23.0	12日	16.5	12日
	6月	136.5	22.5	9日	16.0	21日
	7月	165.0	50.5	3日	12.0	3日
	8月	113.0	43.0	14日	39.5	14日
	9月	336.0	115.0	10日	25.0	10日
	10月	62.5	41.5	2日	40.5	2日
	11月	130.5	27.5	2日	10.5	2日
	12月	43.5	27.5	11日	11.5	11日

注) 我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、ここには掲載していない。

出典：「気象統計情報」（気象庁県ホームページ）

表 3-1-16 我孫子観測所の気象の概要（気温）

観測年	項目	年間（月間） 平均気温（℃）	最高気温		最低気温	
			（℃）	起日	（℃）	起日
平成 23 年		14.5	36.0	8月11日	-6.6	1月31日
平成 24 年		14.0	35.6	7月27日	-6.9	2月19日
平成 25 年		14.6	39.2	8月11日	-5.4	1月18日
平成 26 年		14.3	35.8	8月2日	-5.9	1月16日
平成 27 年		14.9	36.7	8月1日	-4.9	2月10日
	1月	4.1	16.3	27日	-4.0	29日
	2月	3.9	17.0	23日	-4.9	10日
	3月	8.5	22.5	30日	-3.4	11日
	4月	13.0	27.2	28日	1.6	8日
	5月	19.5	30.4	31日	6.8	11日
	6月	21.1	31.0	15日	12.8	6日
	7月	25.1	35.6	26日	17.4	10日
	8月	25.5	36.7	1日	17.7	26日
	9月	21.4	30.1	4日	14.0	30日
	10月	16.9	28.1	2日	6.1	26日
	11月	12.3	22.9	17日	0.6	28日
	12月	7.2	22.5	11日	-2.8	20日

注) 我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、ここには掲載していない。

出典：「気象統計情報」（気象庁県ホームページ）

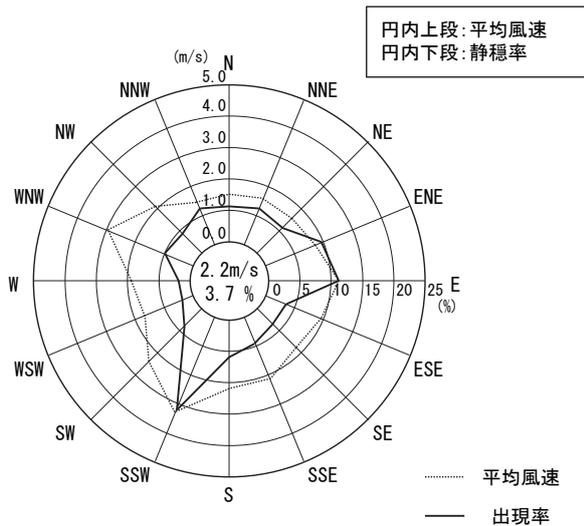
表 3-1-17 我孫子観測所の気象の概要（風向風速及び日照時間）

観測年	項目	年間（月間） 平均風速 （m/s）	最多風向	最大風速			年間 （月間） 日照時間 （時間）
				（m/s）	風向	起日	
平成 23 年		2.0	南南西	14.7	南南西	9 月 21 日	2,152.1
平成 24 年		2.0	北西	13.6	南南西	6 月 20 日	2,139.2
平成 25 年		2.1	東	11.0	南南西	4 月 7 日	2,234.8
平成 26 年		1.9	南南西	10.1	南南西	3 月 30 日	2,206.1
平成 27 年		1.9	東	10.3	南南西	10 月 2 日	2,058.1
	1 月	2.3	西北西	8.8	西	18 日	196.8
	2 月	1.9	北西	7.5	北西	15 日	168.5
	3 月	2.1	西北西	7	西	1 日	197.9
	4 月	2.1	南南西	8.8	南南西	20 日	157.0
	5 月	2.1	南南西	10.2	南南西	12 日	247.4
	6 月	1.8	東	5.3	東	28 日	154.0
	7 月	2.1	南南西	7.8	南南西	17 日	187.3
	8 月	1.9	東北東	5.3	南南西	17 日	152.9
	9 月	1.6	東	6.7	南南西	2 日	119.6
	10 月	1.8	北北東	10.3	南南西	2 日	189.5
	11 月	1.4	北北西	5.5	西	27 日	121.9
	12 月	1.4	北西	8.6	南	11 日	165.3

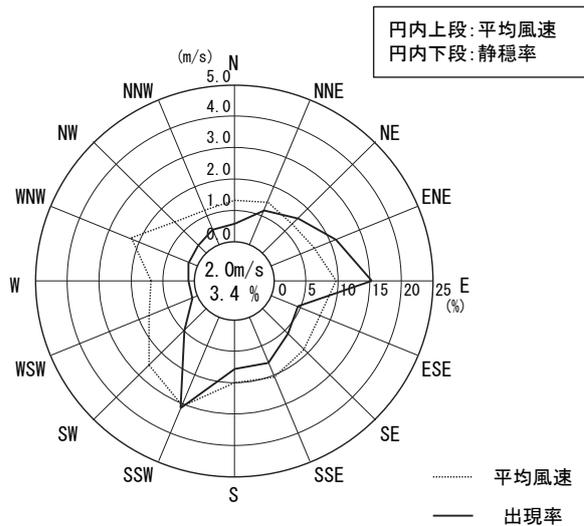
注 1) 我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、ここには掲載していない。

注 2) 「()」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱うもの（準正常値）。

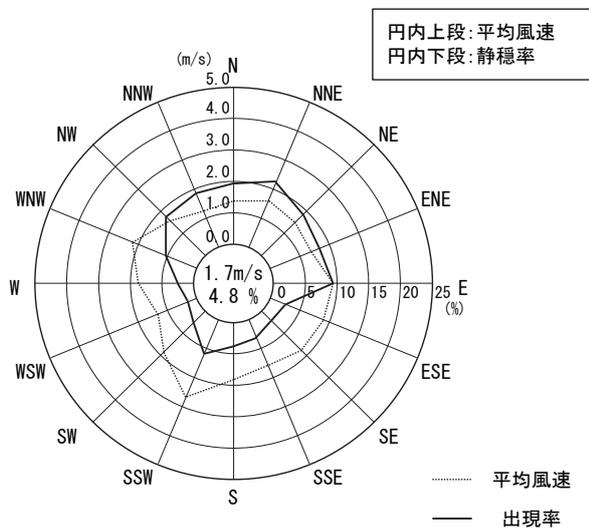
出典：「気象統計情報」（気象庁県ホームページ）



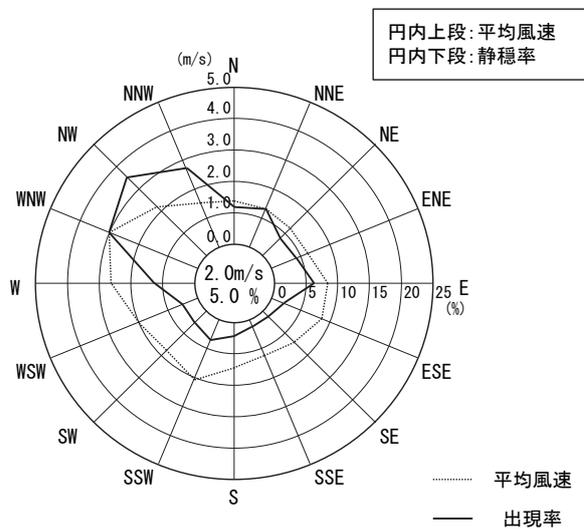
春 (平成 27 年 3 月～5 月)



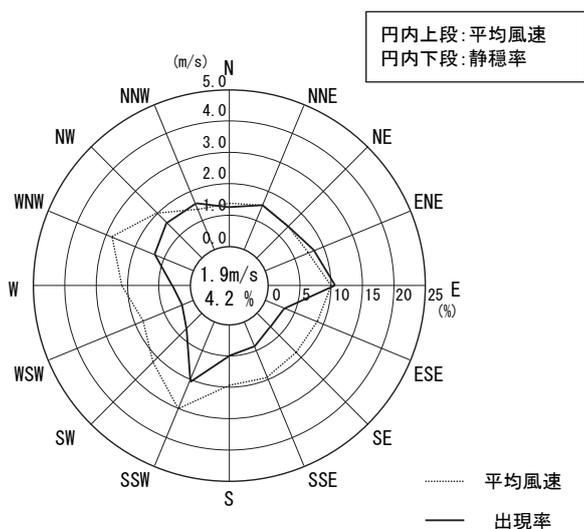
夏 (平成 27 年 6 月～8 月)



秋 (平成 27 年 9 月～11 月)



冬 (平成 27 年 1～2 月、12 月)



年間

出典: 「過去の気象データ・ダウンロード (我孫子観測所)」 (気象庁ホームページ)

図 3-1-9 我孫子観測所における風配図 (平成 27 年)

3-1-3 水質の状況

1. 河川及び湖沼

対象事業実施区域及びその周囲では、国土交通省、千葉県及び柏市により公共用水域の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質測定が実施されている他、我孫子市により古利根沼と主要排水路の独自の水質測定が実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている公共用水域の水質測定地点等の概要は表 3-1-18 に、調査地点の位置は図 3-1-10～図 3-1-11 にそれぞれ示すとおりである。

平成 27 年度の公共用水域の水質測定結果は、表 3-1-19～表 3-1-21 に示すとおりであり、利根川では SS、大腸菌群数及びふっ素、手賀沼では pH、COD、SS、全窒素、全リン及びふっ素、利根川流入河川の染井新橋ではふっ素で環境基準を超える値が見られるが、その他の項目では環境基準を満足している。

古利根沼と主要排水路の水質測定結果は、表 3-1-22 に示すとおりである。古利根沼では pH、COD、全窒素及び全リンの値が高い傾向にあった。主要排水路では大腸菌群数の値が高い傾向にあり、BOD の値もやや高い傾向にあった。中でも、中里排水路は年間平均値が 14.1mg/L と非常に高い値であった。また、我湖排水路では pH の最大値が 9.3 と高い値であった。

表 3-1-18 公共用水域水質測定地点等の概要

区分	河川名/湖沼名		水域名	番号	地点名	類型	所在地	調査機関名	
公共用水域 水質測定計画	河川	利根川	利根川 下流	1	大利根橋 (取手)	河川 A 生物 B	我孫子市	国土交通省	
				2	栄橋 (布川)				
		利根川流入河川 手賀沼流入河川	染井入落	-	3	染井新橋	-	柏市	柏市
	湖沼	手賀沼	手賀沼	4	手賀沼中央	湖沼 B 湖沼 V 生物 B	我孫子市	千葉県	
				5	布佐下				印西市
独自調査	河川	利根川	利根川流入排水路	布湖排水路	-	布湖排水路	我孫子市	我孫子市	
			古利根沼流入排水路						我湖排水路
		手賀沼	手賀沼流入排水路	湖北集水路	8	湖北集水路			
			手賀川	手賀川流入排水路	中里幹線	-	中里幹線	我孫子市	我孫子市
	布佐幹線	10			布佐幹線				
	湖沼	古利根沼	古利根沼	11	流出口				
				12	中央				

出典：「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（千葉県）

「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 水質等調査地点



1:50,000



図 3-1-10 対象事業実施区域及びその周囲の水質測定地点位置図

出典：「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（千葉県）
 「平成 27 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」（千葉県ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 水質調査地点



1:50,000



出典：「環境年報 平成 26 年(2014 年)度のまとめ」
 (我孫子市ホームページ)
 「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 15. 下水道Ⅱ (雨水)」
 (平成 28 年 3 月、我孫子市)

図 3-1-11 古利根沼及び排水路
 水質測定地点位置図

表 3-1-19 水質測定結果（利根川：平成 27 年度）

項目			利根川		環境基準 (河川A) (生物B)
			大利根橋(取手)	栄橋(布川)	
生活 環境 項目	pH	最大値	8	8.2	6.5 以上
		最小値	7.5	7.4	8.5 以下
	DO (mg/L)	最大値	11	11	7.5 以上
		最小値	7.4	6.9	
	BOD (mg/L)	75%値	1.5	1.7	2 以下
	COD (mg/L)	75%値	4.2	4.2	-
	SS (mg/L)	最大値	40	22	25 以下
		最小値	3	3	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	7,900	13,000	1,000 以下
		最小値	1,100	330	
全窒素 (mg/L)	平均値	2.4	2.4	-	
全リン (mg/L)	平均値	0.12	0.11	-	
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.009	0.007	0.03 以下	
健康 項目	カドミウム (mg/L)		<0.0005	<0.0005	0.003 以下
	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		0.001	0.002	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	0.05 以下
	砒素 (mg/L)		0.001	0.001	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀 (mg/L)		-	-	検出されないこと
	PCB (mg/L)		-	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)		-	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)		-	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		-	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		-	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		-	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		-	<0.1	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		-	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		-	<0.0002	0.002 以下
	チウラム (mg/L)		-	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)		-	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)		-	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)		-	<0.001	0.01 以下
	セレン (mg/L)		-	<0.001	0.01 以下
	ふっ素 (mg/L)		0.09	0.09	0.08 以下
	ほう素 (mg/L)		-	<0.1	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)		-	<0.005	0.05 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		-	1.8	10 以下
要監視 項目	EPN (mg/L)		-	<0.0006	0.006 以下 (*)
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		-	0.082	1 以下

注1) 健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。

注2) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

注3) (*)は要監視項目の指針値であることを示す。

注4) ダイオキシン類の最新の測定年度は平成 25 年度である。

出典：「利根川及び流入河川-公共用水域水質測定結果 利根川 2015」(千葉県ホームページ)

「平成 25 年度ダイオキシン類に係る公共用水域(水質・底質)調査結果について」(千葉県ホームページ)

表 3-1-20 水質測定結果（手賀沼流入河川・染井新橋：平成 27 年度）

項目		手賀沼流入河川		環境基準
		染井新橋		
生活環境項目	pH	最大値	8.3	類型指定なし
		最小値	7.8	
	DO (mg/L)	最大値	11	
		最小値	8.9	
	BOD (mg/L)	75%値	4.6	
	COD (mg/L)	75%値	6.5	
	SS (mg/L)	最大値	15	
		最小値	3	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	17,000	
		最小値	17,000	
全窒素 (mg/L)	平均値	2.8		
全リン (mg/L)	平均値	0.094		
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.018		
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0005	0.003 以下	
	全シアン (mg/L)	<0.1	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	0.001	0.01 以下	
	六価クロム (mg/L)	<0.005	0.05 以下	
	砒素 (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀 (mg/L)	-	検出されないこと	
	PCB (mg/L)	<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	0.02 以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	0.002 以下	
	チウラム (mg/L)	<0.0006	0.006 以下	
	シマジン (mg/L)	<0.0003	0.003 以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	0.02 以下	
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	セレン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	ふっ素 (mg/L)	0.1	0.08 以下	
	ほう素 (mg/L)	<0.1	1 以下	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.4	10 以下		
要監視項目	EPN (mg/L)	<0.0006	0.006 以下 (*)	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.47	1 以下	

注 1) 健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。

注 2) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

注 3) (*)は要監視項目の指針値であることを示す。

出典：「利根川及び流入河川-公共用水域水質測定結果 利根川流入河川 2015」

(千葉県ホームページ)

「平成 27 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」

(千葉県ホームページ)

表 3-1-21 水質測定結果（手賀沼：平成 27 年度）

項目		手賀沼		環境基準 (湖沼B) (湖沼V) (生物B)	
		手賀沼中央	布佐下		
生活 環境 項目	pH	最大値	9.5	9.3	6.5 以上
		最小値	7.9	7.5	8.5 以下
	DO (mg/L)	最大値	20	18	5 以上
		最小値	6.9	5.8	
	BOD (mg/L)	75%値	6.9	4.9	-
	COD (mg/L)	75%値	9.3	8	5 以下
	SS (mg/L)	最大値	51	37	15 以下
		最小値	17	2	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	1,700	2,200	-
	最小値	79	260		
全窒素 (mg/L)	平均値	2.1	2	1 以下	
全リン (mg/L)	平均値	0.13	0.13	0.1 以下	
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.006	0.01	0.03 以下	
健康 項目	カドミウム (mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	<0.001	0.001	0.01 以下	
	六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	0.05 以下	
	砒素 (mg/L)	0.001	0.001	0.01 以下	
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀 (mg/L)	-	-	検出されないこと	
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	-	0.02 以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	-	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	-	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	-	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	-	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	-	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	-	0.006 以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	-	0.002 以下	
	チウラム (mg/L)	<0.0006	-	0.006 以下	
	シマジン (mg/L)	<0.0003	-	0.003 以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	-	0.02 以下	
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	-	0.01 以下	
	セレン (mg/L)	<0.001	-	0.01 以下	
	ふっ素 (mg/L)	0.09	0.09	0.08 以下	
	ほう素 (mg/L)	0.1	-	1 以下	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	-	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.1	0.9	10 以下		
要監視 項目	EPN (mg/L)	-	-	0.006 以下 (*)	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.27	-	1 以下	

注 1) 健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。

注 2) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

注 3) (*)は要監視項目の指針値であることを示す。

出典：「公共用水域水質測定地点一覧（湖沼）2015」（千葉県ホームページ）

「平成 27 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」

（千葉県ホームページ）

表 3-1-22 水質測定結果（古利根沼・排水路：平成 26 年度）

項目		古利根沼		排水路					
		流出口	中央	布湖排水路	我湖排水路	湖北集水路	中里幹線	布佐幹線	
生活環境項目	pH	最大	9.3	9.3	8.2	9.3	7.5	7.7	8.2
		最小	8.2	8.0	7.1	7.3	7.3	7.2	7.2
	DO	(mg/L)	13.4	12.1	9.3	12.5	7.8	6.4	7.2
	BOD	(mg/L)	6.0	6.8	3.7	3.3	3.6	14.1	4.9
	COD	(mg/L)	9.8	9.2	6.4	5.5	5.2	13.2	6.2
	SS	(mg/L)	16.9	17.0	27.0	6.5	9.7	13.2	19.5
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	7,618	147,783	28,000	33,000	130,000	280,000	540,000
	全窒素	(mg/L)	1.8	3.9	2.5	3.7	3.6	10.0	2.5
	全リン	(mg/L)	0.12	0.15	0.32	0.22	0.22	1.33	0.23
	全亜鉛	(mg/L)	-	-	0.005	0.006	0.008	0.018	0.012
健康項目	カドミウム	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	全シアン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	鉛	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	六価クロム	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	砒素	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	総水銀	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	PCB	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	四塩化炭素	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	トリクロロエチレン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	チウラム	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	シマジン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ベンゼン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
セレン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
ふっ素	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
ほう素	(mg/L)	-	-	0.05	0.05	0.03	0.12	0.07	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
その他	硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	0.16	3.18	3.23	6.68	0.96
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	検出せず	0.25	0.21	0.93	検出せず
	N-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<1	検出せず	-	-	-	-	-
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	MBAS	(mg/L)	<0.05	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.02	検出せず

注1) 測定値は年間平均値である。ただし、pHは最小、最大を示す。

注2) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

出典：「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

2. 地下水

公共用水域及び地下水の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき地下水の水質測定が行われている。平成 22 年度～平成 26 年度において、対象事業実施区域及びその周囲で実施された地下水の概況調査、その他調査（要監視項目調査）、及びダイオキシン類に係る常時監視による水質測定結果は、表 3-1-23～表 3-1-24(2)に示すとおりである。

千葉県内の調査地点では我孫子市古戸で砒素（平成 22 年度）、我孫子市布佐で鉛（平成 25 年度）、我孫子市布佐で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（平成 26 年度）が環境基準をわずかに超過しているが、その他の項目では環境基準を満足している。

表 3-1-23 地下水の水質測定結果（千葉県）

単位：mg/L

項目	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		平成 26 年度			環境基準
	我孫子市	我孫子市	我孫子市	柏市	我孫子市	柏市		
	古戸	新木	布佐	染井入新田*1	布佐	手賀*2	柳戸*3	
井戸深度 (m)	不明	不明	不明	50				
用途	生活用	一般飲用	その他	一般飲用	一般飲用			
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	0.011	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	0.014	0.009	不検出	不検出	0.004	不検出	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	-	不検出	不検出	-	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
ふっ素	不検出	不検出	0.09	不検出	不検出	0.15	0.14	0.8 以下
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	不検出	1.2	0.33	不検出	13	0.2	0.16	10 以下
要監視項目	E P N	-	-	-	-	不検出	-	0.006 以下 (*)
	ニッケル	-	-	-	-	不検出	-	- (*)
	アンチモン	-	-	-	-	不検出	-	0.02 以下 (*)
ダイオキシン (pg-TEQ/L)	-	-	-	0.015	-	0.067	-	1 以下

注 1) (*) は要監視項目の指針値であることを示す。

注 2) *1、*2、*3 は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 22 年度）」（千葉県ホームページ）

「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 23 年度）」（千葉県ホームページ）

「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

「平成 22 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（平成 23 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）

「平成 23 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（平成 24 年 7 月、千葉県環境生活部大気保全課）

「平成 24 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（平成 25 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）

「平成 25 年度ダイオキシン類に係る地下水調査結果について」（千葉県ホームページ）

「平成 26 年度ダイオキシン類に係る地下水測定結果について」（千葉県ホームページ）

茨城県内の調査地点では全地点・全項目で環境基準を満足している。

表 3-1-24(1) 地下水の水質測定結果（茨城県）

単位：mg/L

項目	平成 23 年度	平成 24 年度			平成 25 年度	環境基準
	取手市					
	取手市吉田	取手市小泉	取手市本郷	取手市大留*1	取手市取手	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.009	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	-	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	-	不検出	-	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	-	不検出	-	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	-	不検出	-	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	-	不検出	-	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	-	-	-	-	-	0.01 以下
ふっ素	不検出	0.13	不検出	0.26	不検出	0.8 以下
ほう素	0.06	0.22	不検出	0.16	0.20	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	不検出	不検出	7.7	不検出	不検出	10 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	-	0.019	-	0.021	-	1 以下

表 3-1-24(2) 地下水の水質測定結果（茨城県）

単位：mg/L

項目	平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度	環境基準
	取手市	利根町	取手市		
	取手市稲 ^{*2}	利根町布川 ^{*3}	取手市櫛木 ^{*4}	取手市青柳	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	0.005	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	-	-	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	0.0006	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	-	-	不検出	-	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	不検出	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	-	-	-	0.002 以下
チウラム	不検出	-	-	-	0.006 以下
シマジン	不検出	-	-	-	0.003 以下
チオベンカルブ	不検出	-	-	-	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	-	-	-	-	0.01 以下
ふっ素	不検出	0.08	0.13	不検出	0.8 以下
ほう素	不検出	0.06	0.07	0.04	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1.5	不検出	0.03	0.02	10 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	-	-	-	-	1 以下

注) *1、*2、*3、*4 は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典：「H23 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H24 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H25 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H26 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H27 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「平成 24 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 25 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 26 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 27 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 28 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

3-1-4 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲は利根川流域に位置しており、利根川が対象事業実施区域の北側を北西から南東に流れている他、利根川水系の河川や湖沼が周囲に分布している。国土交通省及び県が管理する 2 級河川以上の対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川の概要は表 3-1-25 に、河川等の位置は図 3-1-12 にそれぞれ示すとおりである。

なお、「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、公共用水域には位置づけられていないものの、多くの淡水魚が生育し市民の格好の釣り場として親しまれている古利根沼が位置している。古利根沼はかつての利根川本流が湾曲していた部分の三日月形水面であり、明治末期の河川改修により、水面の北側に堤防が築かれ利根川南岸に取り残された広さ約 0.17km²の細長い沼である。

表 3-1-25 対象事業実施区域及びその周囲の河川の概要（2 級河川以上）

水系	河川名	区域		延長 (km)	管理者	等級
		上流端	下流端			
利根川	利根川	群馬県利根郡みなかみ町大字藤原地先の大水上山山麓水源	海に至る	322 (幹川流路延長)	国土交通省	1 級
	北千葉導水路	利根川からの分派点	坂川の合流点	23.1	国土交通省	1 級
	手賀川	手賀沼からの流出点	利根川への合流点	7.7	国土交通省	1 級
	小貝川	栃木県那須郡南那須村大赤根の山地	利根川合流点	112 (幹川流路延長)	国土交通省	1 級
	手賀沼	全面	-	16.7 (周囲)	千葉県	1 級
	弁天川	手賀川からの分派点	手賀川への合流点	1.5	千葉県	1 級
	下手賀川	下手賀沼からの流出点	手賀川への合流点	1.9	千葉県	1 級
	相野谷川	取手市岡字八丁 1463 番の 1 地先の県道橋下流端	利根川への合流点	5.5	茨城県	1 級
	北浦川	取手市中内字中内 236 番地先 取手市山王字太田 702 番地先	小貝川への合流点	7.9	茨城県	1 級
	西浦川	取手市寺田字新田沼 104 番地先の市道橋下流端	小貝川への合流点	6.2	茨城県	1 級
	新利根川	小貝川からの分岐点	霞ヶ浦への流入点	33.0	茨城県	1 級

注) 上流端について 2 段で表示している場合、上段は左岸、下段は右岸を示す。

出典：「利根川のあらまし」（国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ）

「小貝川」（国土交通省ホームページ）

「千葉県統計年鑑(平成 27 年)」（千葉県ホームページ）

「千葉県柏土木事務所管内図」（千葉県ホームページ）

「千葉県印旛土木事務所管内図」（千葉県ホームページ）

「利根川水系利根川圏域河川整備計画(変更)」（平成 28 年 6 月、茨城県）

「利根川水系小貝川圏域河川整備計画(変更)」（平成 24 年 2 月、茨城県）

「利根川水系霞ヶ浦圏域河川整備計画(変更)」（平成 27 年 11 月、茨城県）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 河川
-  : 公共用水域以外 (沼)

注) 図幅内の北千葉導水路はトンネル区間のため表示していない。

出典: 「千葉県柏土木事務所管内図」(千葉県ホームページ)
「千葉県印旛土木事務所管内図」(千葉県ホームページ)
「環境年報 平成 26 年(2014 年)度のまとめ」
(平成 28 年 3 月、我孫子市)
「茨城県竜ヶ崎工事事務所管内図」(茨城県ホームページ)



1:50,000



図 3-1-12 河川等位置図

3-1-5 水底の底質

対象事業実施区域及びその周囲における公共用水域の水質測定計画に基づく底質の調査は、平成 22 年度以降実施されていない（「水文水質データベース」（国土交通省ホームページ））。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質の調査が利根川の栄橋（布川）等で実施されており、調査結果は、表 3-1-26 に示すとおり、各地点とも環境基準を満足している。

なお、同一名称の測定地点は水質測定地点と同一であり、測定地点の位置は、図 3-1-10（「3-1-3 水質の状況」参照）に示すとおりである。

表 3-1-26 対象事業実施区域及びその周囲の底質測定結果

単位：pg-TEQ/L

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度			平成 26 年度	平成 27 年度	環境 基準
	手賀沼 流入 河川	手賀沼 流入 河川	手賀沼 流入 河川	利根川	手賀沼 流入 河川	手賀沼	手賀沼 流入 河川	手賀沼 流入 河川	
	染井 新橋	染井 新橋	染井 新橋	栄橋 (布川)	染井 新橋	手賀沼 中央	染井 新橋	染井 新橋	
ダイオ キシン類	9.1	3.3	5.7	0.53	6	17	3.9	1.7	150 以下

出典：「平成 22 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
 （平成 23 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
 「平成 23 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
 （平成 24 年 7 月、千葉県環境生活部大気保全課）
 「平成 24 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
 （平成 25 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）
 「平成 25 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）調査結果について」
 （千葉県ホームページ）
 「平成 26 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」
 （千葉県ホームページ）
 「平成 27 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」
 （千葉県ホームページ）

3-1-6 騒音及び低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周囲で平成 22 年度以降に実施されている環境騒音及び道路交通騒音の調査地点等の概要は表 3-1-27 及び表 3-1-28 に、調査地点の位置は図 3-1-13～図 3-1-15 に、調査結果は表 3-1-29 及び表 3-1-30 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-27 環境騒音調査地点の概要

県	市	地域種別	番号	地点名	用途地域	調査年度	実施主体
千葉県	我孫子市	一般地域	1	青山台中央公園	第 1 種低層住居専用地域	平成 26 年度	我孫子市
			2	八幡神社	第 1 種中高層住居専用地域		
			3	五本松公園	市街化調整		
			4	湖北台団地	第 1 種中高層住居専用地域	平成 24 年度	
			5	布佐長丁東公園	第 1 種低層住居専用地域	平成 22 年度	
			6	南新木遺跡の公園	第 1 種低層住居専用地域		
			7	中峠二本榎公園	第 1 種低層住居専用地域		
		道路に面する地域	8	水戸信用金庫布佐支店	近隣商業	平成 24 年度	
			9	湖北台 7 丁目	第 1 種中高層住居専用地域		
			10	NEC 我孫子事業所	工業専用		
			11	上新木青年館	第 1 種住居地域	平成 23 年度	
			12	わくわく広場	近隣商業	平成 22 年度	
			13	湖北台団地	第 1 種中高層住居専用地域		
茨城県	取手市	一般地域	14	桜が丘第 1 集会場	第 1 種低層住居専用地域	平成 25 年度	取手市
			15	中央公民館	第 1 種住居地域		
		道路に面する地域	16	井野公民館	第 1 種中高層住居専用地域		
			17	ときわ台自治会本部集会場	第 1 種低層住居専用地域		
			18	ゆうあいプラザ	第 1 種住居地域		
			19	寺原公民館	第 1 種住居地域		

出典：「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）
「取手市環境基本計画 資料編」（取手市ホームページ）

表 3-1-28 道路交通騒音調査地点の概要

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	調査日	実施主体
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 610-3	平成 26 年 10 月 15 日～21 日	我孫子市
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	平成 26 年 6 月 10 日～16 日	
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	平成 26 年 10 月 3 日～11 日	
			4	主要地方道千葉龍ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	平成 25 年 5 月 22 日～28 日	
茨城県	取手市	常時監視	5	一般国道 6 号	取手市井野	平成 25 年 10 月 7 日～8 日	茨城県
			6	一般国道 6 号	取手市新町 2-3	平成 23 年 10 月 24 日～25 日	取手市
			7	一般国道 294 号	取手市寺田	平成 24 年 10 月 9 日～10 日	
			8	一般県道長沖藤代線	取手市藤代南 3-10	平成 24 年 10 月 9 日～10 日	
			9	一般県道白山前取手線	取手市白山 1-1-13	平成 26 年 10 月 1 日～2 日	
			10	一般県道取手谷中線	取手市清水	平成 24 年 10 月 9 日～10 日	
			11	一般県道取手停車場線	取手市取手 2-4	平成 25 年 10 月 7 日～8 日	

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）
「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 県界
- : 市町界
- : 環境騒音調査地点

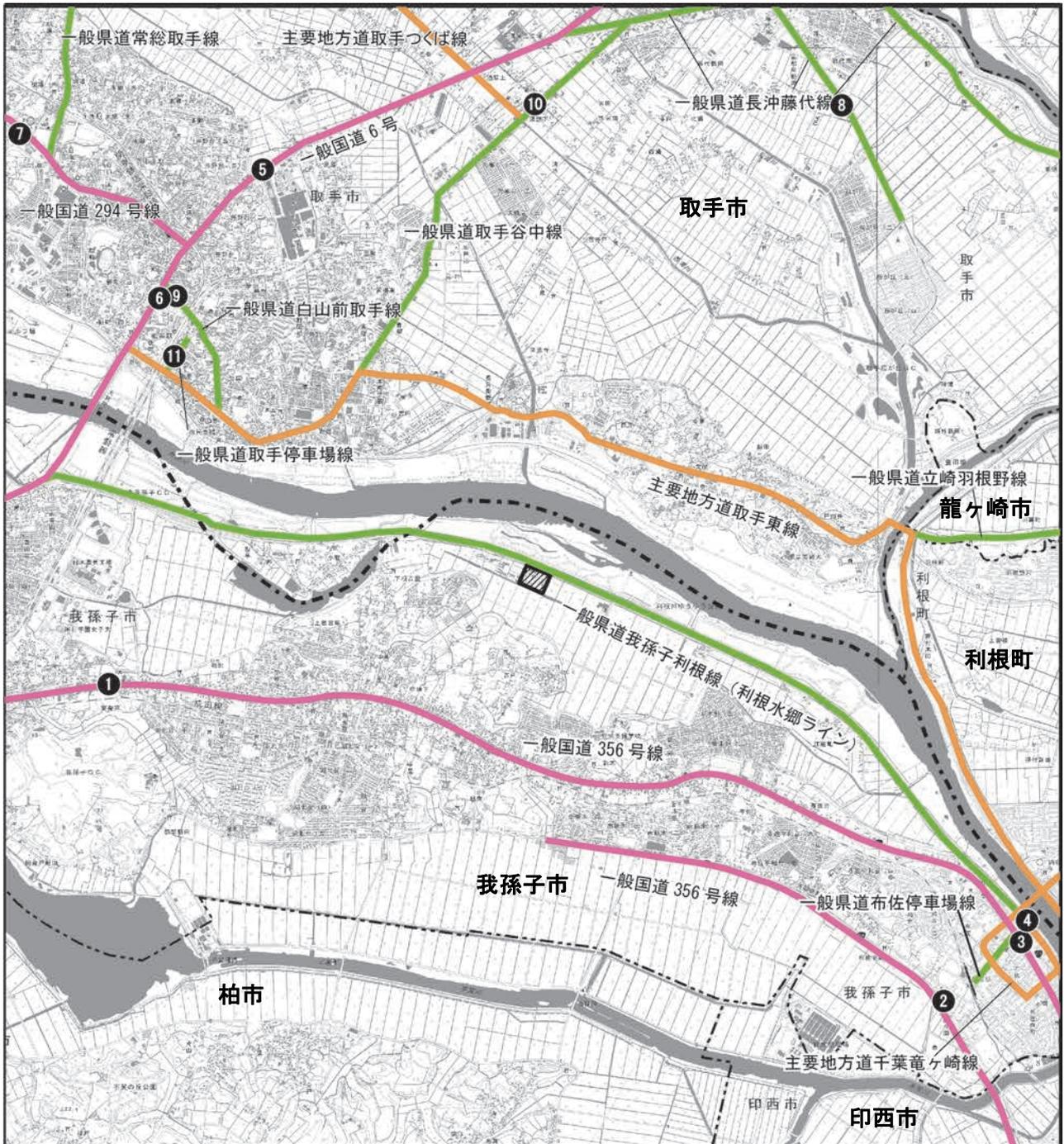


1:50,000



図 3-1-13 環境騒音の調査地点位置図

出典：「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」
 （平成 28 年 3 月、我孫子市）
 「取手市環境基本計画 資料編」（取手市ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 道路交通騒音調査地点
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 県道



1:50,000



出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）
「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

図 3-1-14 道路交通騒音の調査地点位置図

表 3-1-29 環境騒音の調査結果

単位：dB

県	市	地域種別	番号	地点名	時間区分	調査結果 騒音レベル (L _{Aeq})	環境基準
千葉県	我孫子市	一般地域	1	青山台中央公園	昼間	63	70
					夜間	56	65
			2	八幡神社	昼間	46	55
					夜間	41	45
			3	五本松公園	昼間	47	-
					夜間	40	-
			4	湖北台団地	昼間	44	55
					夜間	37	45
			5	布佐長丁東公園	昼間	49	55
					夜間	36	45
			6	南新木遺跡の公園	昼間	42	55
					夜間	37	45
			7	中峠二本榎公園	昼間	44	55
					夜間	39	45
		道路に面する地域	8	水戸信用金庫布佐支店	昼間	66	65
					夜間	62	60
			9	湖北台7丁目	昼間	66	60
					夜間	61	55
			10	NEC我孫子事業所	昼間	66	-
					夜間	61	-
			11	上新木青年館	昼間	65	65
夜間	60	60					
12	わくわく広場	昼間	51	65			
		夜間	41	60			
13	湖北台団地	昼間	62	65			
		夜間	56	60			
茨城県	取手市	一般地域	14	桜が丘第1 集会場	昼間	47	55
					夜間	39	45
			15	中央公民館	昼間	51	55
					夜間	39	45
		道路に面する地域	16	井野公民館	昼間	50	60
					夜間	41	55
			17	ときわ台自治会本部集会場	昼間	51	60
					夜間	44	55
			18	ゆうあいプラザ	昼間	52	65
					夜間	49	60
			19	寺原公民館	昼間	54	65
					夜間	47	60

出典：「環境年報 平成26年(2014年)度のまとめ」(平成28年3月、我孫子市)
「取手市環境基本計画 資料編」(取手市ホームページ)

表 3-1-30 道路交通騒音の調査結果

単位：dB

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	時間区分	調査結果 騒音レベル (L _{Aeq})	要請限度	環境基準
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 610-3	昼間	72	75	70
						夜間	68	70	65
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	昼間	64	75	70
						夜間	59	70	65
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	昼間	68	75	70
						夜間	63	70	65
			4	主要地方道 千葉龍ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	昼間	63	75	65
						夜間	61	70	60
茨城県	取手市	常時監視	5	一般国道 6 号	取手市井野	昼間	74		70
						夜間	72		65
			6	一般国道 6 号	取手市新町 2-3	昼間	72		70
						夜間	70		65
			7	一般国道 294 号	取手市寺田	昼間	69		70
						夜間	66		65
			8	一般県道 長沖藤代線	取手市藤代南 3-10	昼間	65		70
						夜間	59		65
			9	一般県道 白山前取手線	取手市白山 1-1-13	昼間	61		70
						夜間	56		65
			10	一般県道 取手谷中線	取手市清水	昼間	64		70
夜間	58					65			
11	一般県道 取手停車場線	取手市取手 2-4	昼間	62		70			
			夜間	57		65			

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）

「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

対象事業実施区域最寄りの環境騒音調査地点は南側約 1.3m に位置する上新木青年館であり、平成 23 年度の調査結果は昼間 65dB、夜間 60dB と環境基準を満足している。

環境基準が設定されている環境騒音調査地点の内、一般地域の調査地点はいずれも環境基準を満足しているが、道路に面する地域の調査地点の内、水戸信用金庫布佐支店、湖北台 7 丁目は昼間・夜間ともに環境基準を超過している。

道路交通騒音の調査結果は、No.1 地点（国道 356 号）の昼間・夜間、No.4 地点（主要地方道千葉龍ヶ崎線）の夜間、No.5 地点及びNo.6 地点（国道 6 号）の昼間・夜間、No.7 地点（国道 294 号）の夜間で環境基準を超過している。ただし、No.1 地点（国道 356 号）を含め我孫子市内の調査地点 4 地点（No.1 地点～No.4 地点）はいずれも要請限度を満足している。

低周波音について、対象事業実施区域及びその周囲の位置する地方公共団体のホームページを確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲で低周波音に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

千葉県では環境研究センターにおいて食品工場や他の施設に係る苦情他に対応するため、低周波音の測定を実施したとする報告が平成 13 年度・平成 15 年度・平成 22 年度の「環境研究センター年報」（千葉県ホームページ）において紹介されていたが、実施市町村等の記載はなかった。同様に、茨城県では茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおいて発生源の解明と実態把握のための調査を実施したとする報告が平成 17 年の「茨城県霞ヶ浦環境科学センター年報」（茨城県ホームページ）において紹介されていたが、実施市町村等の記載はなかった。

3-1-7 振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている道路交通振動の調査地点等の概要は表 3-1-31 に、調査地点の位置は図 3-1-15 に、調査結果は表 3-1-32 にそれぞれ示すとおりである。
 道路交通振動の調査結果は、すべての地点において要請限度を満足している。

表 3-1-31 道路交通振動調査地点の概要

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	調査日	実施主体
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 610-3	平成 26 年 10 月 15 日～21 日	我孫子市
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	平成 26 年 6 月 10 日～16 日	
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	平成 26 年 10 月 3 日～11 日	
			4	主要地方道 千葉龍ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	平成 25 年 5 月 22 日～28 日	

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）
 「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

表 3-1-32 道路交通振動の調査結果

単位：dB

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	時間区分	調査結果 振動レベル(L ₁₀)	要請限度
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 610-3	昼間	46	65
						夜間	42	60
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	昼間	40	65
						夜間	32	60
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	昼間	40	65
						夜間	32	60
			4	主要地方道 千葉龍ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	昼間	50	65
						夜間	47	60

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）
 「環境年報 平成 26 年（2014 年）度のまとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

3-1-8 悪臭の状況

悪臭について、対象事業実施区域及びその周囲の位置する地方公共団体のホームページ（環境白書、環境基本計画等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲で悪臭に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

3-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地形

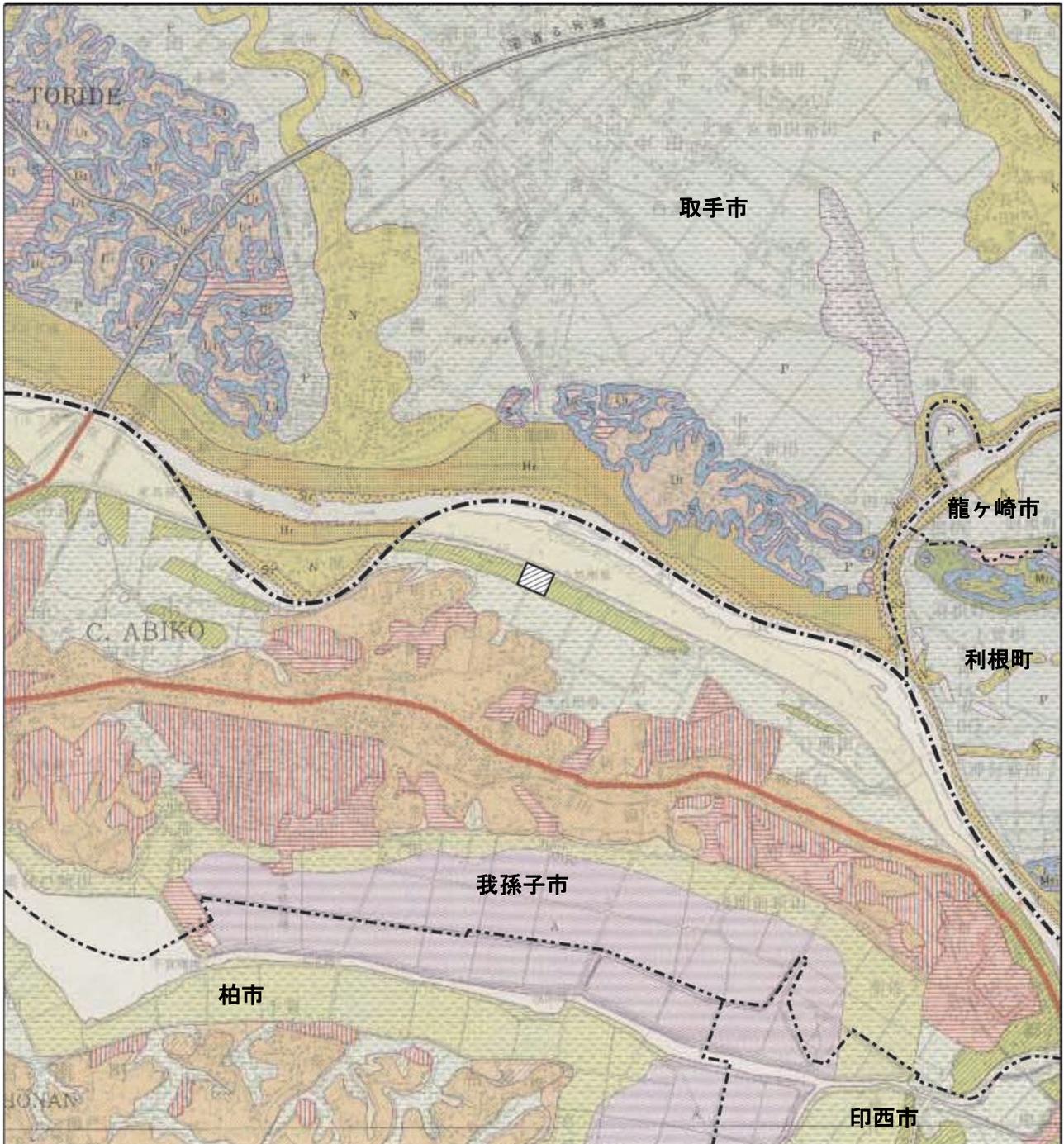
対象事業実施区域が位置する我孫子市は、千葉県北西部に位置し、千葉県柏市、印西市、茨城県取手市及び北相馬郡利根町と隣接する手賀沼と利根川にはさまれた細長い馬の背状の土地である。

対象事業実施区域は、我孫子市の北側を流れる利根川沿いに位置しており、我孫子市と取手市にまたがる古利根沼の東側約 650m にある。

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3-1-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域は低地の自然堤防・砂州に属し、南側一帯は谷底平野の地形となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第1集新装版」（古今書院、平成12年12月）及び「日本の地形レッドデータブック第2集」（古今書院、平成14年3月）による「保存すべき地形」は存在しない。



凡例 : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界

千葉県

台地

- : 上位砂礫台地
- : 中位砂礫台地
- : 下位砂礫台地
- : 低位砂礫台地
- : 斜面

低地

- : 谷底平野
- : 氾濫原平野
- : 三角州平野
- : 自然堤防・砂州
- : 旧河道
- : 後背湿地
- : 高水敷

人工地形

- : 切土改变地
- : 盛土改变地
- : 埋土地
- : 干拓地

その他

- : 地形界
- : 国道
- : 主要地方道

茨城県

台地

- : 上位砂礫台地
- : 中位砂礫浸食段丘 1
- : 中位砂礫浸食段丘 2
- : 中位砂礫浸食段丘 3
- : 下位砂礫浸食段丘群

低地

- : 谷底平野及び氾濫原
- : 自然堤防
- : 高水敷
- : 河原
- : 旧流路跡
- : 湖岸低地
- : 干拓地
- : 旧砂州

その他

- : 崖および斜面
- : 地形改变地
- : 低崖
- : 地形界
- : 国道
- : 一級河川



1:50,000



図 3-1-15 地形分類図

出典：「土地分類基本調査（地形分類図）龍ヶ崎」（昭和 58 年 12 月、千葉県）
 「土地分類基本調査（地形分類図）龍ヶ崎」（昭和 62 年 12 月、茨城県）

2. 地質

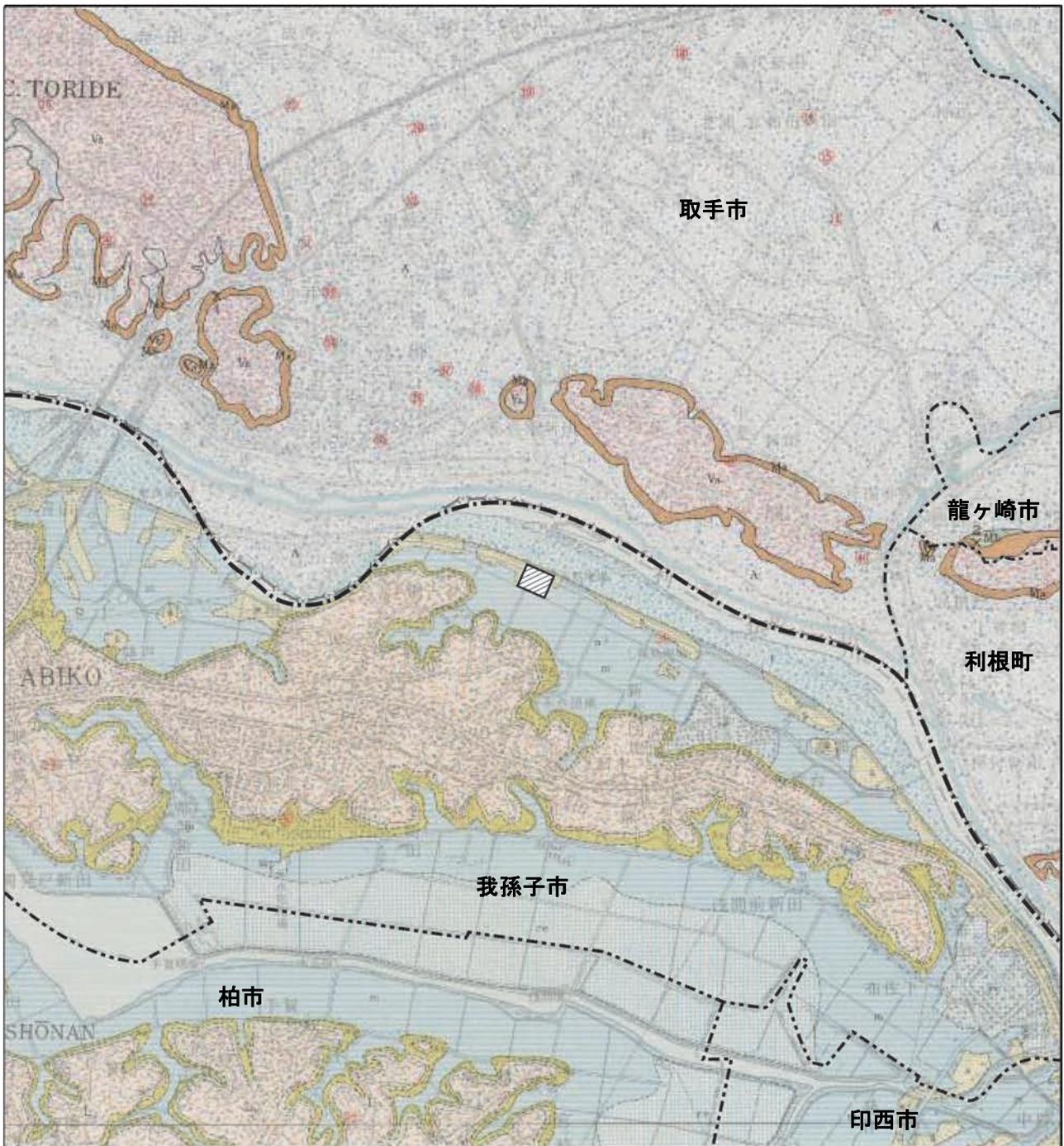
対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3-1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域は利根川右岸に位置している。

表層地質図によると、対象事業実施区域が位置する一帯は砂がち堆積物で覆われている。南側一帯には泥がち堆積物が広がっており、北側の利根川沿いの地域は現河床堆積物が広がる一帯である。

3. 湧水

対象事業実施区域及びその周囲には、「湧水保全ポータルサイト」（環境省）に掲載されている「代表的な湧水」及び「ちばの湧水めぐり」（特定非営利活動法人水環境研究所、平成 22 年 7 月）による湧水地点は存在しない。



凡例 : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界

千葉県

未固結堆積物	半固結堆積物	火山性岩石	岩石の種類境界
: 埋立地堆積物	: 砂 2	: 泥岩	: 柱状図の地点
: 現河床堆積物	: 砂 3	: ローム 1	
: 泥がち堆積物	: 砂 4	: ローム 2	
: 砂がち堆積物	: 砂 5	: ローム 3	
: 砂 1	: 泥 1		
	: 砂 6		

茨城県

未固結堆積物	火山性砕屑物	地質境界線
: 礫・砂・シルト・粘土	: 火山灰	: 推定境界線
半固結堆積物		: 地質断面線
: 礫・砂・シルト・粘土		: 柱状図の位置および番号
: 砂・砂鉄・浮石粒		: 説明露頭的位置

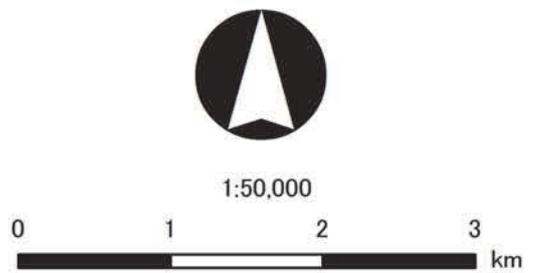


図 3-1-16 表層地質図

出典：「土地分類基本調査（表層地質図）龍ヶ崎」（昭和 58 年 12 月、千葉県）
 「土地分類基本調査（表層地質図）龍ヶ崎」（昭和 62 年 12 月、茨城県）

3-1-10 地盤の状況

対象事業実施区域が位置する千葉県では、地盤沈下の防止対策の基礎資料を得ることを目的に、毎年地盤変動調査を実施している。対象事業実施区域及びその周囲における水準測量の測定結果は表 3-1-33 及び表 3-1-34 に、測定地点は図 3-1-17 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、取手市東一丁目 1-5 を除き 5 年間沈下量 6cm 以上 9cm 未満の区域である。

表 3-1-33 水準点の変動状況（千葉県）

水準点 番号	所在地	変動量 (mm)					5 年間 の累計 変動量 (mm)
		平成 22 年 1 月 ～ 平成 23 年 1 月	平成 23 年 1 月 ～ 平成 24 年 1 月	平成 24 年 1 月 ～ 平成 25 年 1 月	平成 25 年 1 月 ～ 平成 26 年 1 月	平成 26 年 1 月 ～ 平成 27 年 1 月	
10874	我孫子市 高野山 537	-5.2	-60.8	-0.9	+1.8	+7.1	-58.0
10875	我孫子市 中峠 1323	-5.1	-62.3	-1.2	+2.9	+7.2	-58.5
10876	我孫子市 新木 1984	-4.5	-63.3	-1.5	+3.0	+6.0	-60.3
AB-5	我孫子市 青山台二丁目 31	-4.0	-58.9	+0.4	+1.0	+6.5	-55.5
AB-9	我孫子市湖北台 九丁目 3-6	-4.2	-60.3	-1.0	+1.9	+6.8	-56.8

注) 平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動が一定速度であると仮定できないため、平成 23 年 1 月～平成 23 年度測定日に関しては基準日補正をしていない。

出典：「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）

表 3-1-34 水準点の変動状況（茨城県）

基標 番号	所在地	変動量 (mm)					5 年間 の累計 変動量 (mm)
		平成 23 年 1 月 ～ 平成 24 年 1 月	平成 24 年 1 月 ～ 平成 25 年 1 月	平成 25 年 1 月 ～ 平成 26 年 1 月	平成 26 年 1 月 ～ 平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月 ～ 平成 28 年 1 月	
29	取手市 長兵衛新田 359-1	- 76.7	+ 10.6	- 5.0	+ 1.4	- 11.6	-81.3
30	取手市吉田	- 76.7	+ 13.1	- 5.9	+ 2.8	- 10.8	-77.5
31	取手市 井野三丁目 15-1	- 72.6	+ 13.6	- 3.3	+ 1.6	- 10.7	-71.4
仮 35	取手市 台宿二丁目 1 先	- 74.4	+ 12.7	- 3.6	+ 1.6	- 7.8	-71.5
仮 36	取手市 東一丁目 1-5	-	-	-	-	-9.3	-
102	取手市中田甲 295	- 81.5	+ 9.9	- 5.7	+ 3.2	- 12.3	-86.4
105	取手市 清水字乙 1247	- 84.1	+ 12.0	- 3.7	+ 1.3	- 12.3	-86.8
10901	取手市 東四丁目 1-22 先	- 74.7	+ 15.2	- 3.1	+ 0.8	- 10.8	-72.6
T7-01	取手市 白山二丁目 3-18	- 75.6	+ 9.8	- 2.2	+ 1.3	- 5.8	-72.5

注) 平成 23 年 1 月～平成 24 年 1 月については東北地方太平洋沖地震による影響が大きいため、当該年度の測量日における水準点の標高を前年度の標高と比較して地盤変動量を算出している。

出典：「茨城県地盤変動量調査結果（平成 27 年）」（茨城県ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 水準測量測定地点



1:50,000



図 3-1-17 水準測量測定地点位置図

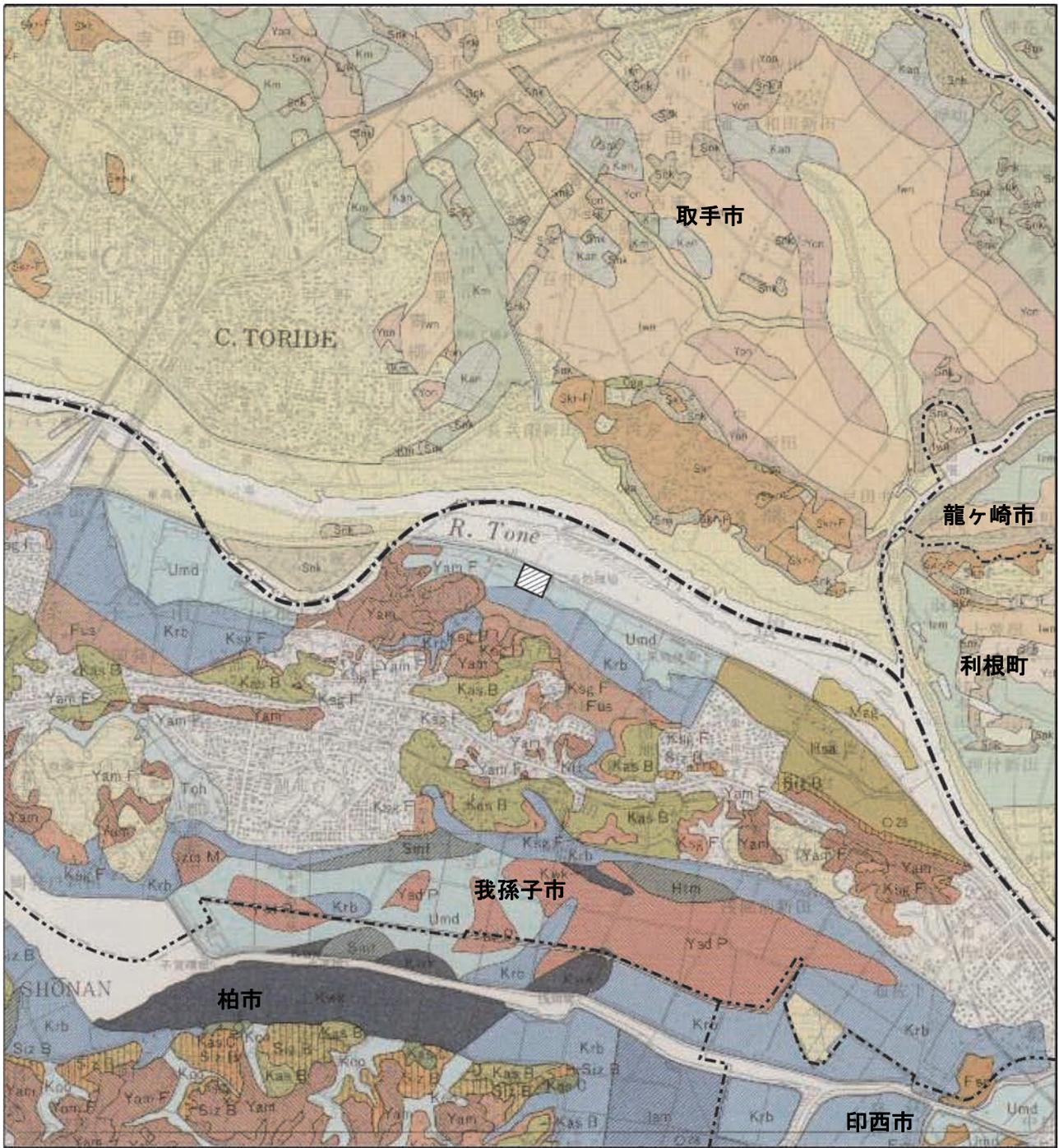
出典：「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）
 「茨城県地盤変動量調査結果」（茨城県ホームページ）

3-1-11 土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3-1-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の土壌はグライ土壌が主体であり、南側約 300m には低位泥炭土壌、西側約 500m 以西には黒ボク土壌が分布している。



- 凡例** : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界
- 千葉県**
- | | | | | |
|-------------------|--------------------|-------------------|------------------|----------------------|
| 残積性未熟土壌
: 古原統 | 黒ボク土壌
: 住野統 | 淡色黒ボク土壌
: 上砂F統 | 細粒グライ土壌
: 奥隅統 | 黒泥土壌
: 下谷統 |
| 厚層黒ボク土壌
: 文達F統 | 黒ボク土壌
: 八街F統 | 淡色黒ボク土壌
: 上砂統 | グライ土壌
: 馬立統 | 黒泥土壌
: 和泉M統 |
| 黒ボクグライ土壌
: 文達統 | 粗粒褐色低地土壌
: 船木F統 | 淡色黒ボク土壌
: 藤ヶ谷統 | 粗粒グライ土壌
: 下総統 | 黒泥土壌
: 安食統 |
| 黒ボクグライ土壌
: 武州統 | 粗粒褐色低地土壌
: 船木統 | 淡色黒ボク土壌
: 香西A統 | 粗粒グライ土壌
: 黒部統 | その他
: 未区分地1 |
| 黒ボクグライ土壌
: 諸持統 | 粗粒褐色低地土壌
: 松岸統 | 淡色黒ボク土壌
: 香西B統 | 粗粒グライ土壌
: 水沢統 | その他
: 未区分地2 |
| 黒ボクグライ土壌
: 吉岡統 | 灰色低地土壌
: 平三統 | 淡色黒ボク土壌
: 香西C統 | 粗粒グライ土壌
: 一松統 | その他
: 試坑地点位置 |
| 褐色低地土壌
: 土統 | 粗粒灰色低地土壌
: 岩切統 | 淡色黒ボク土壌
: 香西D統 | 粗粒グライ土壌
: 川上統 | その他
: 試坑地点位置および番号 |
| 褐色低地土壌
: 布施統 | 粗粒灰色低地土壌
: 鷺統 | 淡色黒ボク土壌
: 椎崎A統 | 低位泥炭土壌
: 吉田P統 | |
| | | 淡色黒ボク土壌
: 椎崎B統 | 低位泥炭土壌
: 吉田統 | |
| | | 淡色黒ボク土壌
: 香取統 | 低位泥炭土壌
: 布佐統 | |
- 茨城県**
- | | | | |
|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 黒ボク土壌
: 桜統 | 黒ボクグライ土壌
: 八木橋統 | 細粒灰色低地土壌
: 四倉統 | 細粒グライ土壌
: 田川統 |
| 黒ボク土壌
: 桜F統 | 褐色森林土壌
: 小川統 | 細粒灰色低地土壌
: 鴨島統 | 細粒グライ土壌
: 西山統 |
| 黒ボク土壌
: 大里統 | 褐色低地土壌
: 新成統 | 細粒灰色低地土壌
: 泉崎統 | その他
: 未区分地 |
| 黒ボク土壌
: 大里F統 | 黒泥土壌
: 鳥帽子統 | 細粒灰色低地土壌
: 金田統 | その他
: 統の界線 |
| 淡色黒ボク土壌
: 大河内統 | 黒泥土壌
: 千町無田統 | 低位泥炭土壌
: 岩沼統 | その他
: 試坑点位置及び番号 |
| 淡色黒ボク土壌
: 大河内F統 | 黒泥土壌
: 赤沼統 | 低位泥炭土壌
: 米里統 | |
| 多湿黒ボク土壌
: 深井沢統 | | 低位泥炭土壌
: 楢山統 | |
| | | 低位泥炭土壌
: 大田和統 | |

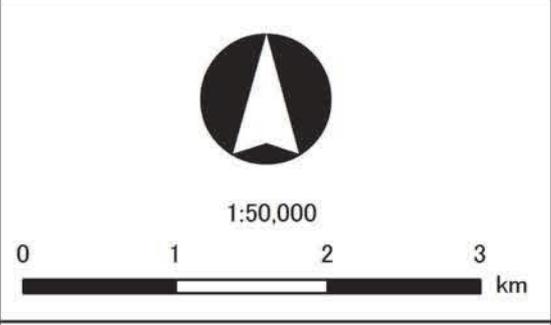


図 3-1-18 土壌図

出典: 「土地分類基本調査 (土じょう図) 龍ヶ崎」(昭和 58 年 12 月、千葉県)
 「土地分類基本調査 (土じょう図) 龍ヶ崎」(昭和 62 年 12 月、茨城県)

2. 土壌汚染

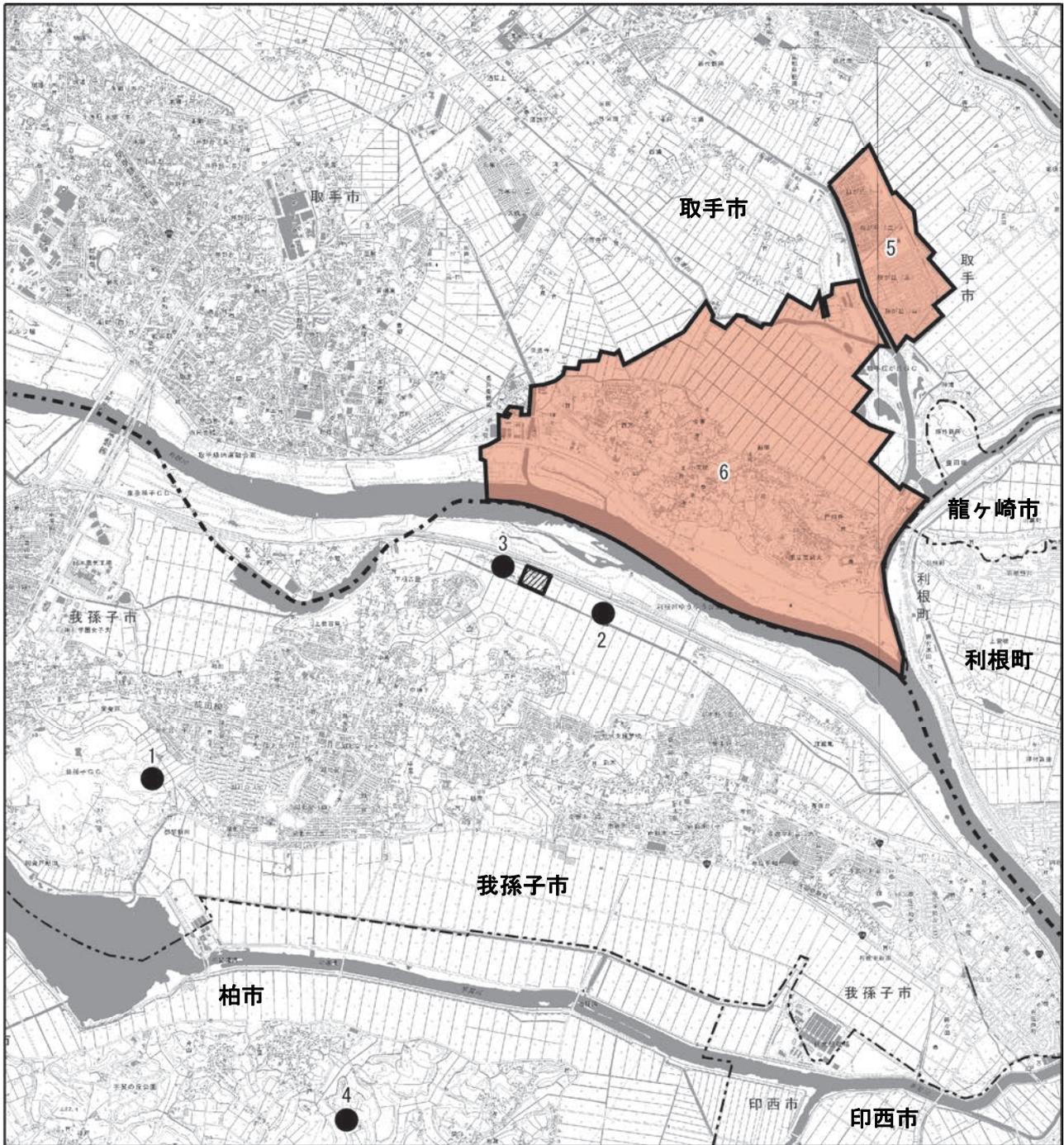
千葉県ホームページの「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更要届出区域」及び茨城県ホームページの「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」によると、対象事業実施区域及びその周囲には形質変更時要届出区域として取手市白山7丁目甲65番1の一部及び82番1の一部が指定されている（平成26年11月、平成27年4月及び平成28年7月に一部解除）。また、土壌汚染対策法に基づく要措置区域は存在しない。

一方、対象事業実施区域及びその周囲では、平成22年度、平成24年度、平成25年度及び平成27年度にダイオキシン類に係る土壌調査が行われている。調査結果は表3-1-35に、調査地点は図3-1-19にそれぞれ示すとおりである。調査結果は0.085pg-TEQ/g～15pg-TEQ/gであり、すべての地点で環境基準を大きく下回っている。

表 3-1-35 ダイオキシン類土壌調査結果

番号	県名	調査区分	調査年度	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	千葉県	一般環境	平成22年	我孫子市中央学院高等学校グラウンド	0.085	1000 以下
2	千葉県	発生源周辺	平成27年	我孫子市民体育館	15	
3	千葉県	発生源周辺	平成22年	我孫子市東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園グラウンド	5.4	
4	千葉県	一般環境	平成22年	柏市立手賀東小学校	6.1	
5	茨城県	-	平成25年	取手市桜が丘	0.23	
6	茨城県	-	平成24年	取手市小文間	0.76	

出典：「平成22年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（平成23年8月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成27年度ダイオキシン類に係る土壌測定結果について」（平成28年8月、千葉県環境生活部大気保全課）
「平成25年版 環境白書」（平成25年9月、茨城県生活環境部環境政策課）
「平成26年版 環境白書」（平成26年9月、茨城県生活環境部環境政策課）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : ダイオキシン類土壌調査地点
- 



1:50,000



出典：「平成 22 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
 (平成 23 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課)
 「平成 27 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
 (平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課)
 「平成 25 年版 環境白書」
 (平成 25 年 9 月、茨城県生活環境部環境政策課)
 「平成 26 年版 環境白書」
 (平成 26 年 9 月、茨城県生活環境部環境政策課)

図 3-1-19 ダイオキシン類土壌調査地点位置図

3-1-12 植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3-1-36 に示すとおりである。

表 3-1-36 植物相の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
1	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 （国土交通省ホームページ）	調査対象とした野生植物のうち、平成 12 年度において利根川下流域で確認された維管束植物
2	「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-植物・菌類編(2009 年改訂版)」 （2009 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生植物のうち、我孫子市で確認された維管束植物、非維管束植物
3	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編 2012 年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」 （平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課）	調査対象とした野生植物のうち、対象事業実施区域及びその周囲で確認されたか、もしくは確認された可能性のある維管束植物
4	「我孫子市自然環境調査植物調査報告書」 （平成 3 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課）	我孫子市で確認された維管束植物
5	「我孫子市谷津水田等自然環境調査報告書」 （平成 14 年 3 月、我孫子市環境生活部手賀沼課）	全ての調査範囲で確認された維管束植物
6	「生物相調査報告書（市内利根川左岸の生物相）」 （平成 3 年 3 月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された維管束植物
7	「生物相調査報告書（取手市内陸域の生物相）」 （平成 4 年 3 月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された維管束植物

文献調査により、対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物は、表 3-1-37 に示すとおりである。維管束植物で 160 科 1308 種、非維管束植物で 2 科 8 種が確認された。

表 3-1-37 文献等により確認された種数（植物）

分類	科	種
維管束植物	160	1308
非維管束植物	2	8

2. 重要な種（植物）の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

重要な種（植物）の選定根拠は表 3-1-38 に、選定基準は表 3-1-39 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-38 重要な種（植物）の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・ 特別天然記念物（特天） ・ 国指定天然記念物（国天）
	② 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号) 「茨城県文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 1 日条令第 50 号)	・ 県指定天然記念物（県天）
	③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」 (昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号) 「取手市文化財保護条例」 (昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)	・ 市指定天然記念物（市天）
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種（国内） ・ 国際希少野生動植物種（国際） ・ 特定国内希少野生動植物種（特定） ・ 緊急指定種（緊急）
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト 2015」 (平成 27 年 9 月、環境省)	・ 絶滅（EX） ・ 野生絶滅（EW） ・ 絶滅危惧 I 類（CR+EN） ・ 絶滅危惧 I A 類（CR） ・ 絶滅危惧 I A 類（EN） ・ 絶滅危惧 II 類（VU） ・ 準絶滅危惧（NT） ・ 情報不足（DD） ・ 地域個体群（LP）
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-植物・菌類編（2009 年改訂版）」 (2009 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)	・ 消息不明・絶滅生物（X） ・ 野生絶滅（EW） ・ 最重要保護生物（A） ^{注 1)} ・ 重要保護生物（B） ^{注 1)} ・ 最重要・重要保護生物（A-B） ^{注 2)} ・ 要保護生物（C） ・ 一般保護生物（D） ・ 保護参考雑種（RH）
	⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編 2012 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」 (平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)	・ 絶滅 ・ 絶滅危惧 I A 類 ・ 絶滅危惧 I B 類 ・ 絶滅危惧 II 類 ・ 準絶滅危惧 ・ 情報不足①注目種 ・ 情報不足②現状不明種

注 1) 維管束植物の場合。

注 2) 非維管束植物の場合。

表 3-1-39(1) 重要な種(植物)の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。	
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		

注) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-39(2) 重要な種(植物)の選定基準

選定基準	評価基準
消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期(およそ 50 年間)にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性が強い生物。
野生絶滅 (EW)	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土孢子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の種。
最重要保護生物 (A) <small>注1)</small>	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。
最重要保護生物 (B) <small>注1)</small>	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性にある、などの状況にある生物。
⑥ 最重要・重要保護生物 (A-B) <small>注2)</small>	個体数が極めて少なく、過去 50%以上の減少が推定され、生育環境が極めて限られている、あるいは現在知られている生育地が 1 から 5 箇所にとどまる生物。
要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、近い将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生育環境が著しく限定されているもの。
情報不足	個体数や生息・生育環境などのランクを判定する情報が十分には得られていない種、および歴史的もしくは分類学的な情報の不足により保護すべき種であるか明らかでない種等。

注 1) 維管束植物の場合。

注 2) 非維管束植物の場合。

注 3) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-39(3) 重要な種（植物）の選定基準

選定基準		評価基準
⑦	絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育下でのみ生育している野生絶滅を含む）
	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
	絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
	①注目種	最近県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
	②現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

注) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

(2) 文献調査により確認された重要な種（植物）

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている種のうち重要な種は、表 3-1-40 及び表 3-1-41 に示すとおりである。維管束植物で 85 科 325 種、非維管束植物で 2 科 8 種が確認された。

表 3-1-40(1) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	シダ植物門	マツバラシ	マツバラシ	-	-	-	-	NT	A	絶 I A	
2		ヒカゲノカズラ	マンネンズギ	-	-	-	-	-	-	絶 II	
3		イワヒバ	カタヒバ	-	-	-	-	-	C	準絶	
4			イワヒバ	-	-	-	-	-	B	準絶	
5			ミズニラ	ヒメミズニラ	-	-	-	-	NT	-	情②
6				ミズニラ	-	-	-	-	NT	-	準絶
7				ミズニラモドキ	-	-	-	-	VU	-	情②
8				シナミズニラ	-	-	-	-	VU	-	情②
9				オオバシナミズニラ	-	-	-	-	EN	-	情②
10			ハナヤスリ	アカハナワラビ	-	-	-	-	-	B	情①
11				ウスイハナワラビ	-	-	-	-	-	-	情①
12				トネハナヤスリ	-	-	-	-	VU	A	絶 I B
13				コヒロハハナヤスリ	-	-	-	-	-	-	絶 II
14				ハマハナヤスリ	-	-	-	-	-	-	絶 II
15				コハナヤスリ	-	-	-	-	-	-	絶 II
16				ヒロハハナヤスリ	-	-	-	-	-	C	-
17			ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	-	-	-	-	-	-	準絶
18			シノブ	シノブ	-	-	-	-	-	B	準絶
19			オシダ	オニカナワラビ	-	-	-	-	-	C	絶 II
20				シラネワラビ	-	-	-	-	-	-	絶 I B
21				オオクジャクシダ	-	-	-	-	-	C	絶 II
22				マルバベニシダ	-	-	-	-	-	-	準絶
23				サクライカグマ	-	-	-	-	-	D	絶 II
24				ホソイノデ	-	-	-	-	-	-	絶 I B
25			ヒメシダ	ミヤマワラビ	-	-	-	-	-	-	準絶
26				コハシゴシダ	-	-	-	-	-	-	絶 II
27			メシダ	ハクモウイノデ	-	-	-	-	-	D	-
28				ヘランシダ	-	-	-	-	-	-	絶 II
29			デンジソウ	デンジソウ	-	-	-	-	VU	B	絶 I A
30			サンショウモ	サンショウモ	-	-	-	-	VU	B	絶 I B
31			アカウキクサ	オオアカウキクサ	-	-	-	-	EN	C	絶 I A
32	裸子植物門	ヒノキ	ネズ	-	-	-	-	-	C	準絶	
33	種子植物門	クルミ	オニグルミ	-	-	-	-	-	D	-	
34	離弁花亜綱	ヤナギ	コゴメヤナギ	-	-	-	-	-	-	準絶	
35			キツネヤナギ	-	-	-	-	-	D	-	
36		カバノキ	アカシデ	-	-	-	-	-	D	-	
37			ハシバミ	-	-	-	-	-	D	絶 II	
38		ニレ	ハルニレ	-	-	-	-	-	A	絶 II	
39		イラクサ	トキホコリ	-	-	-	-	VU	B	絶 I B	
40		タデ	ウナギツカミ	-	-	-	-	-	-	絶 II	
41			ヒメタデ	-	-	-	-	VU	C	情②	
42			ホソバスイタデ	-	-	-	-	NT	C	準絶	
43			ナガバノウナギツカミ	-	-	-	-	NT	C	絶 II	
44			ヌカボタデ	-	-	-	-	VU	C	絶 II	
45			ニオイタデ	-	-	-	-	-	-	絶 II	
46			ノダイオウ	-	-	-	-	VU	-	絶 II	
47			コギシギシ	-	-	-	-	VU	-	絶 I B	
48		ナデシコ	カワラナデシコ	-	-	-	-	-	-	準絶	
49			フシグロセンノウ	-	-	-	-	-	C	準絶	
50			ワダソウ	-	-	-	-	-	-	絶 II	
51			イトハコベ	-	-	-	-	VU	A	絶滅	
52		ヒユ	ヤナギイノコズチ	-	-	-	-	-	D	-	
53		クスノキ	ニッケイ	-	-	-	-	NT	-	-	
54		キンポウゲ	ミチノクフクジュソウ	-	-	-	-	NT	-	絶 I B	
55			フクジュソウ	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
56			ニリンソウ	-	-	-	-	-	D	-	
57			スハマソウ	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
58			イチリンソウ	-	-	-	-	-	C	準絶	
59			ヒメウス	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
60			カザグルマ	-	-	-	-	NT	B	絶 II	
61			コキツネノボタン	-	-	-	-	VU	A	絶 II	

表 3-1-40(2) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
62	離弁花亜綱	キンボウゲ	ヒキノカサ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ	
63			オトコゼリ	-	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
64			ノカラマツ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ	
65		メギ	イカリソウ	-	-	-	-	-	D	-	
66		スイレン	ジュンサイ	-	-	-	-	-	A	絶ⅠB	
67			オニバス	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA	
68			コウホネ	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ	
69			ヒツジグサ	-	-	-	-	-	A	絶ⅠB	
70		ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
71		ボタン	ベニバナヤマジャクヤク	-	-	-	-	VU	-	絶ⅠB	
72		オトギリソウ	アゼオトギリ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠA	
73			ミズオトギリ	-	-	-	-	-	C	準絶	
74	モウセンゴケ	ナガバノイシモチソウ	-	-	-	-	VU	-	絶ⅠA		
75		モウセンゴケ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ		
76		コモウセンゴケ	-	-	-	-	-	C	絶ⅠB		
77	ケシ	ヤマエンゴサク	-	-	-	-	-	B	-		
78	アブラナ	ハタザオ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ		
79		ミズタガラシ	-	-	-	-	-	X	-		
80		コイヌガラシ	-	-	-	-	NT	D	絶Ⅱ		
81	ベンケイソウ	キリンソウ	-	-	-	-	-	C	-		
82		アズマツメクサ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠB		
83	ユキノシタ	ギンバイソウ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠA		
84		タコノアシ	-	-	-	-	NT	-	準絶		
85	バラ	ズミ	-	-	-	-	-	B	-		
86		カワラサイコ	-	-	-	-	-	C	準絶		
87		エビガライチゴ	-	-	-	-	-	D	-		
88		コジキイチゴ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB		
89		ナガボノシロワレモコウ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ		
90		ナガボノアカワレモコウ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB		
91	マメ	タヌキマメ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ		
92		マルバヌスビトハギ	-	-	-	-	-	-	準絶		
93		ノアズキ	-	-	-	-	-	-	準絶		
94		サイカチ	-	-	-	-	-	D	-		
95		レンリソウ	-	-	-	-	-	C	準絶		
96		イヌハギ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ		
97		マキエハギ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
98		イヌエンジュ	-	-	-	-	-	D	-		
99		タンキリマメ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
100		ヨツバハギ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
101		オオバクサフジ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
102	フウロソウ	タチフウロ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ		
103	アマ	マツバニンジン	-	-	-	-	CR	A	絶ⅠA		
104	トウダイグサ	ノウルシ	-	-	-	-	NT	C	準絶		
105		センダイタイゲキ	-	-	-	-	NT	B	絶ⅠA		
106		ヒトツバハギ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠA		
107	ヒメハギ	ヒナノカンザシ	-	-	-	-	-	B	絶ⅠA		
108	カエデ	カラコギカエデ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB		
109	ツリフネソウ	ワタラセツリフネソウ	-	-	-	-	-	-	情①		
110	モチノキ	アオハダ	-	-	-	-	-	D	-		
111		ウメモドキ	-	-	-	-	-	C	-		
112	ニシキギ	オニツルウメモドキ	-	-	-	-	-	C	-		
113	クロウメモドキ	イソノキ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
114	ジンチョウゲ	コガンピ	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB		
115	スマレ	アリアケスマレ	-	-	-	-	-	-	準絶		
116		エイザンスミレ	-	-	-	-	-	A	-		
117		タチスマレ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA		
118	ミソハギ	ヒメミソハギ	-	-	-	-	-	-	準絶		
119		ミズマツバ	-	-	-	-	VU	-	絶Ⅱ		
120	ヒシ	ヒメビシ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA		
121	アカバナ	イワアカバナ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
122		ホソバアカバナ	-	-	-	-	-	-	-	情①	

表 3-1-40(3) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
123	離弁花亜綱	アカバナ	ミズユキノシタ	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ
124		アリノトウグサ	オグラノフサモ	-	-	-	-	VU	-	情②
125			フサモ	-	-	-	-	-	C	絶ⅠB
126		セリ	エキサイゼリ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠB
127			ホタルサイコ	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ
128			ミシマサイコ	-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB
129			サワゼリ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
130	合弁花亜綱	ツツジ	レンゲツツジ	-	-	-	-	-	C	準絶
131		ヤブコウジ	イヌセンリョウ	-	-	-	-	-	-	準絶
132		サクラソウ	ノジトラノオ	-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB
133			サクラソウ	-	-	-	-	NT	-	絶ⅠB
134		マチン	ヒメナエ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB
135			アイナエ	-	-	-	-	-	B	準絶
136		リンドウ	コケリンドウ	-	-	-	-	-	D	絶ⅠB
137			イヌセンブリ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ
138			センブリ	-	-	-	-	-	D	-
139			ムラサキセンブリ	-	-	-	-	NT	A	情②
140		ミツガシワ	ガガブタ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ
141			アサザ	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ
142		キョウチクトウ	チョウジソウ	-	-	-	-	NT	X	絶ⅠB
143		ガガイモ	クサタチバナ	-	-	-	-	NT	A	-
144			フナバラソウ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB
145			スズサイコ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ
146			コカモメヅル	-	-	-	-	-	A	絶Ⅱ
147		アカネ	アリドオシ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
148			オオアリドオシ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ
149			キヌタソウ	-	-	-	-	-	B	-
150			ハナムグラ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
151			キバナカワラマツバ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
152		クマツヅラ	コムラサキ	-	-	-	-	-	B	-
153			カリガネソウ	-	-	-	-	-	C	準絶
154			クマツヅラ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
155		シソ	カイジンドウ	-	-	-	-	VU	X	絶ⅠB
156			ジュウニヒトエ	-	-	-	-	-	D	-
157			ムジャリンドウ	-	-	-	-	VU	X	情②
158			ミズネコノオ	-	-	-	-	NT	B	絶ⅠB
159			ミズトラノオ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB
160			キセワタ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
161			ヤマジソ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ
162			ヒキオコシ	-	-	-	-	-	C	準絶
163		ミゾコウジュ	-	-	-	-	NT	D	準絶	
164		ヒメナミキ	-	-	-	-	-	D	準絶	
165		ヤマタツナミソウ	-	-	-	-	-	C	-	
166	ナス	オオマルバノホロシ	-	-	-	-	-	C	準絶	
167	ゴマノハグサ	ゴマクサ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB	
168		マルバノサワトウガラシ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ	
169		サワトウガラシ	-	-	-	-	-	B	-	
170		アブノメ	-	-	-	-	-	C	-	
171		オオアブノメ	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ	
172		シソクサ	-	-	-	-	-	D	-	
173		キタミソウ	-	-	-	-	VU	-	絶ⅠB	
174		スズメハコベ	-	-	-	-	VU	-	情②	
175		ミゾホオズキ	-	-	-	-	-	C	-	
176		クチナシグサ	-	-	-	-	-	X	絶Ⅱ	
177		ゴマノハグサ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ	
178		ヒキヨモギ	-	-	-	-	-	D	-	
179		オオヒキヨモギ	-	-	-	-	VU	-	絶Ⅱ	
180		イヌノフグリ	-	-	-	-	VU	-	絶Ⅱ	
181		カワヂシャ	-	-	-	-	NT	-	準絶	
182	タヌキモ	ノタヌキモ	-	-	-	-	VU	B	情②	
183		タヌキモ	-	-	-	-	NT	B	情②	

表 3-1-40(4) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
184	合弁花亜綱	タヌキモ	ミミカキグサ	-	-	-	-	-	B	絶 I B	
185			ホザキノミミカキグサ	-	-	-	-	-	B	絶 I A	
186			ヒメタヌキモ	-	-	-	-	NT	X	情②	
187			イヌタヌキモ	-	-	-	-	NT	B	絶 I B	
188			ムラサキミミカキグサ	-	-	-	-	NT	B	絶 I A	
189		スイカズラ	ゴマギ	-	-	-	-	-	-	準絶	
190		オミナエシ	オミナエシ	-	-	-	-	-	D	絶 II	
191		キキョウ	キキョウ	-	-	-	-	VU	A	絶 II	
192		キク	ヤマハハコ	-	-	-	-	-	-	C	-
193			カワラハハコ	-	-	-	-	-	-	-	絶 II
194			ヒメシオン	-	-	-	-	-	-	B	絶 II
195			タカアザミ	-	-	-	-	-	-	D	-
196			シロバナタカアザミ	-	-	-	-	-	-	C	-
197			イヅハハコ	-	-	-	-	VU	A	-	
198			アワコガネギク	-	-	-	-	-	-	C	準絶
199			アズマギク	-	-	-	-	-	-	A	絶 I A
200			フジバカマ	-	-	-	-	NT	A	絶 II	
201			オグルマ	-	-	-	-	-	-	C	-
202			ホソバオグルマ	-	-	-	-	VU	C	絶 I B	
203			カセンソウ	-	-	-	-	-	-	C	-
204			サクラオグルマ	-	-	-	-	-	-	RH	-
205			タカサゴソウ	-	-	-	-	VU	X	絶 I A	
206			ノニガナ	-	-	-	-	-	-	D	準絶
207			カワラニガナ	-	-	-	-	NT	-	絶 I B	
208	ミコシギク		-	-	-	-	VU	X	絶 I A		
209	マルバダケブキ		-	-	-	-	-	-	-	絶 II	
210	オカオグルマ	-	-	-	-	-	-	C	絶 II		
211	タムラソウ	-	-	-	-	-	-	-	準絶		
212	オナモミ	-	-	-	-	-	VU	-	情②		
213	被子植物亜門 単子葉植物綱	オモダカ	サジオモダカ	-	-	-	-	-	B	準絶	
214		トチカガミ	スブタ	-	-	-	-	VU	B	絶 II	
215			クロモ	-	-	-	-	-	-	C	絶 II
216			トチカガミ	-	-	-	-	NT	C	絶 II	
217			ミズオオバコ	-	-	-	-	VU	C	準絶	
218			セキショウモ	-	-	-	-	-	-	C	絶 II
219			コウガイモ	-	-	-	-	-	-	B	絶 II
220		ヒルムシロ	オオササエビモ	-	-	-	-	-	-	RH	絶 II
221			コバノヒルムシロ	-	-	-	-	VU	A	絶 I A	
222			ガシヤモク	-	-	-	-	CR	B	絶滅	
223			インバモ	-	-	-	-	-	-	RH	-
224			センニンモ	-	-	-	-	-	-	EW	絶 I B
225			ササバモ	-	-	-	-	-	-	D	絶 II
226			ミズヒキモ	-	-	-	-	-	-	B	情②
227			リュウノヒゲモ	-	-	-	-	NT	B	絶 I B	
228		イトモ	-	-	-	-	NT	A	絶 II		
229		イバラモ	ムサシモ	-	-	-	-	EN	B	絶 I A	
230			ホッスモ	-	-	-	-	-	-	B	絶 I B
231			サガミトリゲモ	-	-	-	-	VU	-	絶 I B	
232			イトトリゲモ	-	-	-	-	NT	B	絶 I B	
233			イバラモ	-	-	-	-	-	-	A	絶 I B
234			トリゲモ	-	-	-	-	VU	C	絶 I B	
235			オオトリゲモ	-	-	-	-	-	-	B	絶 I B
236		ユリ	キバナノアマナ	-	-	-	-	-	-	-	絶 I B
237	オオバギボウシ		-	-	-	-	-	-	D	-	
238	ヒメイズイ		-	-	-	-	-	-	A	-	
239	ホトトギス		-	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
240	ヤマノイモ	ニガカシュウ	-	-	-	-	-	-	準絶		
241	ミズアオイ	ミズアオイ	-	-	-	-	NT	C	準絶		
242	アヤメ	ノハナショウブ	-	-	-	-	-	-	B	準絶	
243		カキツバタ	-	-	-	-	NT	A	絶 II		
244	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ	-	-	-	-	-	-	A	情②	

表 3-1-40(5) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
245	被子植物亜門 単子葉植物綱	ホシクサ	クロイヌノヒゲモドキ	-	-	-	-	VU	-	情②	
246			ホシクサ	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
247			イトイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
248			ニッポンイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	C	準絶	
249			ツクシクロイヌノヒゲ	-	-	-	-	VU	-	情②	
250			イヌノヒゲ	-	-	-	-	-	B	-	
251			クロホシクサ	-	-	-	-	VU	B	絶 I B	
252			ヒロハイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	-	準絶	
253			シロイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
254			イネ	ハネガヤ	-	-	-	-	-	D	-
255				ミズタカモジグサ	-	-	-	-	-	-	情②
256				ヒナザサ	-	-	-	-	NT	X	絶 I A
257				ムツオレグサ	-	-	-	-	-	-	準絶
258				カモノハシ	-	-	-	-	-	-	準絶
259		ミノボロ		-	-	-	-	-	C	情②	
260		チャボチヂミザサ		-	-	-	-	-	D	-	
261		スズメノカタビラ		-	-	-	-	-	-	情②	
262		ウキシバ		-	-	-	-	-	C	絶 I B	
263		イヌアワ		-	-	-	-	-	D	準絶	
264		サトイモ	マイヅルテンナンショウ	-	-	-	-	VU	A	絶 I A	
265		ミクリ	ミクリ	-	-	-	-	NT	C	準絶	
266			ヤマトミクリ	-	-	-	-	NT	A	絶 II	
267			ナガエミクリ	-	-	-	-	NT	A	絶 II	
268		カヤツリグサ	トダスゲ	-	-	-	-	CR	A	絶滅	
269	ジョウロウスゲ		-	-	-	-	VU	D	準絶		
270	ヌマアゼスゲ		-	-	-	-	VU	B	絶 I B		
271	スナジスゲ		-	-	-	-	-	-	情②		
272	ウマスゲ		-	-	-	-	-	B	-		
273	アサマスゲ		-	-	-	-	NT	C	絶 I B		
274	チュウゼンジスゲ		-	-	-	-	-	D	情②		
275	ヤガミスゲ		-	-	-	-	-	C	準絶		
276	キシウナキリスゲ		-	-	-	-	VU	-	絶 I B		
277	エゾツリスゲ		-	-	-	-	-	A	絶 I B		
278	ヤブスゲ		-	-	-	-	-	B	-		
279	オオクグ		-	-	-	-	NT	C	絶 I B		
280	シオクグ		-	-	-	-	-	D	絶 II		
281	オニナルコスゲ		-	-	-	-	-	D	-		
282	カンエンガヤツリ		-	-	-	-	VU	D	準絶		
283	キングヤツリ		-	-	-	-	-	B	-		
284	シロガヤツリ		-	-	-	-	-	D	-		
285	セイタカハリイ		-	-	-	-	-	C	-		
286	ヌマハリイ		-	-	-	-	-	B	-		
287	コツブヌマハリイ		-	-	-	-	VU	B	絶 II		
288	サギスゲ		-	-	-	-	-	-	絶 I B		
289	コアゼテンツキ		-	-	-	-	-	C	-		
290	アオテンツキ		-	-	-	-	-	D	-		
291	ヒンジガヤツリ		-	-	-	-	-	D	-		
292	ノグサ		-	-	-	-	-	D	準絶		
293	タタラカンガレイ		-	-	-	-	-	D	絶 II		
294	タイワンヤマイ		-	-	-	-	-	C	-		
295	コシンジュガヤ		-	-	-	-	-	B	-		
296	ラン		ヒナラン	-	-	-	-	EN	-	絶 I A	
297			シラン	-	-	-	-	NT	C	絶 I B	
298			ムギラン	-	-	-	-	NT	A	絶 II	
299			エビネ	-	-	-	-	NT	D	絶 II	
300			ギンラン	-	-	-	-	-	C	準絶	
301			キンラン	-	-	-	-	VU	D	準絶	
302		ササバギンラン	-	-	-	-	-	C	-		
303		サイハイラン	-	-	-	-	-	C	-		
304		マヤラン	-	-	-	-	VU	C	絶 II		
305		クマガイソウ	-	-	-	-	VU	B	絶 I A		

表 3-1-40(6) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要な種の選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
306	被子植物亜門 単子葉植物綱	ラン	カキラン	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ
307			クロヤツシロラン	-	-	-	-	-	C	情①
308			アケボノシュスラン	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB
309			ベニシュスラン	-	-	-	-	-	A	絶ⅠB
310			オオミズトンボ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠA
311			ミズトンボ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠB
312			ムカゴソウ	-	-	-	-	EN	A	絶Ⅱ
313			ホクリクムヨウラン	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
314			クロムヨウラン	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB
315			ギボウシラン	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠB
316			クモキリソウ	-	-	-	-	-	C	-
317			コ克蘭	-	-	-	-	-	D	-
318			ヨウラクラン	-	-	-	-	-	D	準絶
319			ミズチドリ	-	-	-	-	-	B	準絶
320			トキソウ	-	-	-	-	NT	B	絶ⅠB
321			ヤマトキソウ	-	-	-	-	-	X	絶ⅠB
322			マツラン	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠB
323			カヤラン	-	-	-	-	-	B	準絶
324			クモラン	-	-	-	-	-	A	絶ⅠB
325			ヒトツボクロ	-	-	-	-	-	B	準絶
計		85科	325種	0種	0種	0種	0種	125種	241種	265種

注1) 分類、配列等は原則として「自然環境保全基礎調査 植物目録1987」（昭和63年、環境庁）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、
情①：情報不足①、情②：情報不足②

表 3-1-41 文献調査により確認された重要な種（非維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	タイ綱	ウキゴケ	イチョウウキゴケ	-	-	-	-	-	D	-
2	車軸藻綱	シャジクモ	テガヌマフラスコモ	-	-	-	-	-	EW	-
3			カタシャジクモ	-	-	-	-	-	A-B	-
4			ヒメカタシャジクモ	-	-	-	-	-	A-B	-
5			チャボフラスコモ	-	-	-	-	-	A-B	-
6			ヒメフラスコモ	-	-	-	-	-	A-B	-
7			ナガホノフラスコモ	-	-	-	-	-	A-B	-
8			オトメフラスコモ	-	-	-	-	-	A-B	-
	計	2科	8種	0種	0種	0種	0種	0種	8種	0種

注 1) 分類、配列等は原則として千葉県の実験室による調査結果に基づき、「千葉県レッドデータブック-植物・菌類編（2009年改訂版）」（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）に準拠した。

注 2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

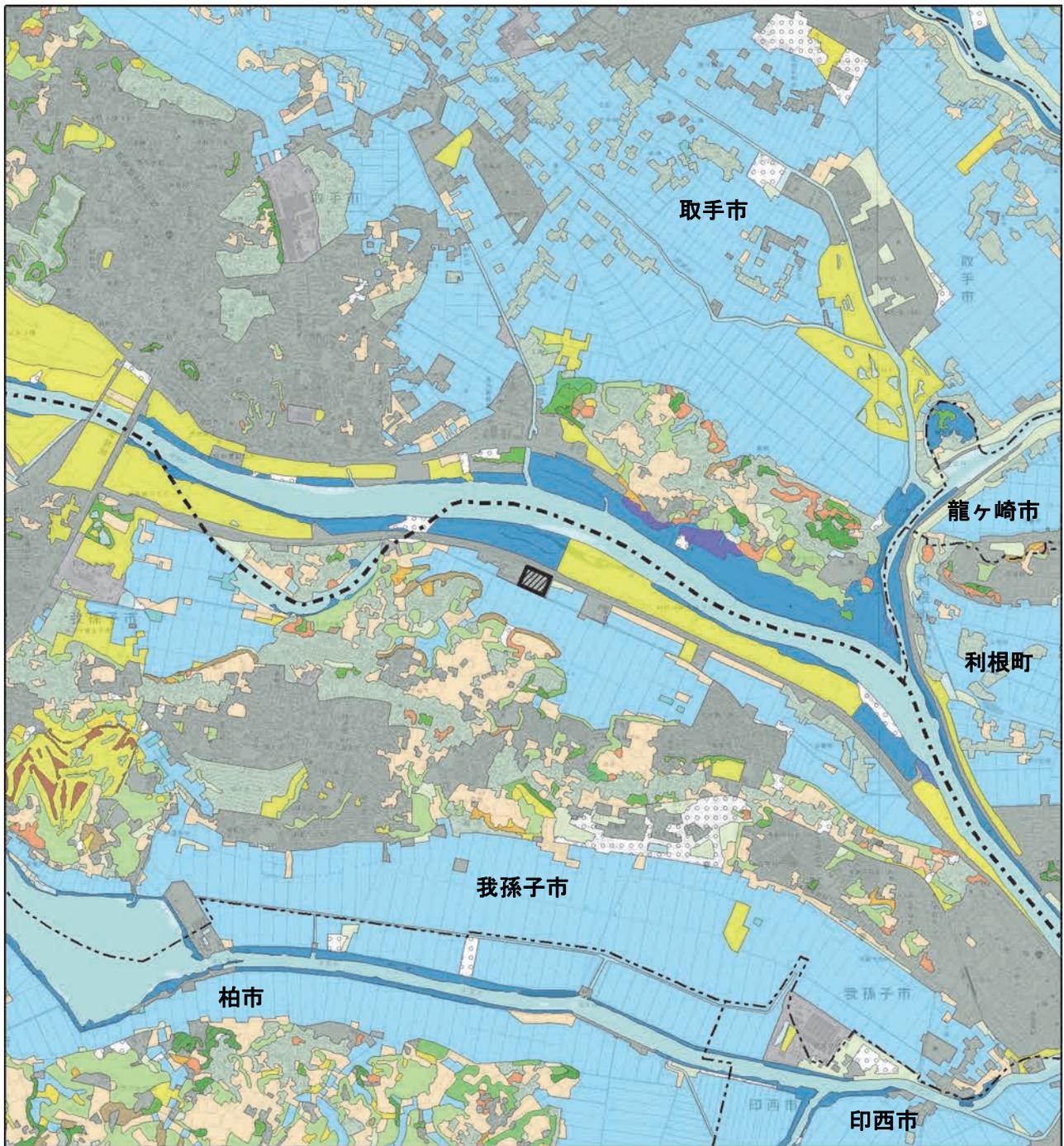
- ① 「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号）
「取手市文化財保護条例」（昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号）
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A-B：最重要・重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編 2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶 IA：絶滅危惧 IA 類、絶 IB：絶滅危惧 IB 類、絶 II：絶滅危惧 II 類、
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況については、「第 6 回・第 7 回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、図 3-1-20 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地とされており、自然植生は分布していない。

対象事業実施区域の周囲では、利根川の堤内地に「水田雑草群落」「市街地」が広域に広がっており、さらに「クヌギ-コナラ群落」や「畑雑草群落」がパッチ上に分布している。また、利根川の堤外地では、公園として利用されている「ゴルフ場・芝地」や、「ヨシクラス」が分布している。



凡例

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| : 対象事業実施区域 | オニシバリーコナラ群集 | 放棄畑雑草群落 |
| : 県界 | 低木群落 | 果樹園 |
| : 市町界 | ススキ群団(VII) | 畑雑草群落 |
| シラカシ群集 | ヨシクラス | 水田雑草群落 |
| ヤブコウジースダジイ群集 | スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 放棄水田雑草群落 |
| ハノキ群落(VI) | アカマツ植林 | 市街地 |
| ヤナギ高木群落(VI) | 竹林 | 緑の多い住宅地 |
| ヤナギ低木群落(VI) | ゴルフ場・芝地 | 工場地帯 |
| シイ・カシ二次林 | 牧草地 | 造成地 |
| ケヤキ・シラカシ群落 | 路傍・空地雑草群落 | 開放水域 |
| クヌギ・コナラ群集 | | |



1:50,000



図 3-1-20 対象事業実施区域及びその周囲の植生図

出典：「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査」
(環境省ホームページ)

4. 特定植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況については、「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況は、表 3-1-42 及び図 3-1-21 に示すとおりである。

特定植物群落は、対象実施区域から西に約 1.1km 離れた我孫子市の古利根沼岸群落、北に約 1.2 km離れた取手市の面足神社のスタジイ林が確認された。

なお、対象事業実施区域に特定植物群落は分布していない。

表 3-1-42 対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

区分	市	樹種名	所在地
特定植物群落	我孫子市	古利根沼岸群落	古利根沼周辺
	取手市	面足神社のスタジイ林	面足神社

出典：「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 特定植物群落



1:50,000



図 3-1-21 対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

出典：「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査
特定植物群落調査」(環境省ホームページ)

5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木の状況については、「第4回・第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木の状況は、表 3-1-43 及び図 3-1-22 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域内に巨樹・巨木は分布していない。

表 3-1-43(1) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地	
巨樹・巨木	我孫子市	1	イチョウ	青山八幡神社	
		2	タブノキ	無量院	
		3	ケヤキ	-	
		4	イチョウ	天照神社	
		5	スダジイ	-	
		6	スダジイ	-	
		7	スダジイ	-	
		8	イヌマキ	観音寺	
		9	スダジイ	将門神社	
		10	カヤ	-	
		11	スダジイ	香取神社	
		12	イチョウ	葺不合神社	
		13	エノキ	-	
		14	イチョウ	-	
		15	タブノキ	-	
		16	ケヤキ	-	
		17	スダジイ	-	
		18	イチョウ	-	
		19	イチョウ	-	
		20	スダジイ	-	
		21	スダジイ	-	
		22	スダジイ	-	
		23	スダジイ	-	
		24	イヌマキ	-	
		25	スダジイ	-	
		26	タブノキ	-	
		27	カヤ	-	
		28	スダジイ	-	
		29	スダジイ	-	
		30	スダジイ	-	
		31	ケヤキ	-	
		32	スダジイ	-	
		33	ムクノキ	-	
		34	イチョウ	-	
		35	イチョウ	-	
		36	エノキ	-	
		37	スダジイ	-	
		38	スダジイ	-	
		39	スダジイ	-	
		40	ケヤキ	-	
		柏市	41	イチョウ	柳戸（弘誓院）
			42	イチョウ	柳戸（弘誓院）
			43	イチョウ	-
			44	イチョウ	-
			45	スダジイ	-

表 3-1-43(2) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地
巨樹・巨木	取手市	46	イチョウ	東漸寺
		47	イチョウ	東漸寺
		48	クスノキ	東漸寺
		49	イチョウ	琴平神社
		50	クロマツ	琴平神社
		51	イヌマキ	弘経寺
		52	スダジイ	弘経寺
		53	スダジイ	香取神社
		54	スダジイ	香取大神
		55	スダジイ	香取大神
		56	スダジイ	香取大神
		57	エノキ	香取大神
		58	スダジイ	香取大神
		59	スダジイ	香取大神
		60	ケヤキ	戸田井会館内白山神社
		61	イチョウ	-
		62	イチョウ	-
		63	クスノキ	-
		64	イヌマキ	-
		65	スダジイ	-
		66	イチョウ	-
		67	クロマツ	-
		68	スダジイ	-
		69	スダジイ	-
		70	スダジイ	-
		71	エノキ	-
		72	スダジイ	-
		73	スダジイ	-
		74	ケヤキ	-
		75	スダジイ	-
		76	ケヤキ	-
		77	エノキ	-
		78	スダジイ	-
		79	スダジイ	-
		80	イチョウ	-
		81	スダジイ	-
82	ソメイヨシノ	-		
83	ソメイヨシノ	-		
84	ケヤキ	-		
85	スダジイ	-		
86	スダジイ	-		
87	エノキ	-		
88	ケヤキ	-		
89	ケヤキ	-		
90	スダジイ	-		
91	シラカシ	-		
92	トチノキ	-		
93	イチョウ	-		

表 3-1-43(3) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地
巨樹・巨木	取手市	94	スダジイ	-
		95	ケヤキ	-
		96	ソメイヨシノ	-
		97	ケヤキ	-
		98	ソメイヨシノ	-
		99	ソメイヨシノ	-
		100	イチョウ	-
		101	ケヤキ	-
		102	ケヤキ	-
		103	スダジイ	-
		104	スダジイ	-
		105	ムクノキ	-
		106	ケヤキ	-
		107	ケヤキ	-
		108	イチョウ	-
		109	タブノキ	-
		110	ケヤキ	-
		111	イチョウ	-
		112	コナラ	-
		113	サイカチ	-
		114	ケヤキ	-
		115	タブノキ	-
		116	スダジイ	-
		117	スダジイ	-
		118	スダジイ	-
		119	スダジイ	-
		120	スダジイ	-
		121	スダジイ	-
		122	スダジイ	-
		123	ケヤキ	-
		124	スダジイ	-
		125	スダジイ	-
		126	ムクノキ	-
		127	スダジイ	-
		128	スダジイ	-
		129	ソメイヨシノ	-
		130	スダジイ	-
		131	スダジイ	-
		132	イチョウ	-
		133	エノキ	-
134	スダジイ	-		
135	ソメイヨシノ	-		
136	スダジイ	-		
137	スダジイ	-		
138	ソメイヨシノ	-		
139	ソメイヨシノ	-		
140	スダジイ	-		

表 3-1-43(4) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地
巨樹・巨木	取手市	141	スダジイ	-
		142	スダジイ	-
		143	スダジイ	-
		144	ケヤキ	-
		145	ケヤキ	-
		146	ソメイヨシノ	-
		147	ソメイヨシノ	-
		148	ソメイヨシノ	-
		149	ソメイヨシノ	-
		150	ソメイヨシノ	-
		151	ソメイヨシノ	-
		152	ソメイヨシノ	-
		153	ソメイヨシノ	-
		154	スダジイ	-
		155	スダジイ	-
		156	クスノキ	-
		157	スダジイ	-
		158	イチョウ	-
		159	イチョウ	-
	利根町	160	スダジイ	羽根野
		161	ケヤキ	上曽根
		162	スダジイ	-
		163	エノキ	-
		164	タブノキ	-
		165	ケヤキ	-
166	ケヤキ	-		
167	スダジイ	-		
168	ケヤキ	-		
169	タブノキ	-		
170	スダジイ	-		
171	ケヤキ	-		
172	ケヤキ	-		
173	ヤマザクラ	-		
174	ボダイジュ	-		
175	タラヨウ	-		

出典：「第4回・第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 巨樹・巨木



1:50,000



図 3-1-22 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

出典：第4回・第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木
林調査」(環境省ホームページ)

3-1-13 動物の生息の状況

1. 動物相の状況

動物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3-1-44 に示すとおりである。

表 3-1-44(1) 動物相の確認文献等

	文献名	整理の対象とした種
1	「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」 (平成 22 年 3 月 31 日、環境省自然環境局 生物多様性センター)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸産及び淡水産貝類)のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査メッシュで確認された種
2	「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、魚類、底生動物)のうち、平成 14 年度～平成 26 年度において利根川下流域で確認された種
3	「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 2011 年改訂版」 (2011 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類、陸産及び陸水産甲殻類、十脚甲殻類、多足類、貝類)のうち、我孫子市で確認された種
4	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2016 年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」 (平成 28 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水、汽水魚類、昆虫類・クモ類、その他の無脊椎動物)のうち、対象事業実施区域及びその周囲で確認されたか、もしくは確認された可能性のある種
5	「我孫子市自然環境調査昆虫調査報告書」 (平成 4 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された昆虫類
6	「我孫子市自然環境調査水生生物調査報告書」 (平成 5 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において調査対象とした野生動物(魚類、底生動物・沿岸動物)のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された種
7	「古利根沼自然環境調査報告書」 (平成 5 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において調査対象とした野生動物(魚類、底生動物)のうち、全ての調査範囲で確認された種
8	「古利根沼自然環境調査報告書(鳥類編)」 (平成 5 年 3 月、我孫子市環境保全課)	全ての調査範囲で確認された鳥類
9	「我孫子市自然環境調査-鳥類編-」 (平成 7 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された鳥類
10	「我孫子市谷津水田等自然環境調査報告書」 (平成 14 年 3 月、我孫子市環境生活部手賀沼課)	調査対象とした野生動物(鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類(トンボ目)、魚類、甲殻類、貝類)のうち、全ての調査範囲で確認された種
11	「岡発戸の谷津田の鳥と自然・資料集」 (平成 14 年 5 月、我孫子市鳥の博物館)	2000 年 4 月～2002 年 3 月に実施された「我孫子市鳥の博物館による月別センサス調査」で確認された鳥類

表 3-1-44(2) 動物相の確認文献等

	文献名	整理の対象とした種
12	「生物相調査報告書（市内利根川左岸の生物相）」 （平成3年3月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された鳥類
13	「生物相調査報告書（取手市内陸域の生物相）」 （平成4年3月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された鳥類
14	「とりでの生物相」 （平成4年3月、取手市都市部みどりの課）	「取手市で見られる主な野鳥」に記載されている鳥類

文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物は、表 3-1-45 に示すとおりである。哺乳類で9科14種、鳥類で56科208種、爬虫類で8科14種、両生類で5科8種、昆虫類で222科1527種、クモ類で18科59種、多足類で0科0種、魚類で26科69種、底生動物で72科129種が確認された。

表 3-1-45 文献等により確認された種数（動物）

分類	科	種
哺乳類	9	14
鳥類	56	208
爬虫類	8	14
両生類	5	8
昆虫類	222	1527
クモ類	18	59
多足類	0	0
魚類	26	69
底生動物	72	129

2. 重要な種（動物）の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。

(1) 重要な種（動物）の選定根拠・基準

重要な種の選定根拠は表 3-1-46 に、選定基準は表 3-1-47 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-46 重要な種（動物）の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別天然記念物（特天） ・ 国指定天然記念物（国天）
	② 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号) 「茨城県文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 1 日条令第 50 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定天然記念物（県天）
	③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」 (昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号) 「取手市文化財保護条例」 (昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定天然記念物（市天）
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内希少野生動植物種（国内） ・ 国際希少野生動植物種（国際） ・ 特定国内希少野生動植物種（特定） ・ 緊急指定種（緊急）
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト 2015」 (平成 27 年 9 月、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅（EX） ・ 野生絶滅（EW） ・ 絶滅危惧 I 類（CR+EN） ・ 絶滅危惧 I A 類（CR） ・ 絶滅危惧 I A 類（EN） ・ 絶滅危惧 II 類（VU） ・ 準絶滅危惧（NT） ・ 情報不足（DD） ・ 地域個体群（LP）
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編（2011 年改訂版）」 (平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消息不明・絶滅生物（X） ・ 野生絶滅（EW） ・ 最重要保護生物（A） ・ 重要保護生物（B） ・ 要保護生物（C） ・ 一般保護生物（D） ・ 保護参考雑種（RH）
	⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2016 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」 (平成 28 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅 ・ 絶滅危惧 I A 類 ・ 絶滅危惧 I B 類 ・ 絶滅危惧 II 類 ・ 準絶滅危惧 ・ 情報不足①注目種 ・ 情報不足②現状不明種

表 3-1-47(1) 重要な種（動物）の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類（EN）	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類（VU）	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。	
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。		
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		

注 3) 表中の①～⑦は、表 3-1-46 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-47(2) 重要な種（動物）の選定基準

選定基準	評価基準
⑥ 消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性が強い生物。
野生絶滅 (EW)	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の種。
最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。
最重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性にある、などの状況にある生物。
要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリ-Bに移行することが予測されるもの。
一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、近い将来カテゴリ-Cに移行することが予測されるもの。
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息環境が著しく限定されているもの。
情報不足	個体数や生息・生育環境などのランクを判定する情報が十分には得られていない種、および歴史的もしくは分類学的な情報の不足により保護すべき種であるか明らかでない種等
⑦ 絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育下でのみ生息している野生絶滅を含む）。
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧 I A 類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 I A 類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧 II 類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I B 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
①注目種	最近県内での生息が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
②現状不明種	最近の情報がなく、生息状態が不明の種。

注 3) 表中の①～⑦は、表 3-1-46 に示した法令、文献番号と一致する。

(2) 文献調査により確認された重要な種（動物）

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている哺乳類のうち、重要な種は、表 3-1-48 に示すとおりであり、5科5種が確認された。

表 3-1-48 重要な種（哺乳類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ	トガリネズミ	ニホンジネズミ	-	-	-	-	-	D	-
2	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	-	-	-	-	VU	X	-
3	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	-	-	-	-	-	D	情②
4	ネコ	イヌ	アカギツネ	-	-	-	-	-	B	-
5		イタチ	カワウソ	-	-	-	国際	EX	X	-
計	4目	5科	5種	0種	0種	0種	1種	2種	5種	1種

注1) 分類、配列等は原則として「The Wild Mammals of Japan Second Edition」(S.D.Ohdachi et al, 2015) に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日条例第8号)
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和47年3月25日条例第5号)
「取手市文化財保護条例」(昭和53年10月13日条例第18号)
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
(平成4年6月5日法律第75号)
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2015」(平成27年9月、環境省)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、
VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」
(2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課)
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
(平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課)
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている鳥類のうち、重要な種は、表 3-1-49 に示すとおり、39 科 120 種が確認された。

表 3-1-49(1) 重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	キジ	キジ	ウズラ	-	-	-	-	VU	A	絶II	
2	カモ	カモ	ヒシクイ	天然	-	-	-	VU	X	-	
3			カリガネ	-	-	-	-	EN	X	-	
4			ハクガン	-	-	-	-	CR	X	-	
5			コクガン	天然	-	-	-	VU	B	絶IB	
6			オシドリ	-	-	-	-	DD	B	準絶	
7			オカヨシガモ	-	-	-	-	-	C	-	
8			ヨシガモ	-	-	-	-	-	B	-	
9			トモエガモ	-	-	-	-	VU	B	絶II	
10			スズガモ	-	-	-	-	-	D	-	
11			シノリガモ	-	-	-	-	-	D	-	
12			カワアイサ	-	-	-	-	-	-	準絶	
13			ウミアイサ	-	-	-	-	-	D	-	
14			カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	-	-	-	-	-	C
15	カンムリカイツブリ	-			-	-	-	-	D	-	
16	ハト	ハト	シラコバト	-	-	-	-	EN	B	絶IA	
17	ミズナギドリ	ウミツバメ	クロシジロウミツバメ	-	-	-	-	CR	-	-	
18	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	-	-	国内	CR	X	-	
19	カツオドリ	ウ	ヒメウ	-	-	-	-	EN	C	絶II	
20			カワウ	-	-	-	-	-	D	-	
21			ウミウ	-	-	-	-	-	B	-	
22	ペリカン	サギ	サンカノゴイ	-	-	-	-	EN	A	絶IB	
23			ヨシゴイ	-	-	-	-	NT	A	絶II	
24			ササゴイ	-	-	-	-	-	-	絶IB	
25			アマサギ	-	-	-	-	-	-	絶II	
26			ダイサギ	-	-	-	-	-	C	-	
27			チュウサギ	-	-	-	-	NT	B	-	
28			コサギ	-	-	-	-	-	C	-	
29			トキ	トキ	特天	-	-	国内	EW	X	-
30		クロツラヘラサギ		-	-	-	-	EN	A	絶IB	
31		ツル	ツル	クロヅル	-	-	-	-	DD	C	-
32	クイナ		シマクイナ	-	-	-	-	EN	A	-	
33			クイナ	-	-	-	-	-	X	-	
34			ヒメクイナ	-	-	-	-	-	X	-	
35			ヒクイナ	-	-	-	-	NT	A	絶IA	
36			バン	-	-	-	-	-	B	-	
37			オオバン	-	-	-	-	-	C	-	
38	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	-	-	-	-	-	C	-	
39			ツツドリ	-	-	-	-	-	C	-	
40			カッコウ	-	-	-	-	-	C	絶IB	
41	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	-	-	-	-	NT	X	情①	
42	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	-	-	-	-	-	A	-	
43			ヒメアマツバメ	-	-	-	-	-	C	情①	
44	チドリ	チドリ	タゲリ	-	-	-	-	-	C	-	
45			ケリ	-	-	-	-	DD	A	準絶	
46			ムナグロ	-	-	-	-	-	D	-	
47			ダイゼン	-	-	-	-	-	C	-	
48			イカルチドリ	-	-	-	-	-	C	絶II	
49			コチドリ	-	-	-	-	-	B	-	
50			シロチドリ	-	-	-	-	VU	A	絶II	
51			メダイチドリ	-	-	-	国際	-	C	-	
52			ミヤコドリ	ミヤコドリ	-	-	-	-	-	A	-
53			セイタカシギ	セイタカシギ	-	-	-	-	VU	A	絶II
54			シギ	コシギ	-	-	-	-	-	X	-
55				オオジシギ	-	-	-	-	NT	A	絶IA
56				チュウジシギ	-	-	-	-	-	A	-
57		オオハシシギ		-	-	-	-	-	-	絶II	
58		オグロシギ		-	-	-	-	-	C	準絶	
59		オオソリハシシギ		-	-	-	国際	VU	C	絶II	
60		チュウシャクシギ		-	-	-	-	-	C	-	
61		ダイシャクシギ		-	-	-	-	-	A	-	
62		ホウロクシギ		-	-	-	国際	VU	A	-	
63		ツルシギ		-	-	-	-	VU	B	準絶	

表 3-1-49(2) 重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
64	チドリ	シギ	アカアシシギ	-	-	-	-	VU	B	絶II	
65			アオアシシギ	-	-	-	-	-	D	-	
66			クサシギ	-	-	-	-	-	D	-	
67			タカブシギ	-	-	-	-	VU	B	-	
68			キアシシギ	-	-	-	-	-	C	-	
69			ソリハシシギ	-	-	-	-	-	C	-	
70			イソシギ	-	-	-	-	-	A	-	
71			キョウジョシギ	-	-	-	-	-	C	-	
72			ミュビシギ	-	-	-	-	-	D	-	
73			トウネン	-	-	-	-	-	D	-	
74			ハマシギ	-	-	-	-	-	NT	B	準絶
75			キリアイ	-	-	-	-	-	B	絶IB	
76			タマシギ	タマシギ	-	-	-	-	VU	A	絶IB
77			ツバメチドリ	ツバメチドリ	-	-	-	-	VU	A	絶II
78	カモメ	コアジサシ	-	-	-	-	VU	A	絶II		
79	タカ	ミサゴ	ミサゴ	-	-	-	-	NT	B	-	
80		タカ	ハチクマ	-	-	-	-	NT	B	絶II	
81			トビ	-	-	-	-	-	D	-	
82			オジロワシ	天然	-	-	国内	VU	B	絶IA	
83			オオワシ	天然	-	-	国内	VU	B	絶IB	
84			チュウヒ	-	-	-	-	EN	A	絶IB	
85			ツミ	-	-	-	-	-	C	-	
86			ハイタカ	-	-	-	-	NT	B	情①	
87			オオタカ	-	-	-	国内	NT	B	準絶	
88			サシバ	-	-	-	-	VU	A	絶II	
89			ノスリ	-	-	-	-	-	C	-	
90			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	-	-	-	-	-	B
91	フクロウ	-			-	-	-	-	B	-	
92	アオバズク	-			-	-	-	-	A	絶IB	
93	トラフズク	-			-	-	-	-	C	-	
94	コミミズク	-			-	-	-	-	A	-	
95	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	-	-	-	-	-	C	-	
96	キツツキ	キツツキ	アリスイ	-	-	-	-	-	-	情①	
97			アカゲラ	-	-	-	-	-	C	-	
98	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	-	-	-	-	-	D	-	
99			ハヤブサ	-	-	-	国内	VU	B	絶II	
100	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	-	-	-	-	VU	X	絶II	
101		カササギヒタキ	サンコウチョウ	-	-	-	-	-	A	-	
102		カラス	カケス	-	-	-	-	-	C	-	
103		ヒバリ	ヒバリ	-	-	-	-	-	D	-	
104		ツバメ	ツバメ	-	-	-	-	-	D	-	
105			イワツバメ	-	-	-	-	-	D	-	
106		センニュウ	オオセッカ	-	-	-	国内	EN	A	絶IB	
107		ヨシキリ	オオヨシキリ	-	-	-	-	-	D	-	
108			コヨシキリ	-	-	-	-	-	D	絶IB	
109		セッカ	セッカ	-	-	-	-	-	D	-	
110		ヒタキ	トラツグミ	-	-	-	-	-	A	-	
111			イソヒヨドリ	-	-	-	-	-	C	-	
112			コサメビタキ	-	-	-	-	-	A	情①	
113			キビタキ	-	-	-	-	-	A	-	
114			イワヒバリ	カヤクグリ	-	-	-	-	-	D	-
115		セキレイ	キセキレイ	-	-	-	-	-	B	-	
116		ホオジロ	ホオジロ	-	-	-	-	-	C	-	
117	ホオアカ		-	-	-	-	-	C	絶IB		
118	クロジ		-	-	-	-	-	D	-		
119	コジュリン		-	-	-	-	VU	A	絶II		
120	オオジュリン		-	-	-	-	-	D	-		
計	19目		39科	120種	6種	0種	0種	10種	45種	114種	48種

注1) 分類、配列等は原則として「日本鳥類目録 改定第7版」(平成24年、日本鳥学会)に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日条例第8号)
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和47年3月25日条例第5号)
「取手市文化財保護条例」(昭和53年10月13日条例第18号)
市天：市指定天然記念物

- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
 （平成4年6月5日法律第75号）
 国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
 緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編（2009年改訂版）」
 （2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
 X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
 D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
 （平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
 絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、
 準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている爬虫類のうち、重要な種は、表 3-1-50 に示すとおり、8科14種が確認された。

表 3-1-50 重要な種（爬虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カメ	イシガメ	クサガメ	-	-	-	-	-	情不	-
2			ニホンイシガメ	-	-	-	-	NT	A	情②
3		スッポン	ニホンスッポン	-	-	-	-	DD	情不	情②
4	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	-	-	-	-	-	D	-
5		トカゲ	ヒガシニホントカゲ	-	-	-	-	-	B	-
6		カナヘビ	ニホンカナヘビ	-	-	-	-	-	D	-
7		タカチホヘビ	タカチホヘビ	-	-	-	-	-	-	準絶
8		ナミヘビ	ジムグリ	-	-	-	-	-	B	-
9			アオダイショウ	-	-	-	-	-	D	-
10			シマヘビ	-	-	-	-	-	C	-
11			ヒバカリ	-	-	-	-	-	D	情②
12			シロマダラ	-	-	-	-	-	B	準絶
13			ヤマカガシ	-	-	-	-	-	D	-
14	クサリヘビ		ニホンマムシ	-	-	-	-	-	B	-
計	2目	8科	14種	0種	0種	0種	0種	2種	13種	5種

注1) 分類、配列等は原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（平成27年、日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている両生類のうち、重要な種は、表 3-1-51 に示すとおり、4科6種が確認された。

表 3-1-51 重要な種（両生類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	-	-	-	-	NT	A	準絶
2	無尾	アマガエル	アズマヒキガエル	-	-	-	-	-	C	情①
3			ニホンアマガエル	-	-	-	-	-	A	-
4			ツチガエル	-	-	-	-	-	A	情①
5			トウキョウダルマガエル	-	-	-	-	NT	B	情①
6			アマガエル	シュレーゲルアマガエル	-	-	-	-	-	D
計	2目	4科	6種	0種	0種	0種	0種	2種	6種	4種

注1) 分類、配列等は原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（平成27年、日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている昆虫類のうち、重要な種は、表 3-1-52 に示すとおり、70 科 189 種が確認された。

表 3-1-52(1) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤			
1	トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ	-	-	-	-	-	A	-	
2			セスジイトトンボ	-	-	-	-	-	C	準絶	
3			オオセスジイトトンボ	-	-	-	-	EN	A	絶 I A	
4			ムスジイトトンボ	-	-	-	-	-	B	準絶	
5			オオイトトンボ	-	-	-	-	-	B	-	
6			キイトトンボ	-	-	-	-	-	C	準絶	
7			ベニイトトンボ	-	-	-	-	NT	A	絶 I A	
8			オゼイトトンボ	-	-	-	-	-	-	準絶	
9			ヒヌマイトトンボ	-	-	-	-	EN	A	絶 I A	
10			モートンイトトンボ	-	-	-	-	NT	B	準絶	
11		モノサシトンボ	モノサシトンボ	-	-	-	-	-	C	-	
12			オオモノサシトンボ	-	-	-	-	EN	A	絶 I B	
13		アオイトトンボ	コバナアオイトトンボ	-	-	-	-	EN	X	絶 I A	
14			アオイトトンボ	-	-	-	-	-	C	-	
15			オツネイトトンボ	-	-	-	-	-	A	絶 II	
16		サナエトンボ	ヤマサナエ	-	-	-	-	-	D	-	
17			キイロサナエ	-	-	-	-	NT	B	準絶	
18			ウチワヤンマ	-	-	-	-	-	D	-	
19			ナゴヤサナエ	-	-	-	-	VU	A	準絶	
20			コサナエ	-	-	-	-	-	B	-	
21		ヤンマ	マダラヤンマ	-	-	-	-	NT	-	準絶	
22			ネアカヨシヤンマ	-	-	-	-	NT	B	絶 II	
23			アオヤンマ	-	-	-	-	NT	B	準絶	
24			マルタンヤンマ	-	-	-	-	-	C	-	
25			クロスジギンヤンマ	-	-	-	-	-	D	-	
26			サラサヤンマ	-	-	-	-	-	D	準絶	
27		エゾトンボ	トラフトンボ	-	-	-	-	-	A	準絶	
28			キイロヤマトンボ	-	-	-	-	NT	A	絶 II	
29			ハネヒロエゾトンボ	-	-	-	-	VU	A	絶 II	
30		トンボ	ベッコウトンボ	-	-	-	国内	CR	X	絶滅	
31			ヨツボシトンボ	-	-	-	-	-	A	準絶	
32			ハラビロトンボ	-	-	-	-	-	B	準絶	
33			チョウトンボ	-	-	-	-	-	D	-	
34			コノシメトンボ	-	-	-	-	-	D	準絶	
35			キトンボ	-	-	-	-	-	X	絶 I B	
36			ヒメアカネ	-	-	-	-	-	A	絶 II	
37			ミヤマアカネ	-	-	-	-	-	X	準絶	
38			リスアカネ	-	-	-	-	-	B	絶 II	
39			ネキトンボ	-	-	-	-	-	A	準絶	
40			オオキトンボ	-	-	-	-	EN	X	絶滅	
41	カマキリ		カマキリ	ウスバカマキリ	-	-	-	-	DD	-	絶 II
42	バッタ		コオロギ	クロツヤコオロギ	-	-	-	-	-	B	絶 I A
43				ヤマトチビスズ	-	-	-	-	-	B	絶 II
44				コガタコオロギ	-	-	-	-	-	B	準絶
45				マツムシ	マツムシ	-	-	-	-	-	D
46		キリギリス	クツワムシ	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
47			カスミササキリ	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
48			オオクサキリ	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
49		バッタ	ショウリョウバッタモドキ	-	-	-	-	-	-	準絶	
50			カワラバッタ	-	-	-	-	-	-	絶 II	
51			セグロイナゴ	-	-	-	-	-	A	準絶	
52			カメムシ	セミ	ハルゼミ	-	-	-	-	-	A
53	アメンボ	エサキアメンボ		-	-	-	-	NT	B	絶 I B	
54		ハネナシアメンボ		-	-	-	-	-	B	絶 II	
55		ババアメンボ		-	-	-	-	NT	-	絶 I A	
56	コオイムシ	コオイムシ		-	-	-	-	NT	-	絶 II	
57		タガメ		-	-	-	-	VU	A	準絶	
58	ミズムシ	ミヤケミズムシ		-	-	-	-	NT	-	絶 I B	
59	マキバサシガメ	和 ^ワ 初 ^{ハツ} ア ^ア ト ^ト キ ^キ ガ ^ガ メ		-	-	-	-	-	B	-	
60	ハナカメムシ	ズイムシハナカメムシ		-	-	-	-	NT	A	-	
61	ナガカメムシ	ヒメマダラナガカメムシ		-	-	-	-	-	D	準絶	
62	ツチカメムシ	ヨコツナツチカメムシ		-	-	-	-	-	C	-	
63	カメムシ	ハナダカカメムシ		-	-	-	-	-	D	-	

表 3-1-52(2) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
64	カメムシ	カメムシ	トゲカメムシ	-	-	-	-	-	C	-	
65			ヒウラカメムシ	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
66			イネカメムシ	-	-	-	-	-	C	-	
67			ルリクチブトカメムシ	-	-	-	-	-	D	-	
68			ツノカメムシ	オオツノカメムシ	-	-	-	-	-	C	準絶
69				ベニモンツノカメムシ	-	-	-	-	-	C	-
70				モンキツノカメムシ	-	-	-	-	-	-	準絶
71	アミカゲロウ	カマキリモドキ	-	-	-	-	-	B	-		
72		ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	-	-	-	-	-	準絶		
73		ツノトンボ	ツノトンボ	-	-	-	-	-	C	-	
74	コウチュウ	ヒゲブトオサムシ	エグリゴミムシ	-	-	-	-	-	-	準絶	
75		ハンミョウ	アイヌハンミョウ	-	-	-	-	NT	B	絶 II	
76			コハンミョウ	-	-	-	-	-	D	-	
77			ホソハンミョウ	-	-	-	-	VU	A	-	
78		オサムシ	アカガネオサムシ	-	-	-	-	VU	B	-	
79			マイマイカブリ	-	-	-	-	-	C	-	
80			セアカオサムシ	-	-	-	-	NT	B	準絶	
81			コハンミョウモドキ	-	-	-	-	EN	A	-	
82			ムササビ	-	-	-	-	-	D	-	
83			カジムラヒメナガゴミムシ	-	-	-	-	-	C	-	
84			イグチケブカゴミムシ	-	-	-	-	NT	-	-	
85			コアトワアオゴミムシ	-	-	-	-	-	D	-	
86			アオヘリアオゴミムシ	-	-	-	-	CR	A	絶 I A	
87			クビナガキベリアオゴミムシ	-	-	-	-	DD	-	-	
88			チビアオゴミムシ	-	-	-	-	EN	A	絶 II	
89			オオキベリアオゴミムシ	-	-	-	-	-	D	-	
90			オオトックリゴミムシ	-	-	-	-	NT	D	-	
91			ハガクビナガゴミムシ	-	-	-	-	DD	-	-	
92		キイロホソゴミムシ	-	-	-	-	EN	A	-		
93		コガシラミズムシ	カミヤコガシラミズムシ	-	-	-	-	EN	-	絶 I A	
94		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	-	-	-	-	NT	-	絶 II	
95			ゲンゴロウ	-	-	-	-	VU	X	絶 I B	
96			コガタノゲンゴロウ	-	-	-	-	VU	A	絶 I A	
97			シャープゲンゴロウモドキ	-	-	-	国内	CR	A	-	
98	マルガタゲンゴロウ		-	-	-	-	VU	B	絶 II		
99	ミズスマシ	オオミズスマシ	-	-	-	-	NT	C	絶 II		
100	ガムシ	コガムシ	-	-	-	-	DD	D	-		
101		ガムシ	-	-	-	-	NT	C	絶 II		
102	シデムシ	ヤマトモンシデムシ	-	-	-	-	NT	B	-		
103		ベッコウヒラタシデムシ	-	-	-	-	-	D	-		
104	クワガタムシ	オオクワガタ	-	-	-	-	VU	A	絶 II		
105	センチコガネ	ムネアカセンチコガネ	-	-	-	-	-	D	-		
106	コガネムシ	オオフタホシマグソコガネ	-	-	-	-	-	B	-		
107		キバネマグソコガネ	-	-	-	-	NT	A	-		
108		セマルオオマグソコガネ	-	-	-	-	DD	A	-		
109		シロスジコガネ	-	-	-	-	-	C	-		
110		コカブトムシ	-	-	-	-	-	D	-		
111	ナガハナノミ	ヒゲナガハナノミ	-	-	-	-	-	D	-		
112	タマムシ	ヤマトタマムシ	-	-	-	-	-	D	準絶		
113		アオマダラタマムシ	-	-	-	-	-	C	絶 II		
114		サシゲチビタマムシ	-	-	-	-	-	-	準絶		
115	ホタル	ゲンジボタル	-	-	-	-	-	B	準絶		
116		ヘイケボタル	-	-	-	-	-	C	-		
117	カッコウムシ	ヤマトカッコウムシ	-	-	-	-	-	-	準絶		
118	テントウムシ	キイロテントウダマシ	-	-	-	-	-	-	準絶		
119	アリモドキ	ワタラセミズギワアリモドキ	-	-	-	-	-	-	準絶		
120	カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ	-	-	-	-	-	B	絶 II		
121		ホソカミキリ	-	-	-	-	-	C	-		
122		ヨツボシカミキリ	-	-	-	-	EN	B	絶 I B		
123		ホシベニカミキリ	-	-	-	-	-	D	-		
124		ネジロカミキリ	-	-	-	-	-	D	-		
125	ハムシ	キアシネクイハムシ	-	-	-	-	-	C	-		
126		フトネクイハムシ	-	-	-	-	-	C	-		
127		キンイロネクイハムシ	-	-	-	-	NT	C	準絶		
128		オオネクイハムシ	-	-	-	-	-	-	絶 II		
129		オオルリハムシ	-	-	-	-	NT	B	絶 II		
130		ジュンサイハムシ	-	-	-	-	-	C	-		
131	ヒゲナガゾウムシ	エゴヒゲナガゾウムシ	-	-	-	-	-	C	-		
132	ゾウムシ	ウキクサミズゾウムシ	-	-	-	-	-	B	-		
133		エゴシギゾウムシ	-	-	-	-	-	D	-		

表 3-1-52(3) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
134	ハチ	ミフシハバチ	ワレモコウチュウレンジ	-	-	-	-	-	C	-		
135		セイボウ	セイドウマルセイボウ	-	-	-	-	-	C	-		
136		アリ	テラニシケアリ	-	-	-	-	NT	-	準絶		
137		ドロバチ	キボシトックリバチ	-	-	-	-	-	C	-		
138		スズメバチ	キアシナガバチ	-	-	-	-	-	-	準絶		
139			モンズズメバチ	-	-	-	-	DD	-	-		
140		アナバチ	ヤマトスナハキバチ	-	-	-	-	DD	-	絶II		
141			ニッポンハナダカバチ	-	-	-	-	VU	-	絶II		
142			コシブトハナバチ	シロスジヤドリハナバチ	-	-	-	-	-	C	-	
143		シリアゲムシ	シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ	-	-	-	-	-	D	-	
144			ガガンボモドキ	ガガンボモドキ	-	-	-	-	-	C	準絶	
145		ハエ	ハナアブ	カルマイタマヒラタアブ	-	-	-	-	-	C	-	
146	マガリモンハナアブ			-	-	-	-	-	B	-		
147	キヒダアシブトハナアブ			-	-	-	-	-	B	-		
148	カクモンアシブトハナアブ			-	-	-	-	-	C	-		
149	コブアリノスアブ			-	-	-	-	-	A	-		
150	ニクバエ		キーガンニクバエ	-	-	-	-	-	C	-		
151	トビケラ	シンテイトビケラ	シンテイトビケラ	-	-	-	-	-	X	-		
152		ヒゲナガトビケラ	ヒヌマセトトビケラ	-	-	-	-	-	-	準絶		
153		ギンボシツツトビケラ	ギンボシツツトビケラ	-	-	-	-	NT	-	準絶		
154	チョウ	ボクトウガ	ハイイロボクトウ	-	-	-	-	NT	-	-		
155		セセリチョウ	アオバセセリ	-	-	-	-	-	B	-		
156			ミヤマセセリ	-	-	-	-	-	B	-		
157			ホソバセセリ	-	-	-	-	-	B	-		
158			ギンイチモンジセセリ	-	-	-	-	NT	D	絶II		
159			ミヤマチャバネセセリ	-	-	-	-	-	C	-		
160			オオチャバネセセリ	-	-	-	-	-	B	-		
161		アゲハチョウ	オナガアゲハ	-	-	-	-	-	C	-		
162		シロチョウ	ツマグロキチョウ	-	-	-	-	EN	X	絶IB		
163		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ	-	-	-	-	-	-	C	-	
164			ウラゴマダラシジミ	-	-	-	-	-	-	C	準絶	
165			オオミドリシジミ	-	-	-	-	-	-	C	-	
166			クロミドリシジミ	-	-	-	-	-	-	-	準絶	
167			アカシジミ	-	-	-	-	-	-	C	-	
168			ウラナミアカシジミ	-	-	-	-	-	-	C	-	
169			ミドリシジミ	-	-	-	-	-	-	C	-	
170			トラフシジミ	-	-	-	-	-	-	D	-	
171			マダラチョウ	アサギマダラ	-	-	-	-	-	-	D	-
172			タテハチョウ	コムラサキ	-	-	-	-	-	-	C	-
173		ミドリヒョウモン		-	-	-	-	-	-	C	-	
174		ウラギンスジヒョウモン		-	-	-	-	-	VU	X	絶II	
175		オオウラギンスジヒョウモン		-	-	-	-	-	-	A	-	
176		スミナガシ		-	-	-	-	-	-	B	-	
177		ウラギンヒョウモン		-	-	-	-	-	-	A	-	
178		オオウラギンヒョウモン		-	-	-	-	-	CR	X	絶滅	
179		アサマイチモンジ		-	-	-	-	-	-	C	-	
180		クモガタヒョウモン		-	-	-	-	-	-	A	-	
181		ミスジチョウ		-	-	-	-	-	-	C	-	
182		ヒオドシチョウ	-	-	-	-	-	-	B	-		
183		タテハチョウ	オオムラサキ	-	-	-	-	NT	B	絶II		
184	ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	-	-	-	-	-	C	-			
185	ヤママユガ	オナガミズアオ	-	-	-	-	NT	-	準絶			
186		ヤママユ	-	-	-	-	-	-	-	準絶		
187		ヤガ	ギンモンアカヨトウ	-	-	-	-	VU	-	-		
188		イチモジヒメヨトウ	-	-	-	-	VU	C	絶IB			
189		ユミモンクチバ	-	-	-	-	-	-	準絶			
計	11目	70科	189種	0種	0種	0種	2種	64種	154種	96種		

注1) 分類、配列等は原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編II」（平成7年、環境庁）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）
市天：市指定天然記念物

- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、
情①：情報不足①、情②：情報不足②

⑥ クモ類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されているクモ類のうち、重要な種は、表 3-1-53 に示すとおり、4科6種が確認された。

表 3-1-53 重要な種（クモ類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	クモ	カネコトタテグモ	カネコトタテグモ	-	-	-	-	NT	A	準絶
2		トタテグモ	キシノウエトタテグモ	-	-	-	-	NT	B	準絶
3		コガネグモ	オニグモ	-	-	-	-	-	D	-
4			コガネグモ	-	-	-	-	-	C	準絶
5			ナカムラオニグモ	-	-	-	-	-	D	-
6		コモリグモ	シッチコモリグモ	-	-	-	-	-	C	-
合計	1目	4科	6種	0種	0種	0種	0種	2種	6種	3種

注1) 分類、配列等は原則として「日本産クモ目録」（平成24年、谷川明男）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
- ③「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）
市天：市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

⑦ 多足類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている多足類のうち、重要な種は確認されなかった。

⑧ 陸水生物

ア. 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている魚類のうち、重要な種は、表 3-1-54 に示すとおり、13 科 35 種が確認された。

表 3-1-54 重要な種（魚類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	ヤツウナギ	ヤツウナギ	スナヤツメ北方種	-	-	-	-	VU	-	絶II		
2			カワヤツメ	-	-	-	-	VU	-	情①		
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	-	-	-	-	EN	-	準絶		
4	コイ	コイ	キンブナ	-	-	-	-	VU	C	準絶		
5			ギンブナ	-	-	-	-	-	D	-		
6			ミヤコタナゴ	国天	-	-	国内	CR	A	情①		
7			ヤリタナゴ	-	-	-	-	NT	C	絶II		
8			タナゴ	-	-	-	-	EN	A	絶IB		
9			アカヒレタビラ	-	-	-	-	EN	B	絶IB		
10			ゼニタナゴ	-	-	-	-	CR	X	絶IA		
11			ワタカ	-	-	-	-	CR	-	-		
12			ハス	-	-	-	-	VU	-	-		
13			モツゴ	-	-	-	-	-	D	-		
14			カマツカ	-	-	-	-	-	B	-		
15			ツチフキ	-	-	-	-	EN	-	-		
16			ニゴイ	-	-	-	-	-	C	-		
17			スゴモロコ	-	-	-	-	VU	-	-		
18			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ	-	-	-	-	DD	-	-
19					シマドジョウ	-	-	-	-	-	C	準絶
20					ホトケドジョウ	-	-	-	-	EN	C	絶II
21	ナマズ	ギギ	ギバチ	-	-	-	-	VU	B	絶II		
22		ナマズ	ナマズ	-	-	-	-	-	B	-		
23	サケ	シラウオ	シラウオ	-	-	-	-	-	C	-		
24	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	-	-	-	-	VU	B	準絶		
25		サヨリ	クルマサヨリ	-	-	-	-	NT	C	準絶		
26	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ	-	-	-	-	-	-	情①		
27	カサゴ	カジカ	ウツセミカジカ(回遊型)	-	-	-	-	EN	-	絶II		
28	スズキ	カワアナゴ	カワアナゴ	-	-	-	-	-	-	情①		
29		ハゼ	ボウズハゼ	-	-	-	-	-	-	-	情①	
30			シロウオ	-	-	-	-	VU	D	絶II		
31			ミミズハゼ	-	-	-	-	-	-	-	絶II	
32			ピリンゴ	-	-	-	-	-	D	準絶		
33			ジュズカケハゼ	-	-	-	-	NT	B	絶II		
34			ゴクラクハゼ	-	-	-	-	-	-	-	絶IA	
35			ヌマチチブ	-	-	-	-	-	D	-		
計			9 目	13 科	35 種	1 種	0 種	0 種	1 種	21 種	21 種	23 種

注1) 分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成28年度版生物リスト」(平成28年、国土交通省)に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日条例第8号)
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和47年3月25日条例第5号)
「取手市文化財保護条例」(昭和53年10月13日条例第18号)
市天：市指定天然記念物

- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2015」（平成27年9月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」
（2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

イ. 底生動物

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている底生動物のうち、重要な種は、表3-1-55に示すとおり、17科30種が確認された。

表 3-1-55 重要な種（底生動物）の状況

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	指定状況								
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	軟体動物	腹足	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠA		
2			原始紐舌	タニシ	マルタニシ	-	-	-	-	VU	D	準絶		
3			盤足	イツマデガイ	カタヤマガイ	-	-	-	-	CR+EN	A	絶滅		
4			エゾマメタニシ	マメタニシ	-	-	-	-	-	VU	A	情②		
5			基眼	モノアラガイ	モノアラガイ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ		
6				ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	-	-	-	-	DD	B	準絶		
7				トウキョウヒラマキガイ	-	-	-	-	-	DD	B	情①		
8		二枚貝	イシガイ	イシガイ	カラスガイ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠA		
9					ヨコハマシジラガイ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ		
10					イシガイ	-	-	-	-	-	D	準絶		
11					マツカサガイ	-	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ	
12					マルスタレガイ	ヤマトシジミ	-	-	-	-	-	NT	B	-
13						マシジミ	-	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ
14	環形動物	ゴカイ	イトゴカイ	イトゴカイ	Notomastus 属の一種	-	-	-	-	-	情②			
15	節足動物	軟甲	エビ	ヌマエビ	ヤマトヌマエビ	-	-	-	-	-	C	-		
16					ミヅヌマエビ	-	-	-	-	-	A	準絶		
17					ヌマエビ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ		
18					ヌカエビ	-	-	-	-	-	C	準絶		
19					テナガエビ	テナガエビ	-	-	-	-	-	D	-	
20					スジエビ	-	-	-	-	-	-	D	-	
21					サワガニ	サワガニ	-	-	-	-	-	C	-	
22					ムツハアリアケガニ	アリアケモドキ	-	-	-	-	-	A	絶ⅠA	
23					バンケイガニ	クロバンケイガニ	-	-	-	-	-	D	-	
24					アシハラガニ	アシハラガニ	-	-	-	-	-	D	-	
25	モクズガニ	モクズガニ	-	-	-	-	-	D	準絶					
26	節足動物	昆虫	トンボ(蜻蛉)	サナエトンボ	ミヤマサナエ	-	-	-	-	-	A	-		
27					ホシサナエ	-	-	-	-	-	B	-		
28					ナゴヤサナエ	-	-	-	-	-	VU	A	準絶	
29					コウチュウ(鞘翅)	ゲンゴロウ	キベリマメゲンゴロウ	-	-	-	-	NT	-	
30	苔虫動物	被喉	ハネコケムシ	ヒメテンコケムシ	カンテンコケムシ	-	-	-	-	-	絶Ⅱ			
計	5門	6綱	11目	17科	30種	0種	0種	0種	0種	13種	26種	20種		

注1) 分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成28年度版生物リスト」（平成28年、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
- ③「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）
市天：市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種

- ⑤「環境省レッドリスト2015」(平成27年9月、環境省)
 EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
 VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編(2009年改訂版)」
 (2009年3月、千葉県環境生活部自然保護課)
 X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、
 D:一般保護生物、RH:保護参考雑種、情不:情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」
 (平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課)
 絶滅:絶滅、絶ⅠA:絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB:絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ:絶滅危惧Ⅱ類、準絶:準絶滅危惧、
 情①:情報不足①、情②:情報不足②

3-1-14 生態系の状況

1. 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の生態系を把握するため、植生、地形等の状況を踏まえ、環境類型区分図を作成した。環境類型区分は、表 3-1-56 及び図 3-1-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の環境は大きく平地の生態系に区分され、平地の生態系は、市街地、耕作地・果樹園、草地・荒地、水田、樹林地で構成される。

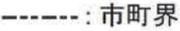
表 3-1-56 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

環境類型区分		面積 (ha)	比率 (%)
平地の生態系	市街地	2544.92	33.11
	耕作地・果樹園	1075.59	13.99
	草地・荒地	279.10	3.63
	水田	2828.40	36.80
	樹林地	403.36	5.25
	河川・湖沼	555.03	7.22
合計		7131.39	100.00

注) 面積は、各区分及び合計の面積をそれぞれ小数点第3位で四捨五入して記載しているため、表中の各区分の和と合計は必ずしも一致しない。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 市街地
-  : 耕作地・果樹園
-  : 草地・荒地
-  : 水田
-  : 樹林地
-  : 河川・湖沼

本図は、「第6回・第7回自然環境保全基礎調査1/25,000植生図 GISデータ」(環境省ホームページ)を基に作成した。



1:50,000



図 3-1-23 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

2. 生態系構成種

平地の生態系のうち、対象事業実施区域は市街地が分布しており、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ドバトやハシブトガラス、スズメなどの鳥類、ヤマトシジミ等の昆虫類が考えられる。

対象事業実施区域の周囲における陸域には、水田が最も広い面積で分布しており、その他、面積順に耕作地・果樹園、樹林地、草地・荒地が分布している。水田に成立する主な植生は、水田雑草群落であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、アズマモグラ等の哺乳類、アオサギやタシギ等の鳥類、ニホンマムシ等の爬虫類、ニホンアマガエルやトウキョウダルマガエル等の両生類、アメンボやマツモムシ等の昆虫類が考えられる。耕作地・果樹園に成立する主な植生は、畑雑草群落であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ハタネズミやハツカネズミ等の哺乳類、ムクドリやハクセキレイ等の鳥類、ヒガシニホントカゲ等の爬虫類、ナナホシテントウやモンシロチョウ等の昆虫類が考えられる。樹林地に成立する主な植生は、クヌギ-コナラ群集であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、タヌキやアカネズミ等の哺乳類、エナガやシジュウカラ等の鳥類、ヒバカリ等の爬虫類、ミンミンゼミやノコギリクワガタ等の昆虫類が考えられる。草地・荒地に成立する主な植生は、河川周辺に分布するヨシクラスであり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、カヤネズミ等の哺乳類、オオヨシキリやコジュリン等の鳥類、ツチガエル等の両生類、カヤキリやババヒメテントウ等の昆虫類が考えられる。

対象事業実施区域及びその周囲における水域は、主に利根川等の河川、古利根沼及び手賀沼等の湖沼で構成されている。これらを基盤環境として生息する構成種としては、カルガモやオナガガモ等の鳥類、アカハライモリ等の両生類、クサガメ等の爬虫類、ギンヤンマ等の昆虫類、ゲンゴロウブナやタモロコ等の魚類、ヒメタニシ等の底生動物が考えられる。

また、これらの種を餌動物とする生態系の上位種として、キツネ等の哺乳類、オオタカ、チョウゲンボウ等の鳥類が考えられる。

3-1-15 景観の状況

1. 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は表 3-1-57(1)～(2)に、主要な眺望点の位置は図 3-1-24 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの主要な眺望点は 13 番ハケの道の迷路であり、対象事業実施区域の約 300m 南側を東西に伸びている。

表 3-1-57(1) 主要な眺望点

市	番号	名称	所在地	眺望の状況等	備考	出典
我孫子市	1	古利根沼	我孫子市中峠、 取手市小堀	筑波山・富士山 古利根沼	富士見百景 水八景(眺望点 4 箇所)	①・② ⑦
	2	五本松公園	我孫子市岡発戸	手賀沼	公園八景	④・⑤
	3	宮の森公園	我孫子市布佐	-	公園八景	⑤
	4	气象台記念公園	我孫子市新木野 2-5	筑波山	公園八景	⑤
	5	古利根公園・自然観察の森	我孫子市中峠	古利根沼	公園八景	⑤
	6	湖北台中央公園	我孫子市湖北台 7-5	-	公園八景	⑤
	7	古戸の坂の十字路	我孫子市古戸	-	坂道八景	⑤
	8	けやき通りの坂	我孫子市湖北台	-	坂道八景	⑤
	9	岡発戸峠の坂	我孫子市岡発戸	-	坂道八景	⑤
	10	湖北台(手賀沼ふれあいライ ンに面した一帯)	我孫子市湖北台	田園風景	まちなみ八景	⑥
	11	布佐北面の里の道	我孫子市布佐	田園風景	ハケの道八景	⑥
	12	布佐下の小径	我孫子市布佐下 新田	-	ハケの道八景	⑥
	13	ハケの道の迷路	我孫子市古戸、 中峠	谷津田、田園風景、 利根川	ハケの道八景	⑥・⑧
	14	岡発戸・都部の谷津 (最深部含む)	我孫子市岡発戸	谷津田	ハケの道八景 (斜面林・田園八景)	⑥
	15	岡発戸お遍路道	我孫子市岡発戸	-	ハケの道八景 斜面林・田園八景	⑥
	16	古利根沼の斜面林	我孫子市中峠	古利根沼	斜面林・田園八景	⑥
	17	栄橋	我孫子市布佐	利根川	水八景	⑦
	18	手賀沼遊歩道	我孫子市岡発津 新田、都部新田、 上沼田	手賀沼 沼の東端を広く眺望	水八景 湖北集水路に架かる橋 付近	⑦
	19	将門神社横の高台	我孫子日秀新田	干拓地、富士山		⑧

表 3-1-57(2) 主要な眺望点

市	番号	名称	所在地	眺望の状況等	備考	出典
柏市	20	手賀の丘公園展望台	柏市片山	手賀沼、干拓地	第一展望台はちば眺望 100 景 第一・第二展望台は撤去	③・④・ ⑨
	21	手賀曙橋	柏市曙橋、片山 新田	-	ビューポイント	⑨
	22	浅間橋	柏市布瀬	-	ビューポイント	⑨
	23	香取鳥見神社	柏市布瀬 1377	-	ビューポイント	⑨
取手市	24	展望台	取手市長兵衛 新田	筑波山・富士山	-	⑪
	25	古利根沼	取手市取手、小 堀	古利根沼	水八景(眺望点 1 箇所) 4 箇所の内、1 箇所は取手市を 含む	⑦
利根町	26	戸田井橋	取手市小文間 利根町羽根野	筑波山	-	⑫

注 1) 出典④では、公園八景が眺望地点の場合に選定し、成田線車窓八景は選定対象から除いた。

注 2) 出典⑤では、まちなみ八景、斜面林・田園八景が眺望地点の場合に選定した。

注 3) 出典⑥では、水八景が眺望地点の場合に選定した、桜八景は選定対象から除いた。

注 4) 出典⑦では、ビューポイントの場合に選定した。

注 5) 出典⑨は、昭和 25 年 5 月 10 日に決定したものであり、対象事業実施区域及びその周囲では、大利根展望(大根橋、小文間大六天、小文間城址、戸田井橋、布川栄橋、徳満寺、来見寺)が指定されているものの、詳細な対象や位置が不明であるため、ここでは扱わないこととした。

注 6) 19 番、手賀の丘公園展望台は東日本大震災の復旧に伴い撤去(「公園」(柏市ホームページ))されており、図示していない。

出典：①「関東の富士見百景選定地点一覧」(国土交通省関東地方整備局ホームページ)

②「関東の富士見百景案内ガイド」(国土交通省関東地方整備局ホームページ)

③「ちば眺望 100 景ガイドブック」(2007 年 1 月、千葉県)

④「千葉県公式観光情報サイト-まるごと e!ちば-

⑤「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の一 公園八景/坂道八景/成田線車窓八景」
(平成 25 年 3 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑥「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の二 まちなみ八景/ハケの道八景/斜面林・田園八景」
(平成 25 年 3 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑦「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」
(平成 25 年 3 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑧「あびバス景観散策 MAP 新木ルート編」(平成 27 年 8 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑨「柏市景観資源ガイドマップ 沼南ゾーン」(柏市ホームページ)

⑩「茨城百景」(茨城県ホームページ)

⑪「取手サイクリングマップ」(取手市ホームページ)

⑫「利根ガイドマップ」(利根町ホームページ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 主要な眺望点
- : 県界
- : 主要な眺望点 (公園緑地)
- : 市町界
- : 主要な眺望点 (道)



1:50,000



図 3-1-24 主要な眺望点

注1) 図中番号は、表 3-1-57(1)～(2)の番号に対応する。
 注2) 20番(手賀の丘公園展望台)は東日本大震災の復旧に伴い撤去(「公園」(柏市ホームページ)されており、図示していない。
 注3) 出典は、表 3-1-57(1)～(2)と同様である。

2. 景観資源

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源は表 3-1-58(1)～(3)に、主要な景観資源の分布は図 3-1-25 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの主要な景観資源は、千葉県立印旛手賀自然公園であり、手賀沼や手賀川が含まれ、手賀沼は「日本の景観資源 南関東版」（平成元年9月、環境庁）による重要な自然景観資源にも指定されている。

この他、広大な手賀沼干拓地、斜面林とともに利根水郷ラインから臨む緑の帯が広く分布しており、対象事業実施区域は利根水郷ラインから臨む緑の帯に位置する。

表 3-1-58(1) 主要な景観資源

市	区分		番号	名称	所在地	対象特徴	出典
	指定機関等	種別					
我孫子市	県条例	自然公園	1	県立印旛手賀自然公園	我孫子市、柏市、印西市、他	手賀沼・印旛沼を主体とした水面とそれに連なる田園風景	①
	環境庁	湖沼	2	手賀沼	我孫子市、柏市、印西市	県立印旛手賀自然公園に指定され、自然豊かで多様な水辺景観を呈し、憩いの場となっている。	①・②・④・⑤・⑥・⑨
	水辺		3	利根川	我孫子市、印西市、取手市、龍ヶ崎市、利根町	河川敷の緑地等を含め、雄大な景観を形成している。	⑤・⑨
			4	古利根沼	我孫子市中峠、取手市小堀	利根川の流路変更に伴い取り残された沼であり、昔の利根川の面影を残す貴重な自然遺産である。	⑥・⑨
			5	岡発戸・都部の谷津	我孫子市岡発戸、都部	手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残されている。「ホタル・アカガエル」の池や湿地帯などもある。	⑧・⑨
			6	かじ池	我孫子市下ヶ戸	利根川の氾濫によりできた池。メジロ、サギ類、カワウ、カワセミなどの鳥類が飛来する。	⑨
	田園		7	広大な手賀沼干拓地	我孫子市都部村新田、中峠村下、中里新田、日秀新田、新木村下ほか 柏市染入新田、泉村新田、片山新田、手賀新田ほか 印西市発作ほか	手賀沼を干拓して造られ、手賀沼・手賀川周辺の広大な田園風景を形成している。	⑧
			8	利根水郷ラインから臨む緑の帯	我孫子市中峠、古戸、新木、江蔵地、布佐	我孫子台地北面の斜面林、中峠～古戸～新木の北側の斜面林、布佐の北側の斜面林とともに、我孫子市の代表的な田園景観を形成している。	⑧
	里谷山津		9	中里市民の森の斜面林	我孫子市中里	中里市民の森とそれに続く斜面林は、隣接する小さな谷津の景観の重要な構成要素となっている。	⑧
			10	岡発戸・都部の谷津	我孫子市岡発戸、都部	岡発戸・都部の谷津の北側や西側を囲む斜面林は、谷津の景観の重要な構成要素となっている。	⑧

表 3-1-58(2) 主要な景観資源

市	区分		番号	名称	所在地	対象 特徴	出典	
	指定機関等	種 別						
我孫子市	我孫子市	公園地	11	宮の森公園	我孫子市布佐	起伏あり、雑木林あり、水辺ありの変化に富んだ公園であり、サクラの名所でもある。	⑦・⑨	
			12	気象台記念公園	我孫子市新木野 2-5	広大な芝生広場を取り囲む松と桜の調和が美しい。	⑦	
			13	古利根公園・自然観察の森	我孫子市中峠	豊富な広葉樹林には昆虫類や小動物、鳥などが生息し、古利根沼の斜面林の一部を形成している。	⑦	
			14	湖北台中央公園	我孫子市湖北台 7-5	なだらかな起伏が良好な景観を形成し、サクラやイチヨウなどの多様な樹木により四季折々の変化を楽しむことができる。	⑦	
			15	五本松公園	我孫子市岡発戸	岡発戸の台地が、手賀沼の方に半島のように張り出した森の公園である。	⑦	
		街並み	16	布佐平和台	我孫子市平和台 1~6 丁目	緑豊かなまちなみがつくられている。	⑧	
			17	湖北台	我孫子市湖北台 1~10 丁目	長く続くイチヨウ並木や花壇がまちなみに季節の変化を添えている。	⑧	
		道	18	古戸の坂の十字路	我孫子市古戸	「坂の迷宮」と名づけた人もいま古くから生活道路として使われていた道で、鄙びた雰囲気がある。	⑦	
			19	けやき通りの坂	我孫子市湖北台	四季折々の美しさがあり、特に春の芽吹きと秋の紅葉が圧巻である。	⑦	
			20	岡発戸峠の坂	我孫子市岡発戸	里山の風情があり、左右に竹林と梅林、野菜畑があり、豊かな自然と空と木々の風景が美しい。	⑦	
			21	布佐北面の里の道	我孫子市布佐	雑木林の深い斜面林が途切れることなく続き、南側には田んぼや畑が広がっている。	⑧	
			22	布佐下の小径	我孫子市布佐下新田	ケヤキの大木を愛めながら歩くと静かな雰囲気を楽しむことができる。	⑧	
			23	ハケの道の迷路	我孫子市古戸、中峠	谷津田や広い田園、遠くに利根川の土手を眺める変化に富んだ散策を楽しむことができる。	⑧	
			24	岡発戸・都部の谷津	我孫子市岡発戸	手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残されているところであり、ハケの道八景の中で、ここだけが土の道である。	⑧	
			25	岡発戸お遍路道	我孫子市岡発戸	竹林に囲まれ静かなところであり、滝不動には新四国相馬霊場八十八カ所の三十六番札所がある。	⑧	
			26	中里通りのまちなみ	我孫子市中里	旧家や薬師堂の史跡が古の面影を残す。	⑩	
			27	湖北台のイチヨウ並木	我孫子市湖北台 1、3、7~10 丁目	湖北台の中を通る四季の道沿いに長く続くイチヨウ並木である。	⑩	
			桜の名所	28	布佐南公園	我孫子市布佐平和台 5-2	サクラの名所である。	⑨
				29	手賀沼遊歩道	我孫子市岡発津新田、都部新田、上沼田	サクラの名所である。	⑨
				30	川村学園女子大学	我孫子市下ヶ戸 1133	サクラの名所である。	⑨

表 3-1-58(3) 主要な景観資源

市	区分		番号	名称	所在地	対象特徴	出典
	指定機関等	種別					
柏市	柏市	公園地	31	手賀の丘公園	柏市片山 275	台地の自然そのままの森林を活かした森の公園である。	⑪・⑫
			32	布瀬ふるさとの森	柏市布瀬 1377	ふるさとの森に指定されている。	⑫
		道	33	手賀沼自然ふれあい緑道	柏市片山新田、染井入新田他	手賀沼沿いを散策、サイクリングができる。	⑪・⑫
取手市	環境庁	湖沼	34	神之浦	取手市・龍ヶ崎市	河跡湖である。	⑬・⑭
	取手市	水辺	35	古利根沼	取手市取手、小堀	4 番に記載	⑮
		桜の名所	36	取手競輪場	取手市白山 6 丁目	桜の名所である。	⑯
			37	井野台さくら公園	取手市井野	桜の名所である。	⑯
			38	井野団地さくら並木	取手市井野	桜の名所である。	⑯
			39	桜が丘エリア	取手市桜が丘	桜の名所である。	⑯
利根町		40	利根川さくらづつみ	利根町(利根川沿い)	桜の名所である。	⑰・⑱	

注 1) 出典④では、公園八景が眺望地点の場合に選定し、成田線車窓八景は選定対象から除いた。

注 2) 出典⑤では、まちなみ八景、斜面林・田園八景が眺望地点の場合に選定した。

注 3) 出典⑦では、成田線車窓八景は選定対象から除いた。

注 4) 出典⑨では、水八景が景観資源(観られる対象)の場合に選定した。

出典：①「千葉県の自然公園一覧表」(千葉県ホームページ)

②「日本の景観資源 南関東版」(平成元年 9 月、環境庁)

③「第 3 回自然環境保全基礎調査千葉県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

④「ちば文化的景観」(千葉県ホームページ)

⑤「房総の魅力 500 選」〔自然〕(千葉県ホームページ)

⑥「千葉県公式観光情報サイトーまるごと e! ちばー」

(平成 25 年 3 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑦「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の一 公園八景/坂道八景/成田線車窓八景」

(平成 25 年 3 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑧「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の二 まちなみ八景/ハケの道八景/斜面林・田園八景」

(平成 25 年 3 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑨「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」(我孫子市ホームページ)

⑩「あびバス景観散策 MAP 新木ルート編」(平成 27 年 8 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑪「柏市景観資源ガイドマップ 沼南ゾーン」(柏市ホームページ)

⑫「柏 TOURIST MAP 柏市全域マップ」(平成 28 年 4 月、柏市)

⑬「日本の景観資源 北関東版」(平成元年 9 月、環境庁)

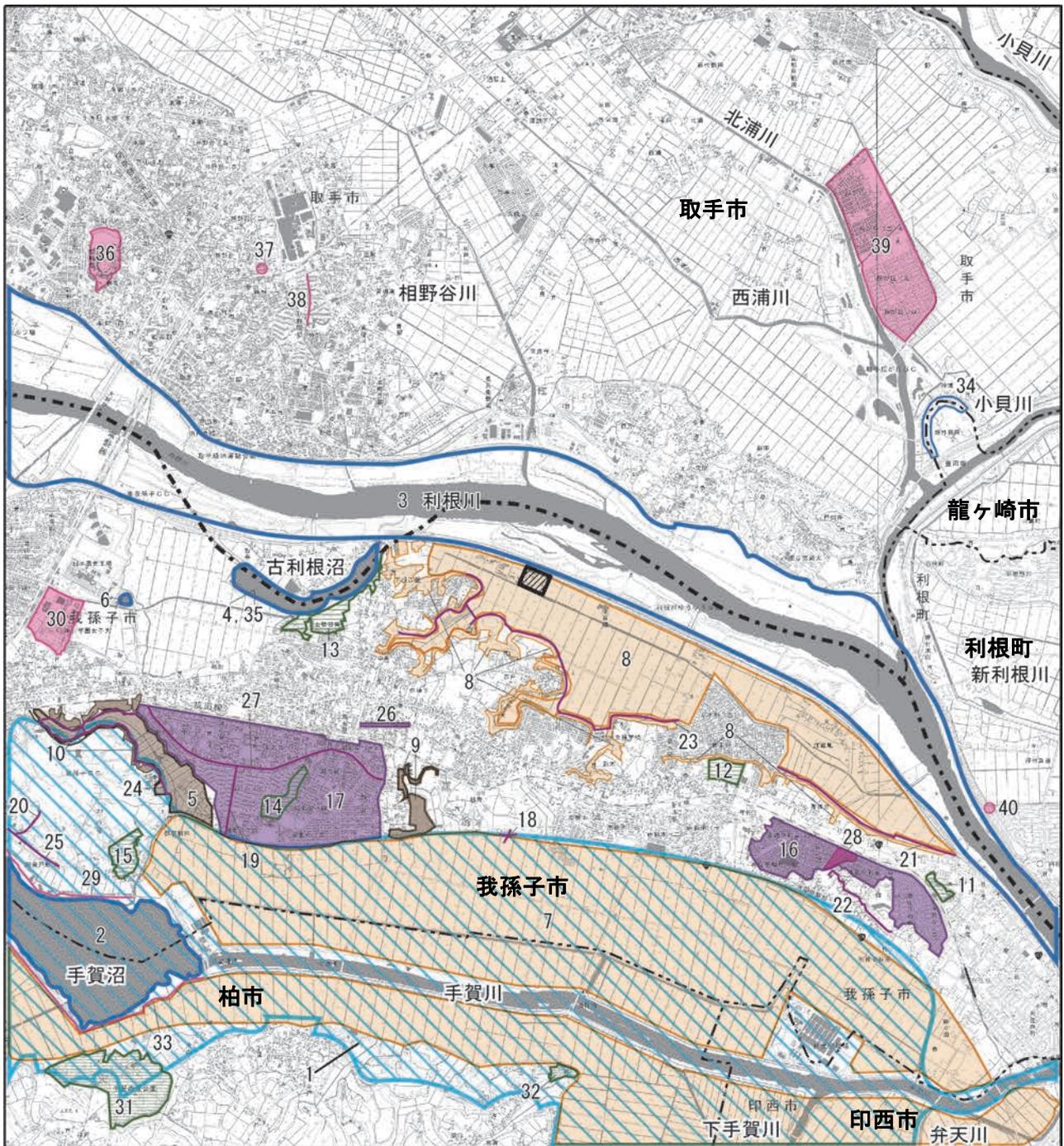
⑭「第 3 回自然環境保全基礎調査茨城県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

⑮「取手市観光アートガイドブック」(取手市観光協会ホームページ)

⑯「取手さくらガイドマップ」(取手市ホームページ)

⑰「利根ガイドマップ」(利根町ホームページ)

⑱「観光・文化 利根町観光協会 見る」(利根町ホームページ)



凡例

: 対象事業実施区域

--- : 県界

- - - - : 市町界

<景観資源>

- | | |
|--------|----------|
| : 自然公園 | : まちなみ |
| : 水辺 | : 道 |
| : 田園 | : 里山・谷津 |
| : 公園緑地 | : サクラの名所 |



1:50,000



図 3-1-25 主要な景観資源

注1) 図中番号は、表 3-1-58(1)～(3)の番号に対応する。
 注2) 出典は、表 3-1-58(1)～(3)と同様である。

3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 3-1-59(1)～(3)、その位置は図 3-1-26 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域近隣の人と自然との触れ合いの活動の場としては、利根川 (No. 4)、利根川 ゆうゆう公園 (No. 15)、ハケの道の迷路 (No. 34) 及び我孫子市利根川サイクリングコース (No. 54) がある。

表 3-1-59(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	市	番号	名称	所在地	特徴	出典
自然公園		1	印旛手賀自然公園	我孫子市、柏市、印西市、他	手賀沼・手賀川周辺は県立自然公園の指定地域である。	①
水辺・釣り等		2	手賀沼	我孫子市上沼田、都部新田、岡発戸新田他、柏市曙橋、片山新田、泉村新田、鷺野谷新田他	千葉県立印旛手賀自然公園に含まれ、釣り、遊覧船、バードウォッチング、散策等に利用されている。	①・②・⑤・⑧
		3	手賀川	我孫子市、柏市、印西市	千葉県立印旛手賀自然公園に含まれ、釣り等に利用されている。	①
		4	利根川	我孫子市、印西市、取手市、龍ヶ崎市、利根町	釣り、小堀の渡し、バードウォッチング、サイクリング、ウォーキング、散策等に利用されている。	⑤
		5	古利根沼	我孫子市中峠、取手市小堀	釣り、散策等に利用されている。	⑤・⑧
		6	かじ池	我孫子市下ヶ戸	メジロ、サギ類、カワウ、カワセミなどの鳥類が飛来する。	⑧
		公園・緑地	我孫子市	7	谷津ミュージアム (岡発戸・都部の谷津)	我孫子市岡発戸、都部
8	岡発戸市民の森			我孫子市岡発戸	バードウォッチング、散策等に利用されている。	⑤
9	中里市民の森			我孫子市中里	イヌシデ、サクラ、シラカシ、クリ、スギなどの森であり、隣接する日秀の小さな谷津の景観の重要な構成要素となっている。	⑤・⑦・⑨
10	布佐市民の森			我孫子市布佐 2107	調整池を囲むように鳥観広場、ムクの木広場、竹の広場、花の広場を結ぶ散策路があり、水鳥の観察などを楽しむことができる。	⑤
11	五本松公園			我孫子市岡発戸	岡発戸の台地が、手賀沼の方に半島のように張り出した森の公園である。	⑤・⑥
12	湖北台中央公園			我孫子市湖北台 7-5	サクラやイチョウなどの多様な樹木により四季折々の変化を楽しむことができる。	⑤・⑥
13	宮ノ森公園			我孫子市布佐	起伏あり、雑木林あり、水辺ありの変化に富んだ公園である。桜の名所でもある。	⑤・⑥・⑧
14	中峠亀田谷公園			我孫子市中峠、古戸他 (利根川河川敷)	憩いやレクリエーションの場として利用することができる。	⑤
15	利根川ゆうゆう公園			我孫子市中峠、古戸、	バードウォッチング、サイクリング、散策等に利用されている。	⑤
16	气象台記念公園			我孫子市新木野 2-5	広大な芝生広場を取り囲む松と桜の調和が美しい公園である。	⑤・⑥
17	古利根公園・自然観察の森			我孫子市中峠	古利根沼の斜面林の一部を形成し、豊富な広葉樹林に昆虫類や小動物、鳥などが生息する。	⑤・⑥

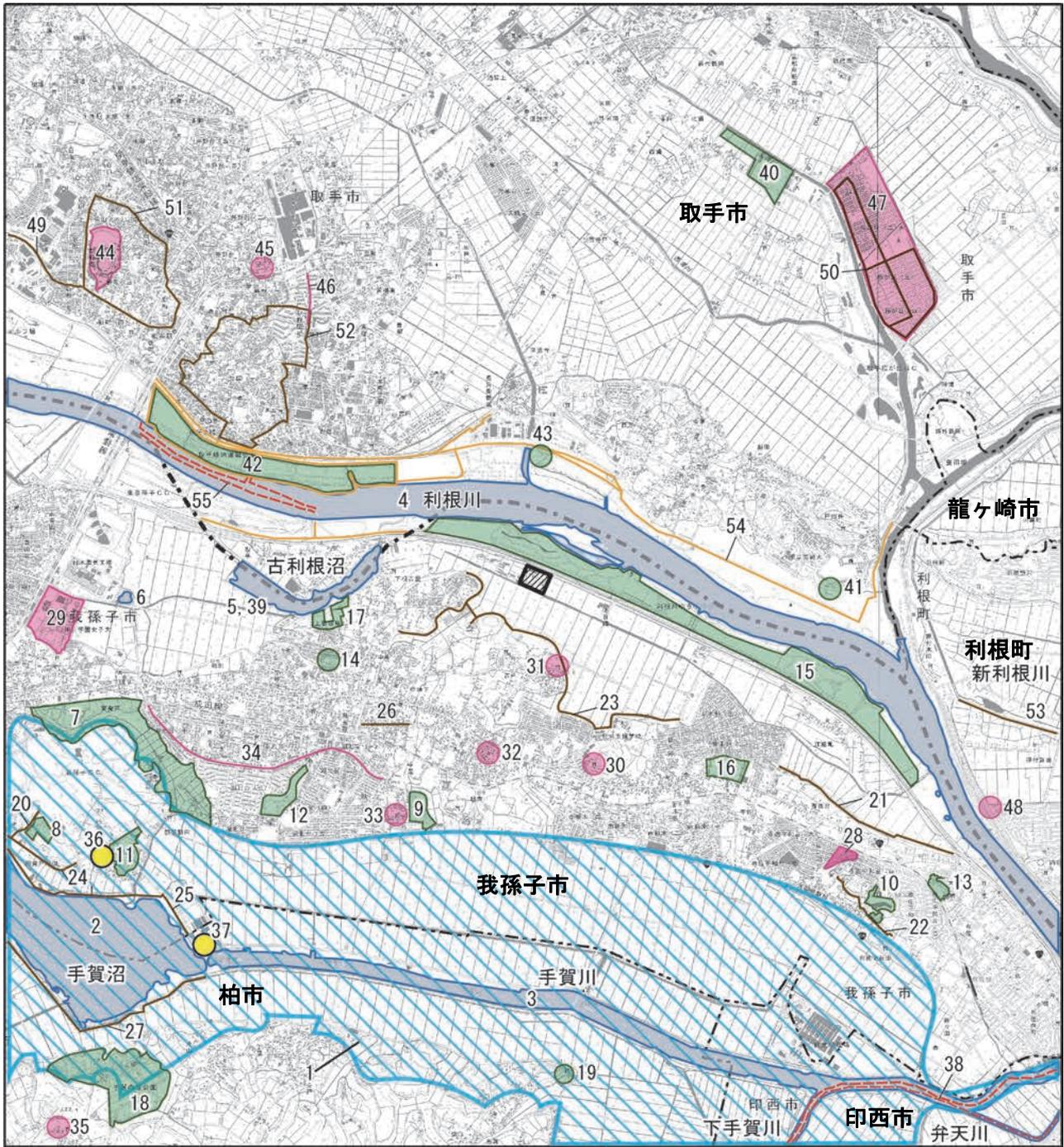
表 3-1-59(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	市	番号	名称	所在地	特徴	出典
公園・緑地	柏市	18	手賀の丘公園	柏市片山 275	台地の自然そのままの森林を活かした森の公園である。	④・⑩・⑫・⑬
		19	布瀬ふるさとの森	柏市布瀬 1377	ふるさとの森に指定されている。	⑫
散策	我孫子市	20	岡発戸峠の坂	我孫子市岡発戸	里山の風情を残し散策に利用されている。	⑥
		21	布佐北面の里の道	我孫子市江蔵地、布佐	田園や斜面林を見ながら散策できる。	⑦
		22	布佐下の小径	我孫子市布佐	斜面林、ケヤキの大木があり、木々の間にひっそりと佇む里の道を散策できる。	⑦
		23	ハケの道の迷路	我孫子市古戸	ハケの道に沿って中小の谷津やその名残がたくさんあり、田園や斜面林を見ながら散策できる。	⑦・⑨
		24	岡発戸のお遍路道	我孫子市岡発戸新田	竹林に囲まれた静かな道を散策できる。	⑦
		25	手賀沼遊歩道	我孫子市岡発津新田、都部新田、上沼田	ウォーキング、散策等に利用されている。桜の名所でもある。	⑤・⑧
		26	中里通りのまちなみ	我孫子市中里	古の面影を残す町並みを散策できる。	⑨
	柏市	27	手賀沼自然ふれあい緑道	柏市泉村新田、片山新田	ウォーキング、散策、サイクリング等に利用されている。	③・④・⑪・⑫・⑬
樹木・花	我孫子市	28	布佐南公園	我孫子市布佐平和台 5-2	桜の名所である。	⑧
		29	川村学園女子大学	我孫子市下ヶ戸 1133	桜の名所である。	⑧
		30	葺不合神社	我孫子新木 1812	イチョウの大木など樹木多数ある。	⑨
		31	天満宮(天神社)	我孫子古戸 609	梅、桜、イチョウ、ケヤキなどの古木に囲まれている。	⑨
		32	観音寺	我孫子日秀 90	イヌマキの巨木(市の保存樹木)、桜の大木がある。	⑨
		33	諏訪神社	我孫子中里 667	イヌシデ、シラカシなどの多くの市指定保存樹木がある。	⑨
		34	湖北台のイチョウ並木	我孫子市湖北台 1、3、7~10 丁目	古の面影を残す町並みを散策できる。	⑨
	柏市	35	弘誓院 銀杏	柏市柳戸 612	雌雄 2 本のイチョウの巨木(柏市指定天然記念物)がある。	④・⑪
その他	我孫子市	36	ふれあいキャンプ場	我孫子市岡発戸 1395	キャンプ場。	④
	柏市	37	手賀沼フィッシングセンター	柏市曙橋若舩 1	釣り堀である。	④・⑫・⑬
	印西市	38	いんざいぶらり川めぐり	印西市(手賀川・弁天川)	観光船が運航している。	④

表 3-1-59(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	市	番号	名称	所在地	特徴	出典
水辺・釣り等		39	古利根沼	取手市取手、小堀	釣り場として親しまれている。	⑳
		40	北浦川緑地	取手市中田	芝生広場、花菖蒲の咲き誇る自然観察園がある。	⑭・⑰
公園・緑地	取手市	41	芸大緑地 野鳥観察の森 利根川自然公園	取手市小文間	バードウォッチングに利用されている。	⑭・⑱
		42	取手緑地運動公園	取手市東一丁目 1-33	バードウォッチング、サイクリング、散策等に利用されている。	⑰・㉑
		43	相野谷親水公園	取手市取手小文間	桜の名所である。	⑱・⑲
		44	取手競輪場	取手市白山 6 丁目	桜の名所である。	㉒
桜の名所		45	井野台さくら公園	取手市井野	桜の名所である。	㉒
		46	井野団地さくら並木	取手市井野	桜の名所である。	㉒
		47	桜が丘エリア	取手市桜が丘	桜の名所である。	㉒
		48	利根川さくらづつみ	利根町(利根川沿い)	桜の名所である。	㉓・㉔
散策	取手市	49	はなのき通り・ふれあい道路コース	取手市新町 2 丁目他	ウォーキングコースである。	⑯
		50	北浦緑道コース	取手市神浦、桜が丘	ウォーキングコースである。	⑯
		51	とりで白山今昔コース	取手市白山	ウォーキングコースである。	㉑
		52	井野コース	取手市井野	ウォーキングコースである。	㉑
	利根町	53	利根親水公園コース	利根町押付新田他	ウォーキングコースである。	⑯
サイクリング	取手市	54	利根川サイクリングコース	取手市取手、小堀、小文間他	サイクリングコースである。	⑲
その他	取手市	55	小堀の渡し	取手市取手、小堀(利根川)	観光船が運航している。	⑮・⑲・㉑

- 出典：①「千葉県の自然公園一覧表」(千葉県ホームページ)
 ②「房総の魅力 500 選」〔自然〕(千葉県ホームページ)
 ③「県立都市公園ガイドマップ」(千葉県ホームページ)
 ④「千葉県公式観光情報サイトーまるごと e! ちばー」
 ⑤「自然の中で楽しむ」(我孫子市ホームページ)
 ⑥「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の一 公園八景/坂道八景/成田線車窓八景」
 (我孫子市都市計画課 景観推進室)
 ⑦「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の二 まちなみ八景/ハケの道八景/斜面林・田園八景」
 (我孫子市都市計画課 景観推進室)
 ⑧「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」
 (我孫子市都市計画課 景観推進室)
 ⑨「あびバス景観散策 MAP 新ルート編」(平成 27 年 8 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)
 ⑩「公園」(柏市ホームページ)
 ⑪「柏市景観資源ガイドマップ 沼南ゾーン」(柏市ホームページ)
 ⑫「柏 TOURIST MAP 柏市全域マップ」(平成 28 年 4 月、柏市)
 ⑬「ぐるっと！手賀沼めぐり」(平成 28 年 4 月、道の駅しょうなん)
 ⑭「茨城県営都市公園オフィシャルウェブサイト」
 ⑮「観光いばらき (茨城県の観光情報ポータルサイト)」
 ⑯「いばらきヘルスロードコースガイド」(平成 26 年、茨城県立健康プラザ)
 ⑰「運動公園・スポーツ施設」(取手市ホームページ)
 ⑱「公園一覧」(取手市ホームページ)
 ⑲「取手サイクリングマップ」(取手市ホームページ)
 ⑳「ウォーキング団体お勧めコース」(取手市ホームページ)
 ㉑「取手市観光アートガイドブック」(取手市観光協会ホームページ)
 ㉒「取手さくらガイドマップ」(取手市ホームページ)
 ㉓「利根ガイドマップ」(利根町ホームページ)
 ㉔「観光・文化 利根町観光協会 見る」(利根町ホームページ)



凡例

: 対象事業実施区域

: 県界

: 市町界

<景観資源>

: 自然公園

: 水辺・釣り等

: 公園・緑地

: 樹木・花

: 遊歩道・散策路、散策コース

: 自転車、サイクリングコース

: その他のレクリエーション施設等



1:50,000



図 3-1-26 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

注1) 図中番号は、表 3-1-59(1)～(3)の番号に対応する。
 注2) 出典は、表 3-1-59(1)～(3)と同様である。

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及び隣接する柏市、印西市、茨城県取手市、龍ヶ崎市、及び利根町の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1 及び表 3-2-2 に示すとおりである。

我孫子市の人口の推移は、平成 18 年から平成 22 年にかけて増加し、その後減少している。

表 3-2-1 我孫子市及びその周囲の人口及び世帯数の状況

市町		項目	人口（人）	世帯数（世帯）	人口密度（人/km ² ）
千葉県	我孫子市		131,647	54,160	3,050.9
	柏市		414,268	175,787	3,610.5
	印西市		92,924	32,731	750.7
茨城県	取手市		106,465	43,549	1523.6
	龍ヶ崎市		78,331	30,511	997.7
	利根町		16,238	6,136	654.7

注 1) 平成 28 年 1 月 1 日現在

注 2) 取手市、龍ヶ崎市及び利根町の人口密度は平成 27 年 10 月現在

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報」（千葉県ホームページ）

「茨城県の人口と世帯」（茨城県ホームページ）

「茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）平成 26 年」

（茨城県ホームページ）

表 3-2-2 我孫子市及びその周囲の人口推移

年	市町					
	人口（人）					
	千葉県			茨城県		
	我孫子市	柏市	印西市	取手市	龍ヶ崎市	利根町
平成 18 年	131,385	381,456	60,164	111,161	79,127	18,005
平成 19 年	131,854	385,139	60,090	110,681	79,217	17,783
平成 20 年	133,533	389,036	60,280	109,953	79,295	17,538
平成 21 年	134,500	392,833	62,364	109,707	79,303	17,458
平成 22 年	134,654	397,871	64,477	109,631	79,398	17,401
平成 23 年	134,177	404,675	88,649	109,557	80,395	17,486
平成 24 年	133,436	405,099	89,239	108,533	79,986	17,278
平成 25 年	132,206	404,838	90,813	107,751	79,532	17,073
平成 26 年	131,692	406,686	91,367	107,202	79,274	16,848
平成 27 年	131,242	408,893	91,747	106,955	78,914	16,641

注) 各年 1 月 1 日現在

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成 18 年～平成 27 年）」（千葉県ホームページ）

「茨城県人口と世帯（平成 18 年～平成 27 年）」（茨城県ホームページ）

3-2-2 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3 及び表 3-2-4 に示すとおりである。

我孫子市では、事業所数は「卸売・小売業」が 22.8%と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 12.3%を占めている。一方、従業者数は「卸売・小売業」が 18.7%と最も多く、次いで「医療、福祉」が 18.5%を占めている。

表 3-2-3 産業分類別事業所数及び従業者数（千葉県）

産業分類	市町	我孫子市		柏市		印西市	
		事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)
総数		3,214	30,706	12,310	145,174	2,433	31,408
農林漁業	総数	5	25	30	214	32	479
	構成比(%)	0.2	0.1	0.2	0.1	1.3	1.5
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	-	-	1	4	2	7
	構成比(%)	-	-	0.0	0.0	0.1	0.0
建設業	総数	315	1,677	1,157	8,201	279	1,669
	構成比(%)	9.8	5.5	9.4	5.6	11.5	5.3
製造業	総数	95	1,483	658	11,730	115	1,667
	構成比(%)	3.0	4.8	5.3	8.1	4.7	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	1	24	8	440	5	53
	構成比(%)	0.0	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2
情報通信業	総数	54	2,068	143	1,490	27	2,275
	構成比(%)	1.7	6.7	1.2	1.0	1.1	7.2
運輸業、郵便業	総数	42	1,102	285	9,903	61	2,252
	構成比(%)	1.3	3.6	2.3	6.8	2.5	7.2
卸売・小売業	総数	737	5,844	3,136	30,567	663	7,185
	構成比(%)	22.9	19.0	25.5	21.1	27.3	22.9
金融・保険業	総数	49	413	202	4,350	28	870
	構成比(%)	1.5	1.3	1.6	3.0	1.2	2.8
不動産業、物品賃貸業	総数	238	647	893	4,152	104	508
	構成比(%)	7.4	2.1	7.3	2.9	4.3	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	総数	139	1,307	506	3,913	83	676
	構成比(%)	4.3	4.3	4.1	2.7	3.4	2.2
宿泊業、飲食サービス業	総数	399	3,096	1,545	15,238	256	2,915
	構成比(%)	12.4	10.1	12.6	10.5	10.5	9.3
生活関連サービス業、娯楽業	総数	366	2,001	1,224	8,836	222	1,925
	構成比(%)	11.4	6.5	9.9	6.1	9.1	6.1
教育、学習支援業	総数	220	3,356	653	11,251	151	2,327
	構成比(%)	6.8	10.9	5.3	7.8	6.2	7.4
医療、福祉	総数	390	5,805	1,129	20,832	205	4,165
	構成比(%)	12.1	18.9	9.2	14.3	8.4	13.3
複合サービス事業	総数	12	316	44	492	13	367
	構成比(%)	0.4	1.0	0.4	0.3	0.5	1.2
サービス業(他に分類されないもの)	総数	152	1,542	696	13,561	187	2,068
	構成比(%)	4.7	5.0	5.7	9.3	7.7	6.6

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

注2) 表中の「-」は該当数字がないもの、分母が0のため計算できないものである。

出典：「平成26年経済センサス基礎調査」（平成27年6月、総務省）

表 3-2-4 産業分類別事業所数及び従業者数（茨城県）

産業分類	市町	取手市		龍ヶ崎市		利根町	
		事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)
総数		3,297	31,561	2,614	28,037	423	2,701
農林漁業	総数	9	107	17	250	3	32
	構成比(%)	0.3	0.3	0.7	0.9	0.7	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	2	17	-	-	-	-
	構成比(%)	0.1	0.1	-	-	-	-
建設業	総数	319	1,584	256	1,572	67	299
	構成比(%)	9.7	5.0	9.8	5.6	15.8	11.1
製造業	総数	147	7,111	196	6,039	31	525
	構成比(%)	4.5	22.5	7.5	21.5	7.3	19.4
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	3	57	5	428	3	45
	構成比(%)	0.1	0.2	0.2	1.5	0.7	1.7
情報通信業	総数	21	153	10	34	6	17
	構成比(%)	0.6	0.5	0.4	0.1	1.4	0.6
運輸業、郵便業	総数	61	1,386	57	1,077	6	52
	構成比(%)	1.9	4.4	2.2	3.8	1.4	1.9
卸売・小売業	総数	841	6,175	663	5,733	114	568
	構成比(%)	25.5	19.6	25.4	20.4	27.0	21.0
金融・保険業	総数	58	683	27	373	4	25
	構成比(%)	1.8	2.2	1.0	1.3	0.9	0.9
不動産業、物品賃貸業	総数	213	610	164	520	11	33
	構成比(%)	6.5	1.9	6.3	1.9	2.6	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	総数	134	587	106	692	15	34
	構成比(%)	4.1	1.9	4.1	2.5	3.5	1.3
宿泊業、飲食サービス業	総数	418	2,510	319	2,521	24	87
	構成比(%)	12.7	8.0	12.2	9.0	5.7	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	総数	361	1,586	285	1,501	47	94
	構成比(%)	10.9	5.0	10.9	5.4	11.1	3.5
教育、学習支援業	総数	223	2,383	128	1,780	24	215
	構成比(%)	6.8	7.6	4.9	6.3	5.7	8.0
医療、福祉	総数	286	4,253	200	3,091	36	573
	構成比(%)	8.7	13.5	7.7	11.0	8.5	21.2
複合サービス事業	総数	21	281	10	334	2	10
	構成比(%)	0.6	0.9	0.4	1.2	0.5	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	総数	180	2,078	171	2,092	30	92
	構成比(%)	5.5	6.6	6.5	7.5	7.1	3.4

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

注2) 表中の「-」は該当数字がないもの、分母が0のため計算できないものである。

出典：「平成26年経済センサス基礎調査」（平成27年6月、総務省）

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地目別面積は、表 3-2-5 及び表 3-2-6 に示すとおりである。
我孫子市では宅地としての利用が最も多く 26.3%、次いでそのほかが 22.5%、田が 21.7%である。
一方、取手市では田としての利用が最も多く 29.0%、次いでそのほかが 23.4%、宅地が 19.2%である。

表 3-2-5 地目別土地利用面積（千葉県）

市・項目 地目	我孫子市		柏市		印西市	
	面積 (1000m ²)	構成比 (%)	面積 (1000m ²)	構成比 (%)	面積 (1000m ²)	構成比 (%)
田	9,391	21.7	13,978	12.2	33,916	27.4
畑	3,821	8.8	15,726	13.7	15,317	12.4
宅地	11,352	26.3	36,406	31.7	13,925	11.2
池沼	173	0.4	644	0.6	965	0.8
山林	1,699	3.9	7,819	6.8	18,618	15.0
牧場	-	-	-	-	594	0.5
原野	51	0.1	796	0.7	1,463	1.2
雑種地	6,973	16.1	10,826	9.4	19,073	15.4
その他	9,730	22.5	28,545	24.9	19,918	16.1
計	43,190	100.0	114,740	100.0	123,790	100.0

注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「千葉県統計年鑑（平成27年）」（平成28年3月、千葉県）

表 3-2-6 地目別土地利用面積（茨城県）

市・項目 地目	取手市		龍ヶ崎市		利根町	
	面積 (1000m ²)	構成比 (%)	面積 (1000m ²)	構成比 (%)	面積 (1000m ²)	構成比 (%)
田	20,316	29.0	24,186	30.8	11,544	46.4
畑	5,422	7.8	9,599	12.2	1,820	7.3
宅地	13,463	19.2	13,744	17.5	3,339	13.4
池沼	-	-	-	-	-	-
山林	1,579	2.3	6,602	8.4	604	2.4
牧場	-	-	-	-	-	-
原野	1,665	2.4	3,780	4.8	221	0.9
雑種地	11,122	15.9	4,339	5.5	812	3.3
その他	16,373	23.4	16,300	20.8	6,560	26.3
計	69,940	100.0	78,550	100.0	24,900	100.0

注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「平成26年茨城県統計年鑑」（茨城県ホームページ）

2. 都市計画の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及びその周囲の「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、表 3-2-7 及び図 3-2-1 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であり、北側の利根川沿いには公園・緑地が広がっている。我孫子市の市街化区域は対象事業実施区域の南側約 1km の地域に広がっており、主に第一種低層住居専用地域が広がる中、一般国道 356 号沿いには第一種住居地域、JR 成田線の湖北駅及び新木駅に近接する地域には商業地域が分布している。

表 3-2-7 都市計画(用途地域)の指定状況

区分		千葉県			茨城県		
		我孫子市	柏市	印西市	取手市	龍ヶ崎市	利根町
第1種低層 住居専用地域	面積 (ha)	928	2,698	598	412	370	151
	構成比 (%)	57.5	49.5	31.4	22.8	27.1	71.6
第2種低層 住居専用地域	面積 (ha)	3	17	-	41	7.8	2.4
	構成比 (%)	0.2	0.3	-	2.3	0.6	1.1
第1種中高層 住居専用地域	面積 (ha)	87	315	454	432	240	27
	構成比 (%)	5.4	5.8	23.8	23.9	17.6	12.8
第2種中高層 住居専用地域	面積 (ha)	17	15	32	152	158	0.0
	構成比 (%)	1.1	0.3	1.7	8.4	11.6	0.0
第1種 住居地域	面積 (ha)	391	1,286	178	316	186	24
	構成比 (%)	24.2	23.6	9.3	17.5	13.6	11.4
第2種 住居地域	面積 (ha)	30	206	109	95	158	1.9
	構成比 (%)	1.9	3.8	5.7	5.3	11.6	0.9
準住居地域	面積 (ha)	47	154	-	75	12	0.0
	構成比 (%)	2.9	2.8	-	4.1	0.9	0.0
近隣商業地域	面積 (ha)	52	92	91	79	65	6.0
	構成比 (%)	3.2	1.7	4.8	4.4	4.8	2.8
商業地域	面積 (ha)	16	85	55	28	11	0.0
	構成比 (%)	1.0	1.6	2.9	1.5	0.8	0.0
準工業地域	面積 (ha)	6	168	358	44	38	0.0
	構成比 (%)	0.4	3.1	18.8	2.4	2.8	0.0
工業地域	面積 (ha)	-	150	33	71	0.0	0.0
	構成比 (%)	-	2.8	1.7	3.9	0.0	0.0
工業専用地域	面積 (ha)	37	267	-	64	120	0.0
	構成比 (%)	2.3	4.9	-	3.5	8.8	0.0
合計		1,615	5,453	1,907	1,809	1,366	211

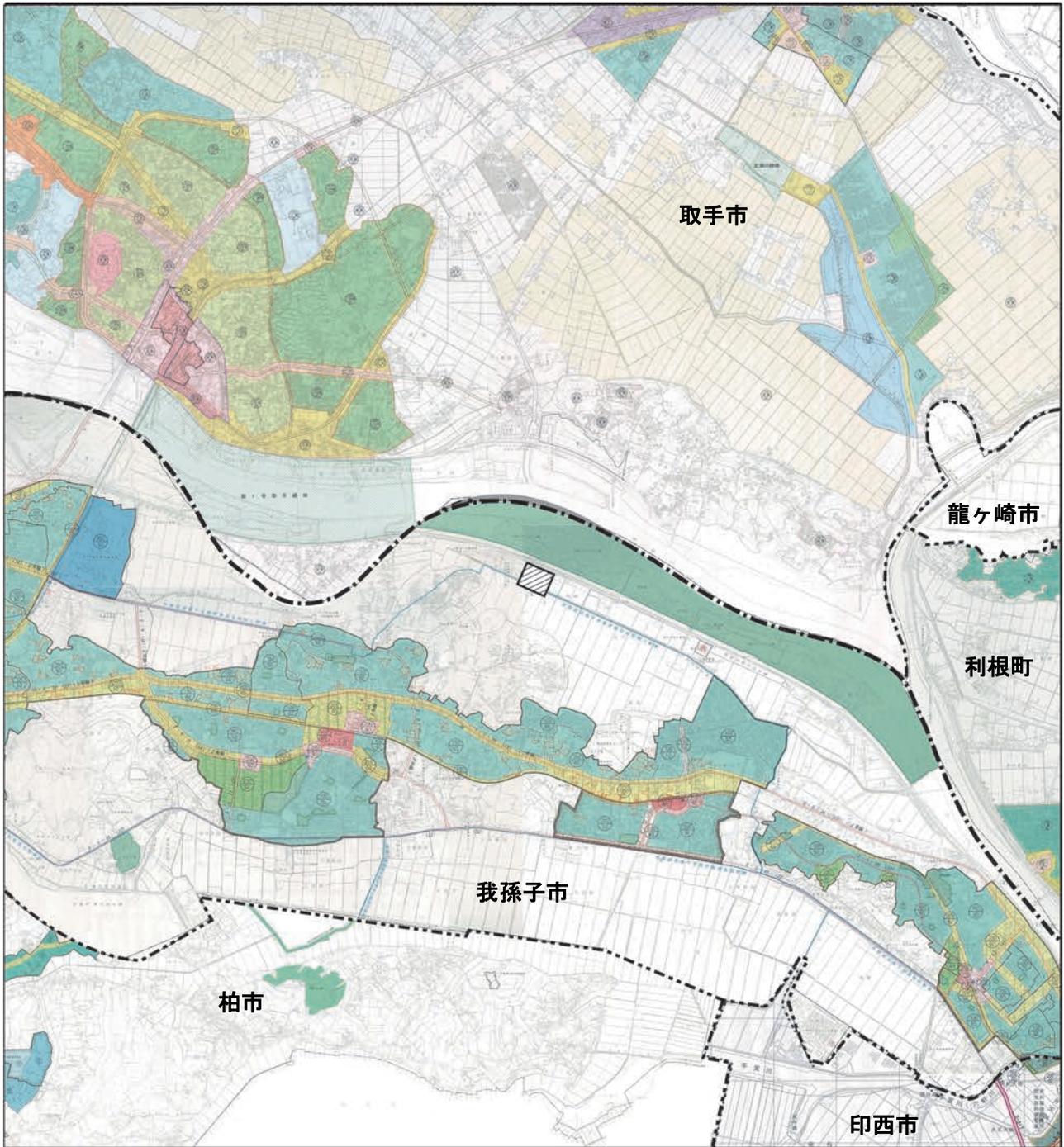
注 1) 千葉県の用途地域の指定状況は平成 25 年 1 月現在

注 2) 茨城県の用途地域の指定状況は平成 27 年 3 月現在

注 3) 構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「土地利用に関する都市計画」（千葉県ホームページ）

「区域区分・用途地域一覧」（平成 27 年 3 月、茨城県）



凡例 : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界

- | | | |
|---|---|--|
| <p>我孫子市</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域 商業地域 <p>柏市</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園・緑地 <p>印西市</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 第一種低層住居専用地域 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 <p>取手市</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 <p>利根町</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 | <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域 第一種高度地区 第二種高度地区 準防火地域 生産緑地地区 地区計画区域 土地区画整理事業施行地区（施行済） | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 公園 緑地 流域下水道幹線 下水道施設 汚物処理場 ごみ焼却場 行政サービスセンター |
|---|---|--|



1:50,000



図 3-2-1 都市計画図

出典：「我孫子市都市計画図」（平成 28 年 1 月、我孫子市）
「柏市都市計画図」（平成 28 年 4 月、柏市）
「印西市都市計画図」（平成 28 年 1 月、印西市）
「取手市都市計画図」（平成 28 年 7 月、取手市）
「龍ヶ崎市都市計画図」（平成 27 年 10 月、龍ヶ崎市）
「利根町都市計画図」（平成 25 年 2 月、利根町）

3-2-4 河川等の利用及び地下水の利用の状況

1. 上水道の利用の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及びその周囲の上水道の普及状況は、表 3-2-8 に示すとおりである。

我孫子市では、上水道の普及率は 94.9%である。「水道の水源」（我孫子市ホームページ）によると、我孫子市の水道の水源は、約 3 割が地下水、約 7 割は北千葉広域水道企業団からの浄水処理された水道用水を受水して賄っている。なお、「平成 27 年度水道用水供給事業年報」（北千葉広域水道企業団ホームページ）によると、北千葉広域水道用水事業の水源は江戸川である。

表 3-2-8 上水道普及状況

市町	項目	給水区域内総人口 (人)	現在給水人口 (人)			普及率 (%)
			上水道	専用水道	合計	
千葉県	我孫子市	131,070	124,426	0	124,426	94.9
	柏市	409,447	384,500	13,608	398,108	97.2
	印西市	91,519	73,126	1,425	74,551	81.5
茨城県	取手市	106,791	100,689	0	100,689	94.3
	龍ヶ崎市	78,730	59,563	0	59,883	76.1
	利根町	16,542	16,174	0	16,174	97.8

出典：「平成 26 年度千葉県の水道」（平成 28 年 3 月、千葉県）
 「平成 26 年度茨城県の水道」（平成 28 年 6 月、茨城県）

2. 河川等の利用状況

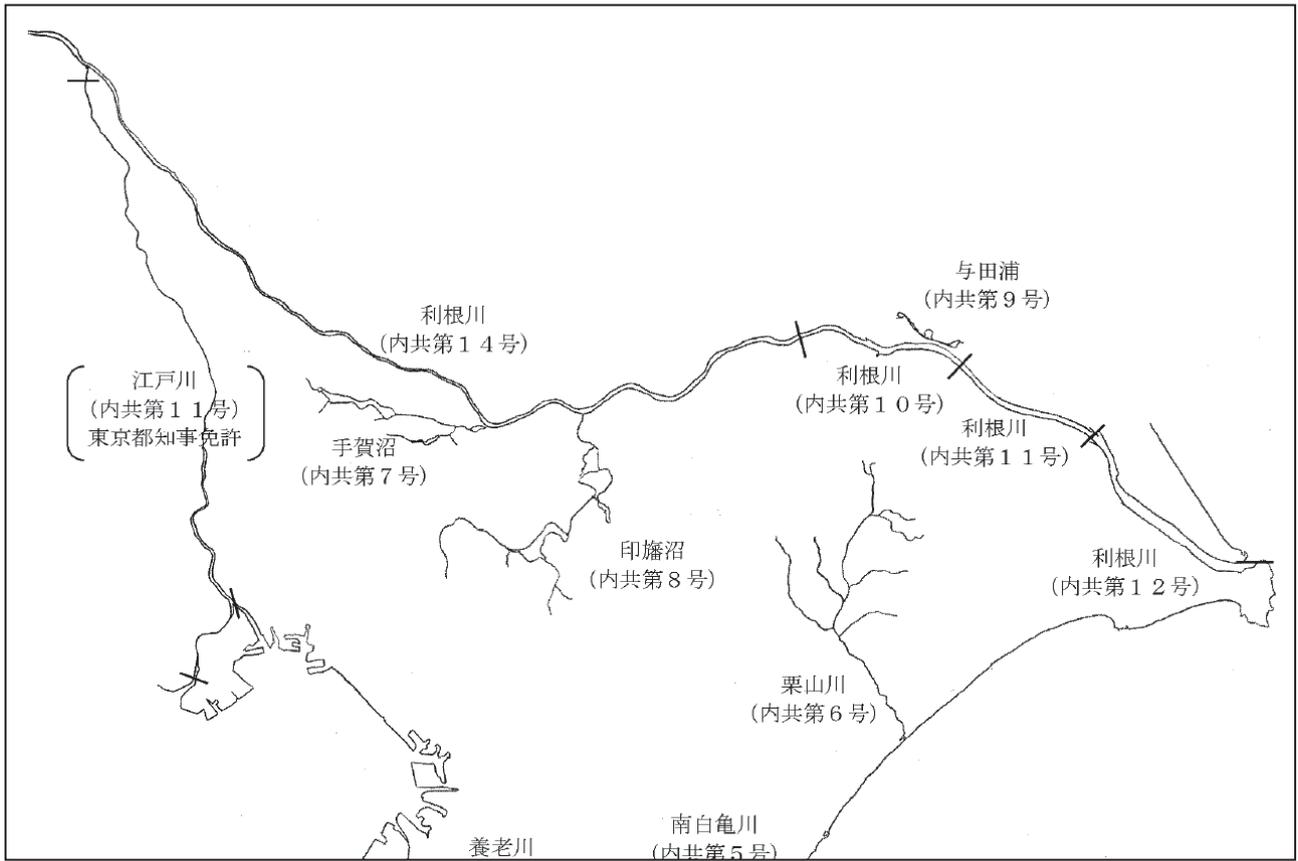
対象事業実施区域は利根川右岸に位置しており、利根川流域に含まれる。対象事業実施区域周辺は利根川からの灌漑区域であり、対象事業実施区域の南側約 3 km～4km に位置する利根川水系の手賀川、手賀沼においても農業用水の利水が行われている（「手賀沼とその流域とは」（千葉県ホームページ））。

利根川、手賀川及び手賀沼における漁業権の設定状況は、表 3-2-9 及び図 3-2-2 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-2-9 漁業権の状況

区分	免許番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称 及び漁業時期
共同漁業権	内共第 7 号 (手賀沼)	第 5 種	手賀沼 我孫子手賀沼	H. 25. 9. 1 から H35. 8. 31 まで	柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先（手賀沼及びその支派川）	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ (1/1～12/31)
	内共第 14 号 (利根川)	第 5 種	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	H25. 9. 1 から H35. 8. 31 まで	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先（利根川）	こい、ふな、うなぎ (1/1～12/31)

出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県）



出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成25年9月、千葉県）

図 3-2-2 漁業権漁場の位置

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市、隣接する柏市及び印西市は千葉県環境保全条例で地下水採取規制指定地域に指定されている。また、対象事業実施区域が位置する我孫子市に隣接する茨城県取手市、龍ヶ崎市及び利根町は茨城県地下水の採取の適正化に関する条例で指定地域に指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における平成26年度の用途別揚水量の内訳は、表3-2-10及び表3-2-11に示すとおりである。我孫子市では、水道用と農業用が主な用途であり、これらの用途で全体の約9割を占めている。

表 3-2-10 用途別揚水量の内訳（千葉県）

単位：m³/日

市町		項目	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計
千葉県	我孫子市		731	231	8,099	6,399	248	15,708
	柏市		6,403	2,911	23,177	8,607	996	42,094
	印西市		27	522	1,214	1,965	962	4,690

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

表 3-2-11 用途別揚水量の内訳（茨城県）

単位：m³/年

市町		項目	生活用水	工業用水	農業用水	その他	計
茨城県	取手市		14,872	13,731	0	0	28,603
	龍ヶ崎市		1,155	918,209	1,208,977	76,075	2,204,416
	利根町		0	0	0	0	0

出典：「茨城県における、用途別揚水量の統計データ（市町村別）」（茨城県 企画部・土地計画課）

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺地域の自動車交通量は表 3-2-12 に、交通網及び自動車交通量調査地点は図 3-2-3 にそれぞれ示すとおりである。

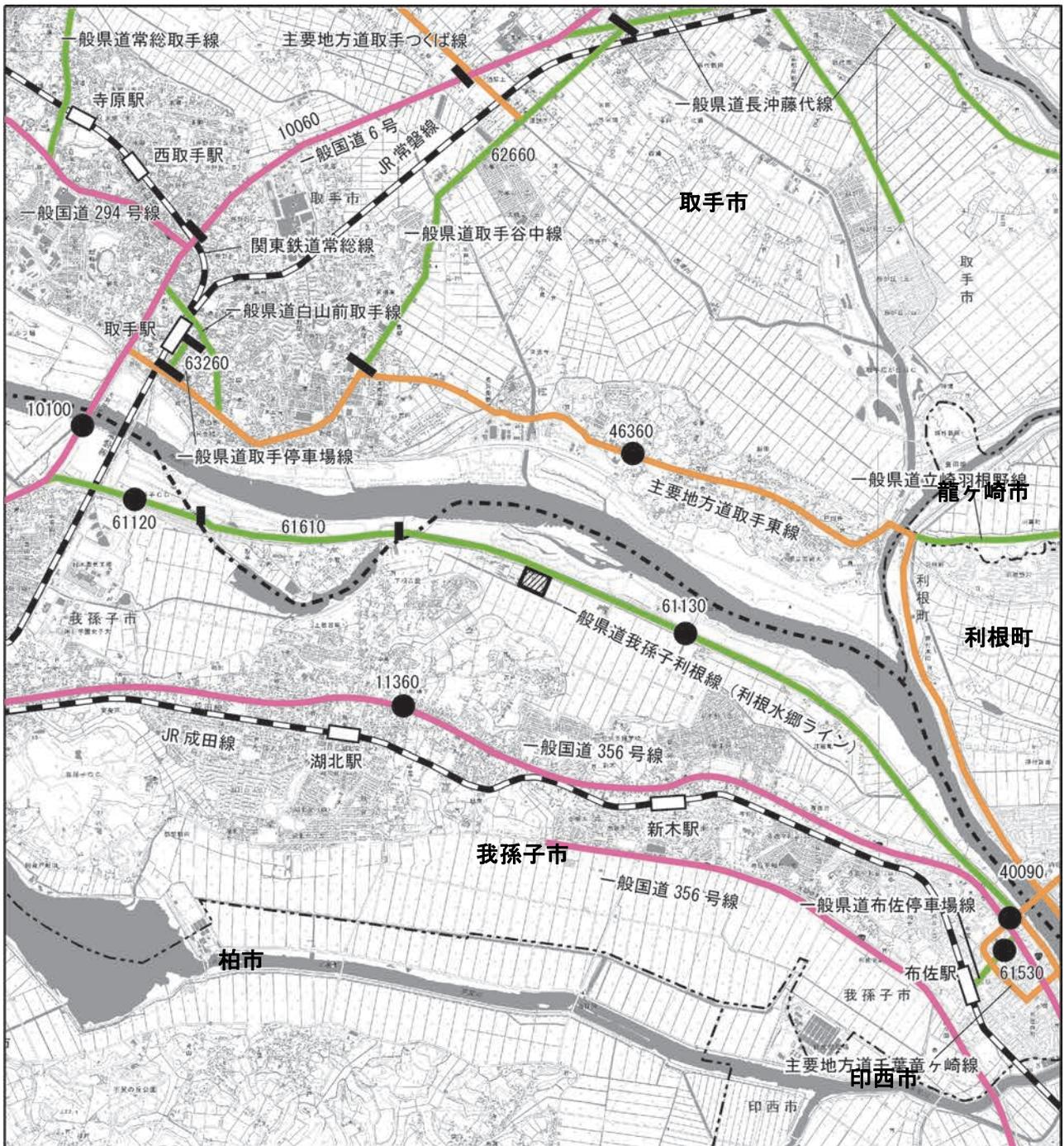
対象事業実施区域周辺では、平成 22 年度の平日に交通量調査が行われている。平成 22 年度平日の 12 時間自動車交通量は、対象事業実施区域に隣接する一般県道我孫子利根線の 61130 地点では 11,025 台、昼間 12 時間大型車混入率は 27.6%である。

表 3-2-12 自動車交通量（平成 22 年度、平日）

調査単位区間番号	路線名	観測地点名	時間区分	自動車交通量			昼間 12 時間大型車混入率 (%)
				小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	
10100	一般国道 6 号	我孫子市青山 877	12 時間	20,203	9,332	29,535	31.6
			24 時間	28,583	15,145	43,728	
11360	一般国道 3 5 6 号	我孫子市中峠 1395	12 時間	8,193	462	8,655	5.3
40090	千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐 2373	12 時間	14,560	2,028	16,588	12.2
61120	我孫子利根線	我孫子市中峠	12 時間	10,076	3,231	13,307	24.3
61130	我孫子利根線	我孫子市新木	12 時間	7,980	3,045	11,025	27.6
61530	布佐停車場線	我孫子市布佐 2773	12 時間	1,489	122	1,611	7.6
10060	一般国道 6 号	-	12 時間	33,042	7,650	40,692	18.8
			24 時間	46,328	14,710	61,038	
40360	取手東線	茨城県取手市小文間	12 時間	12,434	996	13,430	7.4
61610	我孫子利根線	-	12 時間	8,873	3,677	12,550	29.3
			24 時間	12,065	4,125	16,190	
62660	取手谷中線	-	12 時間	6,389	503	6,892	7.3
			24 時間	8,142	749	8,891	
63260	取手停車場線	-	12 時間	6,196	488	6,684	7.3
			24 時間	8,057	632	8,689	

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である

出典：「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」（平成 23 年 9 月、国土交通省）



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|---------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 国道 |
|  | : 県界 |  | : 主要地方道 |
|  | : 市町界 |  | : 県道 |
|  | : 交通量調査地点 |  | : 鉄道 |



1:50,000



図 3-2-3 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

出典：「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」
(平成 23 年 9 月、国土交通省)

2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の駅別平均乗車人員は表 3-2-13 に、鉄道の状況は図 3-2-3 に示したとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅は JR 成田線の湖北駅で、平成 26 年度の平均乗車人数は 4,039 人/日である。

表 3-2-13 駅別平均乗車人員等

路線	駅名	種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
JR 成田線	湖北駅	乗車人数	4,184	3,923	4,007	4,058	4,039
	新木駅	乗車人数	2,958	2,905	2,919	2,951	2,855
	布佐駅	乗車人数	3,669	3,679	3,545	3,442	3,334
JR 常磐線	取手駅	乗車人数	29,563	28,315	27,768	27,901	27,410
関東鉄道 常総線	取手駅	乗降人数	12,250	11,534	11,540	11,365	10,666
	西取手駅	乗降人数	2,160	2,088	2,169	2,206	2,549
	寺原駅	乗降人数	1,949	1,925	1,932	1,944	1,890

出典：「平成 22～27 年千葉県統計年鑑」（千葉県ホームページ）

「平成 23～27 年版「統計とりで」（取手市役所政策推進部政策推進課）

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周辺の教育施設の状況は表 3-2-14(1)～(2)に、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は表 3-2-15(1)～(2)に、配慮が特に必要な施設の位置は図 3-2-4(1)～(2)にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの教育施設としては、南側約 1km に我孫子市立湖北中学校が、病院としては南東側約 2.4km に医療法人社団創造会平和台病院が、福祉施設としては西側約 500m に老人デイサービスセンターの介護老人保健施設我孫子ロイヤルケアセンターが、南東約 500m に特別養護老人ホームの和楽園が位置している。

表 3-2-14(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
幼稚園	我孫子市	1	湖北白ばら幼稚園	中峠村下 1-2
		2	湖北台幼稚園	湖北台 8-10-2
		3	若草幼稚園	中里 515
		4	わだ幼稚園	布佐 1275
		5	布佐台幼稚園	布佐 1849
	取手市	6	チューリップ第二幼稚園	吉田 13-1
		7	チューリップ幼稚園	取手 3-6-27
		8	取手幼稚園	井野団地 1-2
		9	白山幼稚園	白山 2-9-7
		10	光風台幼稚園	光風台 1-2-1
		11	認定こども園たかさごスクール取手	井野 3-16-1
		12	認定こども園みどりが丘幼稚園	本郷 4-10-7
小学校	我孫子市	1	我孫子第二小学校	下ヶ戸 610
		2	湖北小学校	中里 95
		3	布佐小学校	布佐 1217
		4	湖北台西小学校	湖北台 8-17-1
		5	湖北台東小学校	湖北台 4-3-1
		6	新木小学校	新木 1460
		7	布佐南小学校	布佐平和台 5-1-1
	柏市	8	手賀東小学校	手賀 479-7
	取手市	9	取手小学校	東 5-3-1
		10	白山小学校	白山 2-3-18
		11	取手東小学校	吉田 400
		12	寺原小学校	井野台 5-14-1
		13	六郷小学校	清水 373-1
		14	宮和田小学校	藤代南 3-11-1
		15	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1

表 3-2-14(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
中学校	我孫子市	1	湖北中学校	古戸 300
		2	布佐中学校	布佐 1301
		3	湖北台中学校	湖北台 6-9-1
	取手市	4	取手第一中学校	吉田 470
		5	取手第二中学校	寺田 5147
		6	藤代南中学校	中田 880
高等学校	我孫子市	1	我孫子東高等学校	新々田 172
		2	中央学院高等学校	都部 765
	取手市	3	取手第一高等学校	台宿 2-4-1
		4	取手第二高等学校	東 2-5-1
		5	取手松陽高等学校	小文間 4770
		6	藤代高等学校	毛有 640
大学	我孫子市	1	川村学園女子大学	下ヶ戸 1133
特別支援学校	我孫子市	1	我孫子特別支援学校	新木字大山下 1685
		2	湖北特別支援学校	日秀 70
専修学校	取手市	3	成田つくば航空専門学校	取手西野 1842
		4	取手歯科衛生専門学校	台宿 2-3136-8
		5	やよいファッション専修学校	取手 1-11-10
		6	東海学院文化教養専門学校	井野台 1-22-14

出典：「私立幼稚園名簿（我孫子市）」（千葉県ホームページ）

「平成 28 年版教育便覧」（千葉県ホームページ）

「県内の私立学校情報一覧」（茨城県ホームページ）

「平成 28 年度県内市町村等教育委員会・学校データ」（平成 28 年 5 月、茨城県）

「保健医療福祉施設等一覧」（平成 28 年 4 月、茨城県）

表 3-2-15(1) 環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分	市町	No.	施設名	住所
病院 ・診 療所	我孫子市	1	医療法人社団創造会 平和台病院	布佐 834-28
		2	医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院	柴崎 1300
	取手市	3	取手中央病院	本郷 3-2-1
		4	東取手病院	井野 246
		5	JA とりで総合医療センター	本郷 2-1-1
		6	あおぞら診療所	新町 3-13-11
		7	かんの産婦人科クリニック	藤代 1076
福祉 施設	我孫子市	特別養護老人ホーム		
		1	アクイール	岡発戸 1498
		2	久遠苑	日秀 208-3
		3	アコモード	布佐 1559-2
		4	和楽園	中峠 2473
		老人福祉センター		
		5	我孫子市老人福祉センター つつじ荘	中峠 2607
		老人デイサービスセンター		
		6	デイサービス創	青山 875
		7	あずみ苑我孫子	柴崎 1261-7
		8	デイサービスれもん	下ヶ戸 227-1
		9	デイサービスセンター下ヶ戸	下ヶ戸 1820-3
		10	デイサービスおれんじ	中峠台 39-2
		11	だんらんの家 中峠	中峠 3825-34
		12	デイサービス あっふる	中峠 1604-40
		13	平和の里 ケアステーションこほく	中峠 2964-1
		14	介護老人保健施設我孫子ロイヤルケアセンター	中峠 2614
		15	湖北台 ケアガーデンワカバ	湖北台 10-9-21
		16	ツクイあびこ湖北台	湖北台 6-1-9
		17	リハビリデイサービスわた屋湖北場所	湖北台 1-14-1-1F
		18	デイサービスすばいす	湖北台 5-5-3
		19	デイサービス桜花乃郷湖北の家	湖北台 2-12-18
		20	デイホーム四季の家	湖北台 1-8-10
		21	デイサービスあき	中里 676-11
		22	デイサービスセンターあらかのお家	新木字東台 1454-2
		23	リハビリ型デイサービスあびこ 式番館	新木 1962 田口ビル 101
		24	デイサービス虎	南新木 1-6-3
		25	デイサービスルーチェ	南新木 1-28-3
		26	宅老所虹の家	新木野 3-32-15
		27	介護老人保健施設エスパーロ	布佐 834-28
28	平和の里 ケアステーションふさ	布佐 2198		
29	和ぐみデイサービス布佐	布佐 2641-1		
30	デイサービスたんぼぼ	新々田 78-6		

表 3-2-15(2) 環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分	市町	No.	施設名	住所	
福祉施設	取手市	特別養護老人ホーム			
		31	水彩館	小文間 5720-1	
		32	ルロシェ	神浦 646	
		老人デイサービスセンター			
		33	ご長寿くらぶ取手駒場デイサービスセンター	駒場 3-9-55-1	
		34	デイ・アクティブホーム 潤 取手	駒場 3-12-8	
		35	デイサービスはるか	寺田 6357 マツザキビル1階1号室	
		36	デイサロン・とりでケア	本郷 1-31-15	
		37	ニチイケアセンター取手新町	新町 3-13-6	
		38	デイサービス 奏で 取手店	井野台 2-5-38	
		39	よりみち	桑原 6-3	
		40	ツクイ 取手井野	井野 2-6-29	
		41	井野ケアサービスセンター	井野団地 3-19-101	
		42	デイサービス ケアパーク	台宿 2-28-38	
		43	リハビリデイ取手東	東 6-72-24	
	44	エルスリー茨城取手	谷中 550-8		
	短期入所施設				
	45	介護老人保健施設はあとぴあ	井野 253		
		利根町	老人デイサービスセンター		
	46		デイサービス ほんのり	羽根野 800-66	
保育所	我孫子市	1	布佐宝保育園	布佐 2318	
		2	禮和保育園	布佐 1857-10	
		3	双葉保育園	新木野 1-2-28	
		4	湖北保育園	中峠 1423	
		5	つばめ保育園	中峠 3047-1	
		6	柏鳳保育園	中峠台 30-9	
		7	湖北台保育園	湖北台 3-1-16	
		8	恵愛保育園	湖北台 8-17-9	
		9	慈紘保育	湖北台 3-13-13	
		10	川村学園女子大学附属保育園	下ヶ戸 997-2	
		取手市	11	吉田保育所	青柳 413-2
	12		舟山保育所	井野団地 3-10	
	13		白山保育所	白山 5-16-8	
	14		取手保育園	白山 2-9-28	
	15		ふたば保育園	東 2-7-9	
	16		たちばな保育園	米田 259-1	
図書館	我孫子市	1	我孫子市民図書館湖北台分館	湖北 9-3-6	
		2	我孫子市民図書館布佐分館	新々田 109-1	
	取手市	3	取手図書館	取手 1-12-16	

注1) 診療所は、有床の入院施設を持つものを扱っている。

注2) 調査対象とした福祉施設は、「老人福祉法」第5条の三で規定されている老人福祉施設である。

注3) 同一敷地内で異なる福祉事業を運営する福祉施設がある場合は代表する福祉事業を記載している。

出典：「病院名簿」（平成28年9月、千葉県）

「千葉県 社会福祉施設等一覧」（平成28年10月、健康福祉指導課企画情報班）

「ちば福祉ナビ」（千葉県ホームページ）

「西部エリアの公共図書館一覧」（千葉県立図書館ホームページ）

「茨城県病院一覧」（茨城県ホームページ）

「保健医療福祉施設等一覧」（平成28年4月、茨城県）

「竜ヶ崎保健所管内医療機関等一覧」（茨城県ホームページ）

「介護サービス事業所一覧」（茨城県ホームページ）

「茨城県内公共図書館一覧」（茨城県立図書館ホームページ）



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|---------------------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 幼稚園 |
|  | : 県界 |  | : 小学校 |
|  | : 市町界 |  | : 中学校 |
| | |  | : 高等学校 |
| | |  | : 大学 |
| | |  | : 特別支援学校
/ 専修学校等 |



1:50,000



出典: 「平成 28 年度版 教育便覧」(千葉県ホームページ)
「私立幼稚園名簿(我孫子市)」(千葉県ホームページ)
「平成 28 年度県内市町村等教育委員会・学校データ」(平成 28 年 5 月、茨城県)
「県内の私立学校情報一覧」(茨城県ホームページ)
「保健医療福祉施設等一覧」(平成 28 年 4 月、茨城県)

図 3-2-4(1) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 病院 / 診療所 |
|  | : 県界 |  | : 保育所 |
|  | : 市町界 |  | : 老人福祉施設 |
| | |  | : 図書館 |



1:50,000



出典：「病院名簿」（平成 28 年 9 月、千葉県）
 「千葉県社会福祉施設等一覧」（平成 28 年 10 月、健康福祉指導課企画情報班）
 「ちば福祉ナビ」（千葉県ホームページ）
 「西部エリアの公立図書館」（千葉県立図書館ホームページ）
 「保健医療福祉施設等一覧」（平成 28 年 4 月、茨城県）
 「竜ヶ崎保健所管内医療機関一覧」（茨城県ホームページ）
 「茨城県病院一覧」（茨城県ホームページ）
 「茨城県内公立図書館一覧」（茨城県立図書館ホームページ）
 「介護サービス事業所一覧」（茨城県ホームページ）

図 3-2-4(2) 環境保全への配慮を要する施設(病院・福祉施設等)

3-2-7 下水道の整備の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及びその周囲の公共下水道の普及状況は、表 3-2-16 に示すとおりである。

我孫子市では、公共下水道の整備率（面積比）は 54.6%、普及率（人口比）は 82.3%である。

表 3-2-16 公共下水道普及状況

項目 市町	行政区域		全体計画 面積 (ha)	汚水整備 面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
我孫子市	4,315	133.0	2,334	1,274	109.5	54.6	82.3
柏市	11,474	406.8	7,360	4,521	363.2	61.4	89.3
印西市	12,379	93.5	2,952	1,763	75.7	59.7	80.9
取手市	6,996	109.6	3,761	-	77.0	53.8	70.5
龍ヶ崎市	7,820	80.3	1,862.8	-	65.4	23.8	82.8
利根町	2,490	17.0	805	-	14.8	32.3	87.0

出典：「千葉県統計年鑑(平成 27 年)」(千葉県ホームページ)

「平成 27 年度茨城の下水道 よみがえる水」(平成 28 年 4 月、茨城県)

「いばらぎの土地」(平成 28 年 3 月、茨城県企画部 水・土地計画課)

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

公害防止に係る法令等による基準等は、次のとおりである。

(1) 大気

① 大気の汚染に係る環境基準等

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-17(1)～(2)に示すとおりである。また、「大気汚染防止法」の有害大気汚染物質対策による「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」は表 3-2-18 に、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針による目標環境濃度」は表 3-2-19 に示すとおりである。

表 3-2-17(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値)を、環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	・長期基準に対応した環境基準達成状況は、1 年平均値を環境基準と比較して評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況は、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値)を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	[短期的評価] 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

表 3-2-17(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-18 環境中の有害大気汚染物質による

健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
水銀	1年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi0.15mg/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m ³ 以下であること。

表 3-2-19 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針による目標環境濃度

物質	環境上の条件
塩化水素	目標環境濃度：0.02ppm

② 大気汚染に係る規制基準等

「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉に関する規制基準は、以下に示すとおりである。

ア. 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、以下の式により算出した硫黄酸化物の量を限度とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 (m³_N/h)

He : 補正された排出高の高さ (m)

K : 地域によって異なる値

なお、対象事業実施区域が位置する我孫子市は、K値=9.0が適用される地域である。

イ. ばいじん及び有害物質

ばいじん及び有害物質の排出基準には、千葉県全域に適用する「一般排出基準」と地域を指定した「上乗せ基準」が定められている。対象事業実施区域が位置する我孫子市は、上乗せ基準適用地域外である。

廃棄物焼却炉に係る一般排出基準は、表 3-2-20 及び表 3-2-21 に示すとおりである。

表 3-2-20 廃棄物焼却炉におけるばいじんの一般排出基準

施設の種類	廃棄物の処理能力 (t/時)	排出基準 (g/m ³)		On
		～H10. 6. 30 設置	H10. 7. 1 以後設置	
廃棄物 焼却炉	4 以上	0. 08	0. 04	12
	2 以上 4 未満	0. 15	0. 08	
	2 未満	0. 25	0. 15	

備考

- 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$
 C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)
 0n : 標準酸素濃度 (%)
 0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。)
 Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808 による。)
 なお、標準酸素濃度 0n が 0s の施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C=C_s とする。
- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

表 3-2-21 廃棄物焼却炉における有害物質（塩化水素）の一般排出基準

施設の種類	物質の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物 焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする (廃棄物焼却炉に限る。)

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107 による)

備考

- 当該有害物質の濃度には、すすの掃除を行う場合においてやむを得ず排出される有害物質 (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 有害物質の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

ウ. 窒素酸化物

窒素酸化物の廃棄物焼却炉に係る排出基準は、表 3-2-22 に示すとおりである。

表 3-2-22 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類	排出ガス量 (万 m ³ N/時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	450 (On=12%)	昭和 58 年 8 月 10 日以降
	4 未満		
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250 (On=12%)	
	4 未満	700 (On=12%)	
上記 2 項以外の廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250 (On=12%)	
	4 未満		

注) 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする(濃度が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の濃度とする。)

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C: 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0s: 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする。)

0n: 標準酸素濃度 (%)

Cs: 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104 による。) $C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$

エ. ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出基準は、特定施設の種類、規模、設置年月日によって決められている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は、表 3-2-23 に示すとおりである。

表 3-2-23 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準

施設の種類	焼却能力 (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)		On
		新設 (H12.1.15 以後設置)	既設 (~ H12.1.14 設置)	
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上又は 焼却能力 50kg/時以上)	4 以上	0.1	1	12
	2~4 未満	1	5	
	2 未満	5	10	

注) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C: ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

0n: 標準酸素濃度 (12%)

0s: 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。)

Cs: 排出ガス中のダイオキシン類の実測値 (ng-TEQ/m³N)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-24～表 3-2-29 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係る環境基準は表 3-2-30 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-31 に、「要監視項目及び指針値」は表 3-2-32～表 3-2-34 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-2-24 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-25 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）その1

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-26 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）その2

項目 種類	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生 物 A の欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場と して特に保全が必要な 水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域 のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚子の 生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 3-2-27 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その1

項目 類型	利用目的の適 応性	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-28 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その2

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及び Ⅴの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注3) 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-29 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その3

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生 物 A の欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な 水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域 のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

表 3-2-30 ダイオキシン類の水質に係る環境基準

物質	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水の水底の底質について適用する。

表 3-2-31 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3-2-32 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目：公共用水域）

項 目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

表 3-2-33 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目：地下水）

項 目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1、2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

表 3-2-34 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目：公共用水域）

項 目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特 A	0.006mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
		生物特 B	3mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8mg/L 以下
		生物特 A	0.8mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
		生物特 B	0.01mg/L 以下
	海水域	生物 A	2mg/L 以下
		生物特 A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1mg/L 以下
		生物特 A	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
		生物特 B	1mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3mg/L 以下
		生物特 A	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001mg/L 以下
		生物特 A	0.0007mg/L 以下
		生物 B	0.004mg/L 以下
		生物特 B	0.003mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009mg/L 以下
		生物特 A	0.0004mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 A	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.02mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1mg/L 以下
		生物特 A	0.1mg/L 以下
2, 4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03mg/L 以下
		生物特 A	0.003mg/L 以下
		生物 B	0.03mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下

② 水質汚濁に係る規制基準等

「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」に基づく廃棄物焼却炉等に関する規制基準は、以下に示すとおりである。

ア. 有害物質に係る排水基準

「水質汚濁防止法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」に基づく排水基準は、表 3-2-35 に示すとおりである。

表 3-2-35 有害物質に係る排水基準

項 目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L*
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注) ※は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

イ. 有害物質以外に係る排水基準

一般廃棄物処理施設等に関する有害物質以外に係る排水基準は、表 3-2-36 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及び近接する地域は第 2 種水域の地域に含まれている。

表 3-2-36 有害物質以外に係る排水基準

項目	許容限度	備考
水素イオン濃度 (pH)	5.0 以上 9.0 以下	海域に排出されるもの
	5.8 以上 8.6 以下	海域以外に排出されるもの
生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び 化学的酸素要求量 (COD) ※2	20mg/L	500m ³ /日未満
	10mg/L	500m ³ /日以上
浮遊物質	40mg/L	500m ³ /日未満
	20mg/L	500m ³ /日以上
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3mg/L	500m ³ /日未満
	2mg/L	500m ³ /日以上
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	5mg/L	500m ³ /日未満
	3mg/L	500m ³ /日以上
フェノール類含有量	0.5mg/L	-
亜鉛含有量	1mg/L	-
銅含有量	1mg/L	-
溶解性鉄含有量	5mg/L	500m ³ /日未満
	1mg/L	500m ³ /日以上
溶解性マンガン含有量	5mg/L	500m ³ /日未満
	1mg/L	500m ³ /日以上
クロム含有量	0.5mg/L	-
大腸菌群類	3,000 個/cm ²	-

注 1) 上乗せ基準は、排水量が 30m³ 以上の特定事業場について適用する。

注 2) 生物化学的酸素要求量についての上乗せ基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ基準は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

ウ. ダイオキシン類に係る排水基準

廃棄物焼却炉等に関するダイオキシン類に係る排水基準は、表 3-2-37 に示すとおりである。

表 3-2-37 ダイオキシン類に係る排水基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

エ. 特定地下浸透水の浸透の禁止

「水質汚濁防止法」に基づく「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）は、表 3-2-38 に示すとおりである。

表 3-2-38 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）

項 目	要件 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
シアン化合物	0.1
有機燐化合物	0.1
鉛及びその化合物	0.005
六価クロム化合物	0.04
砒素及びその化合物	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
ほう素及びその化合物	0.2
ふっ素及びその化合物	0.2
アンモニア、アンモニア化合物	0.7
亜硝酸化合物	0.2
硝酸化合物	0.2
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005

注 1) 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、この表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

注 2) 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は全有害物質使用特定事業場に適用される。

③ 浄化槽に係る基準

「浄化槽法」に基づく放流水の水質に係る技術上の基準は、表 3-2-39 に示すとおりである。

表 3-2-39 浄化槽からの放流水に係る水質基準

項 目	基 準
BOD	20mg/L 以下
BOD 除去率	90%以上

(3) 土壌

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3-2-40 及び表 3-2-41 に示すとおりである。なお、環境基準の項目については、1,4-ジオキサン（検液 1L につき 0.05mg 以下であること）及びクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）（検液 1L につき 0.002mg 以下であること）が追加される予定（平成 29 年 4 月 1 日施行）である。

表 3-2-40 土壌汚染に係る環境基準

項 目	要件 (mg/L)
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 3-2-41 ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1) 廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

注 2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(4) 地盤沈下

地盤沈下防止のための地下水採取規制は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づいて指定されている。

地下水採取の許可の概要は、表 3-2-42 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域が位置する我孫子市は、千葉県環境保全条例で地下水採取規制指定地域に指定されている。

表 3-2-42 地下水採取の許可の概要

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市（国道 14 号線及び 16 号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道 16 号線以西）、浦安市、袖ヶ浦市（国道 16 号線以西）	工業用（工業とは製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業及びガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が 6 平方センチメートルを超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市	建築物用（冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの）	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く。）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る。）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-43 及び表 3-2-44 に示すとおりである。

表 3-2-43 騒音に係る環境基準（一般地域）

単位：デシベル

地域の類型	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注) 地域の類型

- A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-2-44 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：デシベル

地域の類型	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
A 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域、及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下

注 1) 幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路を示す。

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

② 騒音に係る規制基準等

ア. 工場・事業場の騒音

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、工場・事業場等の騒音について「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定施設、規制地域及び規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-45 及び表 3-2-46 に示すとおりである。

表 3-2-45 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	55	50
第4種区域	70	65	55

- 注1) 第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域
 第2種区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第1特別地域を除く）、第2特別地域
 第4種区域：工業地域、工業専用地域（第1・第2特別地域を除く）
- 注2) 第1特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域をいう。
- 注3) 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50m以内の地域をいう。
- 注4) 第2種区域、第3種区域、第4種区域の地域内に存する学校、保育所、病院、収容施設を有す療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

表 3-2-46 我孫子市環境条例に基づく特定施設に係る騒音の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	55	50
第4種区域	70	65	55
その他の地域	60	55	50

- 注1) 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域：騒音規制法に基づく規制基準の区分と同じその他の地域：上記以外の地域
- 注2) その他の地域で、市長が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に相当するものと認めて別に告示するものについては、第1種低層住居専用地域、第2種低層専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。
- 注3) 第2種区域、第3種区域、第4種区域の地域内に存する学校、保育所、病院、収容施設を有す療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

イ. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度については、「騒音規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する我孫子市における要請限度は、表 3-2-47 に示すとおりである。

表 3-2-47 自動車騒音の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注) 区域の区分

- a：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- b：第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域、準住居地域、第 1 特別地域（準工業地域、工業地域及び工場のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域）、市街化調整区域の一部
- c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

ウ. 建設作業の騒音

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、建設作業の騒音について「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定建設作業、規制地域及び規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-48 及び表 3-2-49 に示すとおりである。

表 3-2-48 騒音規制法による特定建設作業規制基準

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機 又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい 抜き機を除く）を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用い るものであって原動機の定格出力が 15kw 以上のもの）を使用する作業
5	コンクリートプラント（混練機の混練容 量が 0.45m ³ 以上）又はアスファルトプ ラント（混練機の混練重量が 200 kg 以 上）を設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業
7	トラクターショベルを使用する作業
8	ブルドーザーを使用する作業

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間 に関する基準*	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第 1 号区域	85 デシベル	7 時～19 時の 時間内である こと	1 日 10 時間 を超えないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜・休日 でないこと
第 2 号区域		6 時～22 時の 時間内である こと	1 日 14 時間 を超えないこと		
適用除外	-	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)	イ)ロ)	イ)ロ)	イ)ロ)ハ)ト)チ)

注 1) 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域・工業専用地域のうち学校、病院の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：騒音規制法の区域区分である第 4 種区域のうち学校、病院の周囲 80m 以外の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ)災害非常事態緊急作業、ロ)生命身体危険防止作業、ハ)鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ)道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ)道路交通法による使用許可条件に夜間指定、ヘ)変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、ト)道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ)道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

表 3-2-49 我孫子市環境条例による特定建設作業騒音規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機（ブレーカーを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
7	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
8	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。
10	振動ローラーを使用する作業	

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業ができない時間	1日あたりの作業時間*	同一場所における作業時間	日曜・休日における作業
指定区域	85 デシベル	19時～7時	10時間	連続6日	禁止
適用除外	-	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)	イ)ロ)	イ)ロ)	イ)ロ)ハ)ト)チ)

注 1) 指定区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等その他の地域のうち学校、病院等の周囲 80m 以内の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ) 災害非常事態緊急作業、ロ) 生命身体危険防止作業、ハ) 鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ) 道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ) 道路交通法による使用許可条件に夜間指定、ヘ) 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、ト) 道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ) 道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

(6) 振動

① 振動に係る規制基準等

ア. 工場・事業場の振動

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、工場・事業場等の振動について「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定施設、規制地域及び規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-50 及び表 3-2-51 に示すとおりである。

表 3-2-50 振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注1) 第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注2) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

表 3-2-51 我孫子市環境条例に基づく特定施設に係る振動の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60
その他の地域	60	55

注1) 第1種区域、第2種区域：振動規制法に基づく規制基準の区分と同じ

その他の地域：上記以外の地域

注2) その他の7地域で、市長が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に相当するものと認めて別に告示するものについては、第1種低層住居専用地域、第2種低層専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。

注3) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

イ. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度については、「振動規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する我孫子市における要請限度は、表 3-2-52 に示すとおりである。

表 3-2-52 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65以下	60以下
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70以下	65以下

ウ. 建設作業の振動

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、建設作業の振動について「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定建設作業、規制地域及び規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-53 及び表 3-2-54 に示すとおりである。

表 3-2-53 振動規制法による特定建設作業規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
2	くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
3	くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打ちくい抜機を除く。
4	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
5	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
6	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準*	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75 デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		
適用除外	-	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)	イ)ロ)	イ)ロ)	イ)ロ)ハ)ハ)ト)チ)

注1) 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、病院の周囲80m以内の区域

第2号区域：工業地域のうち学校、病院の周囲80m以外の区域

注2) 適用除外の場合とは、イ)災害非常事態緊急作業、ロ)生命身体危険防止作業、ハ)鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ)道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ)道路交通法による使用許可条件に夜間指定、ヘ)変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、ト)道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ)道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

表 3-2-54 我孫子市環境条例による特定建設作業振動規制基準

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業
3	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
4	舗装版破碎機を使用する作業
5	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業
6	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
7	振動ローラーを使用する作業

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業ができない時間	1日あたりの作業時間*	同一場所における作業時間	日曜・休日における作業
指定区域	75 デシベル	19時～7時	10時間	連続6日	禁止
適用除外	-	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)	イ)ロ)	イ)ロ)	イ)ロ)ハ)へ)ト)チ)

注 1) 指定区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等その他の地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ)災害非常事態緊急作業、ロ)生命身体危険防止作業、ハ)鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ)道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ)道路交通法による使用許可条件に夜間指定、ヘ)変電所変更工事に従事者生命身体安全確保作業、ト)道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ)道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

(7) 悪臭

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、「悪臭防止法」に基づき臭気指数による規制基準を定めている。

「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表 3-2-55 に示すとおりである。

表 3-2-55 悪臭に係る規制基準（臭気指数）

地域の区分	敷地境界 (第 1 号規制)	気体排出口 (第 2 号規制)	排水 (第 3 号規制)
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	12	第 1 号規制に基づく計算値 (計算式省略)	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域	13	同上	29
工業地域、工業専用地域	14	同上	30

2. 自然環境保全関係法令等

自然環境保全等に係る法令の指定及び指定の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園の指定地域は分布していない。

対象事業実施区域及びその周囲の内、千葉県においては「千葉県立自然公園条例」に基づく「県立印旛手賀自然公園」の普通地域と第3種特別地域が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の内、茨城県においては「茨城県立自然公園条例」に基づく県立自然公園は分布していない。

「県立印旛手賀自然公園」の指定区域は、図 3-2-5 に示すとおりである。

(2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域、「千葉県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域、「茨城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定地域は分布していない。

(3) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等の状況は、図 3-2-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、千葉県の特定猟具禁止区域（銃器）に含まれている。

(4) 首都圏近郊緑地保全区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の指定地域は分布していない。

(5) 生産緑地地区

対象事業実施区域及びその周囲における「生産緑地地区制度」に基づく生産緑地の状況は、「図 3-2-1 都市計画図」（「3-2-3 土地利用の状況」参照）に示すとおりである。

生産緑地は、対象事業実施区域の南側約 1km 以南に広がる都市計画区域内に点在している。

(6) 特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「特別緑地保全地区制度」に基づく特別緑地保全地区の指定地域は分布していない。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 普通地域
-  : 第三種特別地域

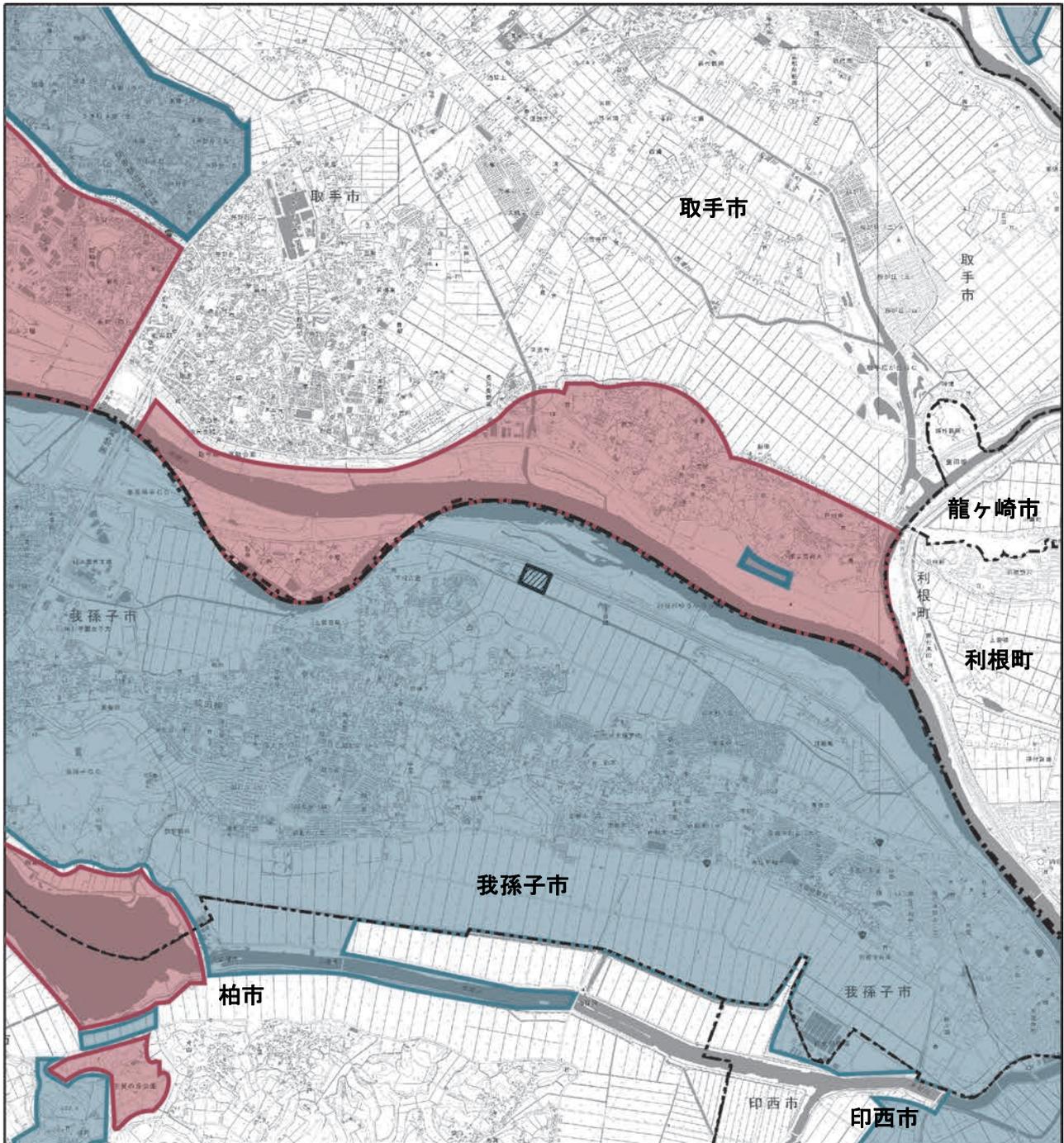


1:50,000



図 3-2-5 自然公園位置図

出典：「県立印旛手賀自然公園区域図および公園計画図」
(千葉県ホームページ)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 鳥獣保護区
-  : 特定猟具禁止区域（銃）

出典：「平成 27 年度千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」
 （千葉県ホームページ）
 「平成 27 年度茨城県鳥獣保護区等位置図（南部）」
 （茨城県ホームページ）



1:50,000



図 3-2-6 鳥獣保護区等位置図

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

「データで見る千葉県の商工業」(千葉県ホームページ)によると、対象事業実施区域が位置する千葉県では、天然ガス及びヨードを九十九里を中心として生産しているとの記録があるが、対象事業実施区域及びその周囲では、天然ガス及びヨードを生産されているとの記録は確認できなかった。また、茨城県のホームページを確認したところ、茨城県においては資源を生産しているとの記録は確認できなかった。

対象事業実施区域及びその周囲が位置する東葛飾地域振興事務所管内、印旛地域振興事務所管内における土石等採取の状況は、表 3-2-56 に示すとおりである。

茨城県のホームページを確認したところ、茨城県においては土石等採取の記録は確認できなかった。

表 3-2-56 土石等採取の状況（平成 26 年度）

区 域	砂利採取			土採取			岩石採取		
	採取 場数	認可 件数	認可数量 (千 m ³)	採取 場数	認可 件数	認可数量 (千 m ³)	採取 場数	認可 件数	認可数量 (千 m ³)
東葛飾地域振興事務所 (松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)	1	1	-	-	-	-	-	-	-
印旛地域振興事務所 (成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町)	12	13	1,014	1	1	22	-	-	-

出典：「データで見る千葉県の商工業」(千葉県ホームページ)

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する市町の内、千葉県内に位置する市のごみ処理状況の推移は表 3-2-57 に、茨城県に位置する市町の平成 24 年度のごみ処理状況は表 3-2-58 に示すとおりである。

我孫子市のごみ搬入量は平成 24 年度以降漸減傾向にあり、焼却及び焼却以外の中間処理も同様の傾向を示している。

表 3-2-57 ごみ処理状況の推移（千葉県）

市	年度	搬入量 (t)							処理内訳 (t)			1人1日 当たりの 排出量 (g)
		合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	焼却	焼却以外 の中間処理	資源化	
我孫子市	平成 22 年度	43,111	27,444	1,034	11,370	-	167	3,096	28,717	7,890	6,504	876
	平成 23 年度	45,324	27,803	1,107	11,482	-	199	4,733	28,929	15,688	707	922
	平成 24 年度	42,382	24,843	1,078	10,527	2,460	203	3,271	25,281	10,865	6,236	864
	平成 25 年度	41,580	23,517	1,026	10,338	5,062	242	1,395	24,028	11,485	6,067	851
	平成 26 年度	41,420	23,779	1,002	10,027	5,159	222	1,231	24,225	11,146	6,049	851
柏市	平成 22 年度	130,549	86,746	7,050	32,230	25	704	3,794	89,640	39,459	1,450	903
	平成 23 年度	133,660	88,808	7,415	32,760	25	779	3,873	91,580	40,683	1,591	919
	平成 24 年度	131,932	88,426	7,252	31,529	23	729	3,973	91,201	39,344	1,567	899
	平成 25 年度	133,370	89,896	7,534	30,718	23	714	4,485	93,119	38,672	1,579	905
	平成 26 年度	130,823	88,516	7,353	29,644	22	676	4,612	91,891	37,406	1,526	884
印西市	平成 22 年度	26,755	19,980	796	4,426	16	1,269	268	20,255	4,136	2,364	886
	平成 23 年度	27,689	20,990	758	4,287	10	1,407	246	21,224	4,223	2,201	901
	平成 24 年度	28,198	21,750	686	4,243	-	1,289	230	22,421	1,296	-	897
	平成 25 年度	28,572	21,874	603	4,270	33	887	905	22,295	6,272	5	900
	平成 26 年度	28,628	22,178	611	4,155	23	759	902	22,598	6,025	5	898

出典：「平成 22 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 24 年 8 月、千葉県）
「平成 23 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 25 年 6 月、千葉県）
「平成 24 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 26 年 7 月、千葉県）
「平成 25 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 27 年 8 月、千葉県）
「平成 26 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 28 年 7 月、千葉県）

表 3-2-58 ごみ処理状況の推移（茨城県：平成 24 年度）

市町	搬入量 (t)								処理内訳 (t)		
	合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	集団 回収量	焼却	焼却以外 の中間処理	直接 資源化
取手市	32,651	23,394	3,873	2,597	34	381	506	1,866	23,451	6,994	1,876
龍ヶ崎市	31,885	23,518	990	3,829	0	81	643	2,824	24,064	1,614	3,383
利根町	5,093	4,106	232	575	0	132	48	0	4,213	386	494

出典：「茨城県の一般廃棄物処理事業年報（平成 24 年度版）」（茨城県ホームページ）

(2) し尿処理状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する市町の内、千葉県内に位置する市のし尿処理状況の推移は表 3-2-59 に、茨城県に位置する市町の平成 24 年度のし尿処理状況は表 3-2-60 に示すとおりである。

我孫子市のし尿処理量は漸減傾向にある。

表 3-2-59 し尿処理状況の推移（千葉県）

市	年度	収集量 (kL)			処理量 (kL)	1人1日当たりの排出量 (L)	
		合計	し尿	浄化槽汚泥	し尿処理施設	し尿	浄化槽汚泥
我孫子市	平成 22 年度	12,216	2,437	9,779	12,216	3.182	1.010
	平成 23 年度	11,759	2,292	9,467	11,759	3.228	1.031
	平成 24 年度	11,309	2,092	9,217	11,309	3.081	1.001
	平成 25 年度	11,578	2,158	9,420	11,578	3.303	1.121
	平成 26 年度	10,878	1,541	9,337	10,878	2.536	1.121
柏市	平成 22 年度	26,631	5,367	21,264	26,631	2.526	0.867
	平成 23 年度	25,746	5,171	20,575	25,746	4.142	0.812
	平成 24 年度	24,406	4,800	19,606	24,406	2.555	0.765
	平成 25 年度	24,846	4,727	20,119	24,846	2.640	0.784
	平成 26 年度	24,283	4,848	19,435	24,283	2.894	0.784
印西市	平成 22 年度	7,018	1,457	5,561	7,018	5.719	0.887
	平成 23 年度	7,254	1,320	5,934	7,254	5.030	0.907
	平成 24 年度	7,187	1,157	6,030	7,187	4.796	0.904
	平成 25 年度	7,627	1,276	6,351	7,627	5.362	0.950
	平成 26 年度	7,917	1,392	6,525	7,917	5.950	0.972

出典：「平成 22 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 24 年 8 月、千葉県）
 「平成 23 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 25 年 6 月、千葉県）
 「平成 24 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 26 年 7 月、千葉県）
 「平成 25 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 27 年 8 月、千葉県）
 「平成 26 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成 28 年 7 月、千葉県）

表 3-2-60 し尿処理状況の推移（茨城県：平成 24 年度）

市町	収集量 (kL)			処理量 (kL)
	合計	し尿	浄化槽汚泥	し尿処理施設
取手市	23,750	4,638	19,112	23,750
龍ヶ崎市	13,259	1,969	11,290	13,259
利根町	2,404	384	2,020	2,403

出典：「茨城県の一般廃棄物処理事業年報（平成 24 年度版）」
 （茨城県ホームページ）

3. 公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する市町の公害苦情件数は、表 3-2-61 に示すとおりである。

我孫子市において最も苦情件数が多いのは「騒音・振動」であり、平成 26 年度は 30 件（約 50%）、次いで「悪臭」が 17 件（約 28%）である。

表 3-2-61 公害苦情件数

市町	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
我孫子市	2	1	0	30	1	0	17	10	61
柏市	96	7	0	72	6	0	53	19	253
印西市	12	0	0	14	1	0	8	65	100
取手市	2	0	0	10	1	0	5	180	198
龍ヶ崎市	25	2	0	13	1	0	6	24	71
利根町	4	0	0	4	0	0	2	5	15

注 1) 取手市及び利根町は平成 25 年度のデータである。

注 2) 龍ヶ崎市は平成 27 年度のデータである。

出典：「環境年報 平成 26 年（2014 年）度まとめ」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

「平成 26 年度版 柏市環境白書」（平成 27 年 12 月、柏市環境部環境政策課）

「印西市統計書 データいんざい 2015」（平成 28 年 3 月、千葉県印西市）

「平成 26 年度 茨城県統計年鑑」（茨城県ホームページ）

「平成 27 年度 事業実績データ集」（平成 28 年 8 月、龍ヶ崎市）

4. 文化財の状況

(1) 指定文化財及び登録文化財

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財の状況は表 3-2-62 に、指定文化財の分布は図 3-2-7 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する我孫子市には県指定文化財が 2 件、市指定文化財が 5 件分布しているが、対象事業実施区域の近傍には分布しておらず、最も近接する指定文化財は対象事業実施区域の南東約 1.4km、我孫子市新木 1812 に位置する葺不合神社（有形文化財（建造物））である。

表 3-2-62 指定文化財の状況

県	市	番号	指定区分	種類	名称	所在地	指定年月日
千葉県	我孫子市	1	県指定	有形民俗文化財	正泉寺の血盆経信仰資料	湖北台 9-12-36	H10. 3. 20
		2		史跡	相馬郡衛正倉跡	日秀字西 60-6 他	H7. 3. 14
		3	市指定	有形文化財（彫刻）	中里薬師堂薬師三尊及び十二神像	中里 238	H18. 3. 6
		4		有形文化財（建造物）	旧井上家住宅	相島新田 1	H24. 12. 28
		5		有形文化財（建造物）	葺不合神社	新木 1812	H24. 3. 29
		6		有形文化財（考古資料）	二十一仏武蔵石板碑	中峠 1148	H7. 5. 11
		7		天然記念物	ヒカリモ発生地	岡発戸（谷津ミュージアム内）	H28. 2. 29
	8	柏市	有形文化財（絵画）	聖画	手賀 422	H24. 3. 16	
	9		県指定	有形文化財（建造物）	旧手賀教会堂	手賀 661-1	H24. 3. 16
	10			史跡	北ノ作 1・2 号墳	片山 1155-1 他	H7. 3. 14
	11		市指定	史跡	旧手賀教会堂	手賀 666-2	S50. 12. 4
茨城県	取手市	12	県指定	有形文化財（建造物）	旧取手宿本陣染野家住宅主屋・土蔵 附表門	取手 2-16-41	H8. 1. 25 H26. 1. 27
		13		有形文化財（建造物）	長禅寺三世堂	取手 2-9-1	H16. 1. 8
		14		有形文化財（建造物）	東漸寺観音堂・山門 附宮殿・棟札	本郷 3-9-19	H27. 1. 22
		15		史跡	本多作左衛門重次墳墓	台宿 2-3167	S9. 8. 3
		16	市指定	有形文化財（建造物）	八坂神社拜殿・本殿	東 1-2-9	S56. 2. 3
		17		史跡	中妻貝塚	小文間 4269-1 他 小文間 4263-4 他	H8. 4. 1 H11. 4. 1
		18		史跡	旧取手宿本陣（染野家住宅）	取手 2-16-41	S62. 1. 1
		利根町	19	国指定	有形文化財（工芸品）	金銅板両界曼荼羅	東京国立博物館
	20		町指定	有形文化財（絵画）	間引き絵馬	布川 3004	-
	21			有形文化財（絵画）	杉野嵩雲絵馬	布川 3008	-
	22			有形文化財（絵画）	布川河岸絵馬	布川 3008	-
	23			有形文化財（絵画）	搾油絵馬	布川 3008	-
	24			有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	布川 3004	-
	25	有形文化財（工芸品）		杉野東山篆額	布川 3008	-	
26	史跡	布川城跡	布川 3004 他	-			

出典：「県指定文化財」（千葉県ホームページ）

「市内の指定文化財」（我孫子市ホームページ）

「市指定文化財」（我孫子市ホームページ）

「指定文化財」（柏市ホームページ）

「柏市統計書エクセルデータ」（柏市ホームページ）

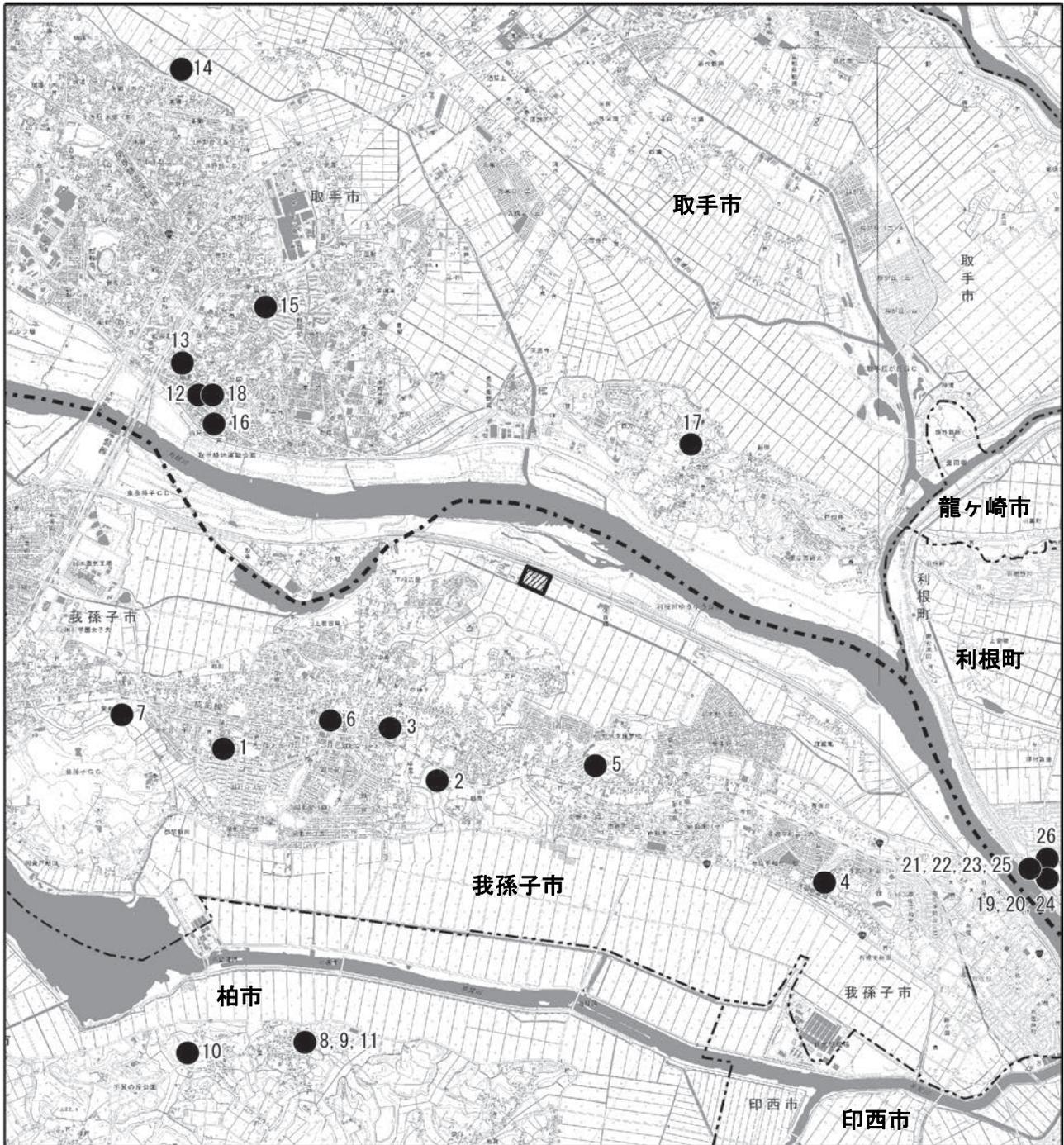
「印西市内の文化財一覧」（印西市ホームページ）

「市町村別 国・県指定文化財一覧」（茨城県教育委員会ホームページ）

「取手市の指定文化財一覧」（取手市ホームページ）

「龍ヶ崎市指定及び登録文化財一覧」（龍ヶ崎市ホームページ）

「史跡・文化財（国・県および町指定文化財）」（利根町ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 指定文化財

注) 但し、19番は東京国立博物館で保管されている。

出典：「市内の指定文化財」(我孫子市ホームページ)
 「指定文化財」(柏市ホームページ)
 「柏市統計書エクセルデータ」(柏市ホームページ)
 「取手市の指定文化財一覧」(取手市ホームページ)
 「史跡・文化財(国・県および町指定文化財)」
 (利根町ホームページ)



1:50,000



図 3-2-7 指定文化財の状況

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況は表 3-2-63(1)～(6)に、埋蔵文化財の分布は図 3-2-8 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍には埋蔵文化財包蔵地は分布していないものの、対象事業実施区域から約 400m 程度離れた西～南側一帯には数多くの埋蔵文化財包蔵地等が分布している。

表 3-2-63(1) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	我孫子市	1	和田城跡	我孫子市布佐字保久天 1275 他	城館跡
		2	和田前台南遺跡	我孫子市布佐字和田前台 1336 他	包蔵地
		3	和田前台遺跡	我孫子市布佐字和田前台 1318 他	包蔵地
		4	花輪前古墳	我孫子市布佐字花輪前 1373 他	古墳
		5	大砂遺跡	我孫子市布佐字大砂 2134 他	包蔵地
		6	道祖神前古墳	我孫子市布佐字道祖神前 718 他	古墳
		7	宮作遺跡	我孫子市布佐字宮作 1146 他	集落跡
		8	布佐一里塚	我孫子市布佐字一里塚 1125-1	塚
		9	勢至前遺跡	我孫子市布佐字勢至前 1114 他	集落跡
		10	一里塚	我孫子市布佐字一里塚 800 他	包蔵地
		11	栗牧遺跡	我孫子市布佐字栗牧 821 他	包蔵地
		12	栗牧西遺跡	我孫子市布佐字北原地 834 他	包蔵地
		13	丑高入遺跡	我孫子市布佐字原地丑高入 1873 他	包蔵地
		14	南大作遺跡	我孫子市布佐字源地丑高入 1856 他	包蔵地
		15	原地遺跡	我孫子市布佐字原地 940 他	包蔵地
		16	北大作遺跡	我孫子市布佐字北大作 876 他	包蔵地, 集落跡
		17	北原地東遺跡	我孫子市新木野 2 丁目	包蔵地
		18	北原地遺跡	我孫子市新木野 2 丁目	包蔵地
		19	五郎地遺跡	我孫子市新木字五郎地 1631 他	包蔵地
		20	薬師前遺跡	我孫子市新木字薬師前 1421 他	包蔵地, 集落跡
		21	イチゴ尻遺跡	我孫子市新木字大作台 2082 他	集落跡
		22	新木南遺跡	我孫子市新木字南 1914 他	包蔵地, 集落跡
		23	羽黒前遺跡	我孫子市新木字羽黒前 2472 他	包蔵地, 集落跡, 城館跡
		24	兎尻遺跡	我孫子市新木字兎尻 3134 他	包蔵地, 集落跡
		25	君作遺跡	我孫子市新木字君作 3083 他	集落跡
		26	平市遺跡	我孫子市新木字平市 2638 他	包蔵地
		27	四間戸遺跡	我孫子市日秀字四間戸 311 他	包蔵地
		28	堀込古墳	我孫子市日秀字堀込 237 他	古墳
		29	アザミ作遺跡	我孫子市日秀字アザミ作 278 他	包蔵地
		30	チアミ遺跡	我孫子市日秀字チアミ 101 他	集落跡
		31	将門神社遺跡	我孫子市日秀字宮前 124 他	集落跡
		32	日秀宮前古墳	我孫子市日秀字宮前 131 他	古墳
		33	日秀西遺跡	我孫子市日秀字西 70 他	包蔵地, 集落跡, 官衙跡, 郡衙跡
		34	西原遺跡	我孫子市日秀字西原 26 他	包蔵地, 集落跡
		35	別当地遺跡	我孫子市中里字別当地 115 他	包蔵地, 集落跡

表 3-2-63(2) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	我孫子市	36	南原遺跡	我孫子市中里字南原 664 他	包蔵地、集落跡
		37	南久保作遺跡	我孫子市中里字南久保作 493 他	集落跡
		38	北久保作遺跡	我孫子市中里字北久保作 185 他	集落跡
		39	野守遺跡	我孫子市古戸字野守 525 他	集落跡
		40	原遺跡	我孫子市古戸字宮前 4 他	集落跡
		41	高根古墳	我孫子市中峠字高根 2185 他	古墳
		42	高根遺跡	我孫子市中峠字高根 2165 他	集落跡
		43	古戸貝塚	我孫子市古戸字宮前 2 他	包蔵地、貝塚、集落跡
		44	才道地遺跡	我孫子市中峠字才道地 2090 他	包蔵地
		45	大久保遺跡	我孫子市中峠字下大久保 2079 他	集落跡
		46	下宅地遺跡	我孫子市中峠字下宅地裏 2000 他	包蔵地
		47	下中宅地裏東遺跡	我孫子市中峠字下中宅地裏 1887 他	包蔵地
		48	下中宅地裏遺跡	我孫子市中峠字下中宅地裏 1869 他	貝塚、包蔵地
		49	神明前遺跡	我孫子市中峠字神明前 1141	包蔵地
		50	宿通中北側遺跡	我孫子市中峠字宿通中北側 1417 他	包蔵地
		51	中峠北古墳群	我孫子市中峠字宿通中北側 1416 他	古墳
		52	下新田遺跡	我孫子市中峠字下新田 1815 他	包蔵地
		53	大坂台遺跡	我孫子市中峠字大坂台 3064 他	包蔵地
		54	下根古屋遺跡	我孫子市中峠字天地久保台 3009 他	包蔵地
		55	黒古台遺跡	我孫子市中峠字黒古台 3084 他	包蔵地
		56	下根古屋古墳	我孫子市中峠字下根古屋 3743 他	古墳
		57	根古屋原遺跡	我孫子市中峠字根古屋原 3000 他	包蔵地、古墳
		58	海老宿遺跡	我孫子市中峠字海老宿 3795 他	包蔵地、古墳
		59	芝原城跡	我孫子市中峠字外野津台 3825 他	城館跡
		60	外谷津遺跡	我孫子市中峠字外谷津 1559 他	包蔵地
		61	赤坂古墳	我孫子市都部字赤坂 460 他	古墳
		62	小山台遺跡	我孫子市都部字小山台 493 他	貝塚
		63	鹿島脇遺跡	我孫子市都部字鹿島脇 100 他	包蔵地
		64	岡発戸新田貝塚	我孫子市岡発戸字榎町 1356 他	貝塚
		65	仲谷津遺跡	我孫子市岡発戸字仲谷津 1475 他	包蔵地
		66	台畑遺跡	我孫子市岡発戸字台畑 610 他	包蔵地
		67	岡発戸古墳群	我孫子市下ヶ戸字東 628 他	古墳
		68	茶ノ木遺跡	我孫子市岡発戸字茶ノ木 896 他	包蔵地
		69	中屋敷遺跡	我孫子市下ヶ戸字中谷敷 573 他	包蔵地
		70	下ヶ戸貝塚	我孫子市下ヶ戸字宮前 732 他	貝塚、集落跡
		71	台地遺跡	我孫子市岡発戸字台地 1284 他	包蔵地
		72	滝前遺跡	我孫子市岡発戸字陣場 1207 他	包蔵地、集落跡
		73	下ヶ戸向原遺跡	我孫子市東我孫子 1 丁目	包蔵地
		74	西原古墳	我孫子市下ヶ戸字西原 2269 他	古墳
		75	西原南遺跡	我孫子市下ヶ戸字西原 249 他	包蔵地
		76	西原北遺跡	我孫子市下ヶ戸字西原 236 他	包蔵地

表 3-2-63(3) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	柏市	77	宮ノ崎遺跡	柏市布瀬字納尾 2304 他	包蔵地
		78	布瀬向山遺跡	柏市布瀬向山 2352 他	集落跡
		79	布瀬向山観音塚	柏市布瀬字向山 2400-1	塚
		80	松前陣屋跡	柏市布瀬字東原 2515 他	城館跡
		81	宮前古墳群	柏市布瀬字木戸下 2002-2 他	古墳
		82	浅間貝塚	柏市布瀬字宮前 2172 他	貝塚
		83	布瀬貝塚	柏市布瀬字宮前 1385 他	貝塚
		84	宮前第 2 遺跡	柏市布瀬字宮前 1401 他	包蔵地
		85	宮前第 1 遺跡	柏市布瀬字宮前 1309 他	包蔵地
		86	腰巻遺跡	柏市布瀬字木戸口 1453 他	包蔵地
		87	佐久間屋敷遺跡	柏市布瀬字西口 1552 他	包蔵地
		88	駒形遺跡	柏市布瀬字駒形 1588-2 他	包蔵地
		89	布瀬西口第 2 遺跡	柏市布瀬字西口 1496 他	包蔵地
		90	布瀬西口第 1 遺跡	柏市布瀬西口 1500 他	包蔵地
		91	城戸古墳群	柏市布瀬字西口 1536 他	古墳
		92	高野館遺跡	柏市布瀬字高野 565 他	城館跡
		93	四条前遺跡	柏市布瀬字大峠台 419 他	集落跡
		94	右理遺跡	柏市手賀字右理 430-1 他	包蔵地
		95	狸穴第 2 遺跡	柏市手賀字狸穴 72-1 他	包蔵地
		96	狸穴第 1 遺跡	柏市手賀字狸穴 65 他	包蔵地
		97	木戸脇台第 2 遺跡	柏市手賀字木戸脇台 1345-1 他	包蔵地
		98	京音遺跡	柏市手賀字京音 509 他	包蔵地
		99	原出口古墳群	柏市手賀字原出口 1372 他	古墳
		100	薬師下第 1 遺跡	柏市手賀字薬師下 1013 他	包蔵地
		101	手賀船戸貝塚	柏市手賀字船戸 565-1	貝塚
		102	手賀遺跡	柏市手賀字船戸 593 他	包蔵地
		103	寺台遺跡(手賀廃寺跡)	柏市手賀字寺台 307 他	包蔵地、寺院跡
		104	薬師下第 2 遺跡	柏市手賀字薬師下 1137 他	包蔵地
		105	手賀宮前遺跡	柏市手賀字宮前 1000 他	包蔵地
		106	仲台遺跡	柏市手賀字仲台 992 他	包蔵地
		107	明坊池貝塚	柏市手賀字明坊池 893 他	貝塚
		108	仲田遺跡	柏市手賀字仲田 839-1 他	包蔵地
		109	手賀城跡	柏市手賀字西辺田 717 他	包蔵地、城館跡
110	片山宮前遺跡	柏市片山宮前 550 他	包蔵地		
111	明坊池遺跡	柏市手賀字明坊池 916 他	包蔵地		
112	荒久遺跡	柏市片山字荒久 496 他	包蔵地		
113	久保作遺跡	柏市片山字久保作 593	包蔵地		
114	経塚遺跡	柏市片山字経塚 1110 他	集落跡		
115	北ノ作古墳群	柏市片山字北ノ作 1161 他	古墳		
116	柳戸砦跡	柏市柳戸字中郷 405 他	城館跡		
117	中郷古墳群	柏市柳戸字中郷 407-1	古墳		

表 3-2-63(4) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	柏市	118	鶴居西原遺跡	柏市柳戸字西原 503 他	包蔵地
		119	片山古墳群	柏市片山字馬坂 834-1 他	包蔵地、古墳、集落跡
		120	六本松古墳	柏市柳戸字六本松 531-1 他	古墳
		121	丑新田遺跡	柏市柳戸字丑新田 542 他	貝塚, 包蔵地
		122	石揚遺跡	柏市泉字石揚 1254 他	包蔵地, 集落跡, 古墳
		123	オツコシ古墳群	柏市泉字滝台 1195-1 他	古墳
		124	中台山遺跡	柏市泉字中台山 1257-3 他	包蔵地
		125	埜遺跡	柏市泉字桐返し 691-1 他	包蔵地
		126	古房遺跡	柏市泉字古房 1332-1 他	包蔵地
		127	荒井台遺跡	柏市泉字荒井台 627-1 他	包蔵地

表 3-2-63(5) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
茨城県	取手市	128	中谷津 1 遺跡	取手市小文間字中谷津	包蔵地
		129	戸田井遺跡	取手市小文間字戸田井 4553	包蔵地
		130	中谷津 2 遺跡	取手市小文間字中谷津	包蔵地
		131	台道南 2 遺跡	取手市小文間字台道南	包蔵地
		132	台道南 3 遺跡	取手市小文間字台道南	包蔵地
		133	宗二郎坂古墳	取手市小文間字台道南 4784-8	古墳
		134	春日神社遺跡	取手市小文間字谷耕地 4449-52, 4400-10, 台道南 5468	包蔵地
		135	小文間城跡	取手市小文間字台道南 5511-5	城館跡
		136	台道南遺跡	取手市小文間字台道南 5518-30	包蔵地
		137	中妻貝塚	取手市小文間字中妻耕地 4263-4, 4269-1, 4270-1, 4302-3 外	貝塚
		138	谷耕地遺跡	取手市小文間寺谷耕地 4166	集落跡
		139	西方貝塚	取手市小文間字谷耕地 3879 外	貝塚
		140	谷耕地遺跡	取手市小文間字谷耕地 4155-1 外	包蔵地
		141	西方遺跡	取手市小文間字谷耕地	包蔵地
		142	谷耕地地下貝塚	取手市小文間字谷耕地 3740	貝塚
		143	高畑遺跡	取手市東 6 丁目(旧: 台宿字高畑)	包蔵地
		144	長町遺跡	取手市青柳字長町	包蔵地
		145	観音免遺跡	取手市井野字観音免	包蔵地
		146	台宿二本松遺跡	取手市台宿 1 丁目 383-1 外	集落跡
		147	台宿貝塚	取手市台宿 2 丁目 446-2 外	貝塚
148	本多作左衛門重次墳墓	取手市台宿 2 丁目 3167 番地	その他		
149	花輪台遺跡	取手市井野字花輪台 2598	包蔵地		
150	旧取手宿本陣	取手市取手 2 丁目 16-41	その他		
151	寺前遺跡	取手市台宿 2 丁目(旧: 井野字寺前)	包蔵地		
152	南中原遺跡	取手市井野台 1 丁目 2687-1 外	包蔵地		
153	北中原遺跡	取手市井野字北中原 2441 外	集落跡		

表 3-2-63(6) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
茨城県	取手市	154	除戸遺跡	取手市井野字除戸 1634 外	包蔵地
		155	寺田耕地遺跡	取手市寺田字寺田耕地 1598 外	包蔵地
		156	山王台遺跡	取手市新町 4 丁目(旧：取手字山王台)	包蔵地
		157	取手一里塚	取手市新町 2 丁目(旧：取手字一里塚)	包蔵地
		158	中原遺跡	取手市井野字中原 2894-5	包蔵地
		159	大鹿城跡	取手市白山 6 丁目乙 727 外	城館跡
		160	西浦遺跡	取手市寺田字西浦	包蔵地
		161	西浦 2 遺跡	取手市本郷 1 丁目(旧：寺田字西浦)	包蔵地
		162	駒場 1 遺跡	取手市寺田字駒場	包蔵地
		163	駒場 2 遺跡	取手市寺田字駒場	包蔵地
		164	稲向原 1 遺跡	取手市稲字向原 478 外	集落跡
		165	稲向原 2 遺跡	取手市稲字向原 432-1 外	集落跡
		166	後山遺跡	取手市寺田字後山 3687-1 外	包蔵地
	龍ヶ崎市	167	大坂道付遺跡	龍ヶ崎市羽黒町大坂道付 276 外	包蔵地
		168	大坂道付遺跡	龍ヶ崎市羽黒町大坂道付 276 外	包蔵地
	利根町	169	羽根野台 C 遺跡	利根町羽根野 927-1 外	包蔵地
		170	羽根野台 B 遺跡	利根町羽根野 958	包蔵地
		171	羽根野台 A 遺跡	利根町羽根野 800-73	包蔵地
		172	布川城跡	利根町布川 3004 外	包蔵地

注) 我孫子市の埋蔵文化財の分布は「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36. 埋蔵文化財」に従った。

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県教育委員会ホームページ)

「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36. 埋蔵文化財」(我孫子市ホームページ)

「いばらきデジタルマップ 文化財」(茨城県ホームページ)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 埋蔵文化財包蔵地
-  : 埋蔵文化財確認地点



1:50,000



注) 我孫子市の埋蔵文化財の分布は「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36.埋蔵文化財」に従った。

出典:「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県教育委員会ホームページ)
「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36.埋蔵文化財」(茨城県ホームページ)
「いばらきデジタルマップ 文化財」

図 3-2-8 埋蔵文化財の状況

本図書に掲載した地図のうち、5万分の1の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 28 情複、第 1153 号)